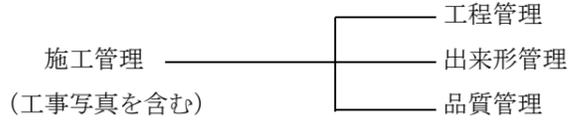
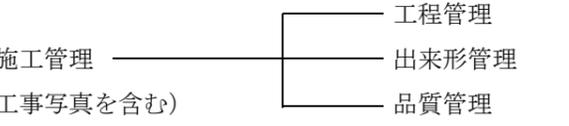
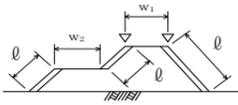
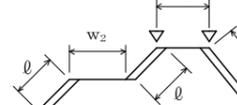
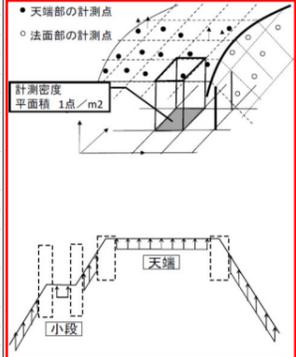


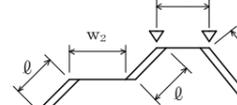
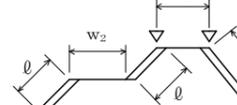
神奈川県 土木工事施工管理基準(令和4年4月版)	神奈川県 土木工事施工管理基準(平成28年4月版)	摘 要
<p style="text-align: center;">土木工事施工管理基準</p> <p>この土木工事施工管理基準(以下、「管理基準」とする。)は、土木工事共通仕様書 第1編 1-1-1-<u>24</u>「施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。</p> <p>1. 目 的</p> <p>この管理基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。</p> <p>2. 適 用</p> <p>この管理基準は神奈川県県土整備局が発注する土木工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合、または、基準、規格値が定められていない工種については、監督員と協議の上、施工管理を行うものとする。</p> <p>3. 構 成</p> <div style="text-align: center;">  <pre> graph LR A[施工管理 (工事写真を含む)] --- B[工程管理] A --- C[出来形管理] A --- D[品質管理] </pre> </div> <p>4. 管理の実施</p> <p>(1) 受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。</p> <p>(2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、測定(試験)等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、測定(試験)等の結果をその都度管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。</p> <p>5. 管理項目及び方法</p> <p>(1) 工程管理</p> <p>受注者は、工事内容に応じて適切な工程管理(ネットワーク、バーチャート方式など)を行うものとする。ただし、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。</p> <p>(2) 出来形管理</p> <p>受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表を作成し管理するものとする。</p> <p>なお、出来形管理図表は出来形のばらつきが確認できるように、「神奈川県請負工事成績評価採点基準 - 調査項目別運用表(別紙4)ばらつきの方」を参考に作成するものとする。</p> <p>また、測定基準において測定箇所数「〇〇につき1ヶ所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">土木工事施工管理基準</p> <p>この土木工事施工管理基準(以下、「管理基準」とする。)は、土木工事共通仕様書 第1編 1-1-1-<u>23</u>「施工管理」に規定する土木工事の施工管理及び規格値の基準を定めたものである。</p> <p>1. 目 的</p> <p>この管理基準は、土木工事の施工について、契約図書に定められた工期、工事目的物の出来形及び品質規格の確保を図ることを目的とする。</p> <p>2. 適 用</p> <p>この管理基準は、神奈川県県土整備局が発注する土木工事について適用する。ただし、設計図書に明示されていない仮設構造物等は除くものとする。また、工事の種類、規模、施工条件等により、この管理基準によりがたい場合、または、基準、規格値が定められていない工種については、監督員と協議の上、施工管理を行うものとする。</p> <p>3. 構 成</p> <div style="text-align: center;">  <pre> graph LR A[施工管理 (工事写真を含む)] --- B[工程管理] A --- C[出来形管理] A --- D[品質管理] </pre> </div> <p>4. 管理の実施</p> <p>(1) 受注者は、工事施工前に、施工管理計画及び施工管理担当者を定めなければならない。</p> <p>(2) 施工管理担当者は、当該工事の施工内容を把握し、適切な施工管理を行わなければならない。</p> <p>(3) 受注者は、測定(試験)等を工事の施工と並行して、管理の目的が達せられるよう速やかに実施しなければならない。</p> <p>(4) 受注者は、測定(試験)等の結果をその都度管理図表等に記録し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。</p> <p>5. 管理項目及び方法</p> <p>(1) 工程管理</p> <p>受注者は、工事内容に応じて適切な工程管理(ネットワーク、バーチャート方式など)を行うものとする。ただし、応急処理又は維持工事等の当初工事計画が困難な工事内容については、省略できるものとする。</p> <p>(2) 出来形管理</p> <p>受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表を作成し管理するものとする。</p> <p>なお、出来形管理図表は出来形のばらつきが確認できるように、「神奈川県請負工事成績評価採点基準 - 調査項目別運用表(別紙4)ばらつきの方」を参考に作成するものとする。</p> <p>また、測定基準において測定箇所数「〇〇につき1ヶ所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。</p>	<p>P 1 - 4</p>
	<p>(1) 出来形管理</p> <p>受注者は、出来形を出来形管理基準に定める測定項目及び測定基準により実測し、設計値と実測値を対比して記録した出来形管理図表を作成し管理するものとする。</p> <p>なお、出来形管理図表は出来形のばらつきが確認できるように、「神奈川県請負工事成績評価採点基準 - 調査項目別運用表(別紙4)ばらつきの方」を参考に作成するものとする。</p> <p>また、測定基準において測定箇所数「〇〇につき1ヶ所」となっている項目については、小数点以下を切り上げた箇所数測定するものとする。</p>	<p>P 1 - 5</p>

神奈川県 土木工事施工管理基準(令和4年4月版)	神奈川県 土木工事施工管理基準(平成28年4月版)	摘 要
<p>(3) 品質管理</p> <p>受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理し、その管理内容に応じた品質管理図表を作成するものとする。</p> <p>なお、品質管理図表は品質のばらつきが確認できるように、「神奈川県請負工事成績評定採点基準 - 考查項目別運用表（別紙4）ばらつきのかえ方」を参考に作成するものとする。</p> <p>この品質管理基準の適用は、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものとする。</p> <p>6. 規格値</p> <p>受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値は、すべて規格値を満足しなければならない。</p> <p>7. その他</p> <p>(1) 工事写真</p> <p>受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。</p>	<p>(3) 品質管理</p> <p>受注者は、品質を品質管理基準に定める試験項目、試験方法及び試験基準により管理し、その管理内容に応じた品質管理図表を作成するものとする。</p> <p>なお、品質管理図表は品質のばらつきが確認できるように、「神奈川県請負工事成績評定採点基準 - 考查項目別運用表（別紙4）ばらつきのかえ方」を参考に作成するものとする。</p> <p>この品質管理基準の適用は、試験区分で「必須」となっている試験項目は、全面的に実施するものとする。また、試験区分で「その他」となっている試験項目は、特記仕様書で指定するものを実施するものとする。</p> <p>6. 規 格 値</p> <p>受注者は、出来形管理基準及び品質管理基準により測定した各実測（試験・検査・計測）値は、すべて規格値を満足しなければならない。</p> <p>7. そ の 他</p> <p>(1) 工事写真</p> <p>受注者は、工事写真を施工管理の手段として、各工事の施工段階及び工事完成後明視できない箇所の施工状況、出来形寸法、品質管理状況、工事中の災害写真等を写真管理基準により撮影し、適切な管理のもとに保管し、監督員の請求に対し速やかに提示するとともに、工事完成時に提出しなければならない。</p>	P 1 - 5
<p><u>(2) 情報化施工</u></p> <p><u>10,000m³以上の土工の出来形管理については、「情報化施工技術の使用原則化について」（平成25年3月15日付け国官技第291号、国総公第133号）による。</u></p> <p><u>ただし、「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」は「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編」に読み替えるものとし、「TSを用いた出来形管理の監督・検査要領（河川土工編）」及び「TSを用いた出来形管理の監督・検査要領（道路土工編）」は「TS等光波方式を用いた出来形管理の監督・検査要領（土工編）（案）」に読み替えるものとする。</u></p> <p><u>(3) 3次元データによる出来形管理</u></p> <p><u>土工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 多点計測技術（面管理の場合）」または「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定によるものとする。</u></p> <p><u>また、舗装工において、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 多点計測技術（面管理の場合）」または「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定によるものとする。</u></p> <p><u>河川浚渫工においては、3次元データを用いた出来形管理を行う場合は、管理基準のほか、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）河川浚渫工編」の規定によるものとする。</u></p> <p><u>なお、ここでいう3次元データとは、工事目的物あるいは現地地形の形状を3次元空間上に再現するために必要なデータである。</u></p> <p><u>(4) 施工箇所が点在する工事</u></p> <p><u>施工箇所が点在する工事については、施工箇所毎に測定（試験）基準を設定するものとする。</u></p> <p><u>なお、これにより難しい場合は、監督員と協議しなければならない。</u></p>		P 1 - 6

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所							
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2	1	掘削工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 多点計測技術（断面管理の場合）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎、基準高は掘削部の両端で測定。								
						法長 l	l < 5 m			-200						
							l ≥ 5 m			法長-4%						
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2	2	掘削工 (面管理の場合)	<table border="1"> <tr> <td>平場</td> <td>標高較差</td> <td>±50</td> <td>±150</td> </tr> <tr> <td>法面 (小段含む)</td> <td>水平または標高較差</td> <td>±70</td> <td>±160</td> </tr> </table>	平場	標高較差	±50	±150	法面 (小段含む)	水平または標高較差	±70	±160	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。	
平場	標高較差	±50	±150													
法面 (小段含む)	水平または標高較差	±70	±160													
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2	3	掘削工 (水中部) (面管理の場合)	<table border="1"> <tr> <td>平場</td> <td>標高較差</td> <td>±50</td> <td>±300</td> </tr> <tr> <td>法面 (小段含む)</td> <td>水平または標高較差</td> <td>±70</td> <td>±300</td> </tr> </table>	平場	標高較差	±50	±300	法面 (小段含む)	水平または標高較差	±70	±300	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）河川浚渫工事編」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、そのほか本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面の全面とし、すべての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。	
平場	標高較差	±50	±300													
法面 (小段含む)	水平または標高較差	±70	±300													

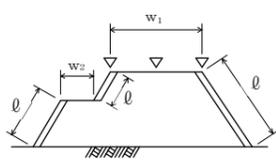
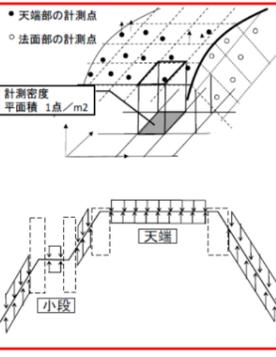
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	2		掘削工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は掘削部の両端で測定。 ただし、「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」（平成24年3月29日付け国官技第347号、国総公第85号）の規定による場合は、設計図書の測点毎、基準高は掘削部の両端で計測。		
						法長 l	l < 5 m			-200
							l ≥ 5 m			法長-4%

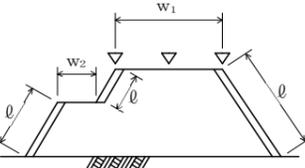
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3	1	盛土工	基準高▽	-50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。基準高は各法層で測定。ただし、「 <u>3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 計測技術（断面管理の場合）</u> 」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎、基準高は各法層で測定。 	
						法長 ℓ	ℓ < 5 m		
ℓ ≥ 5 m	法長-2%								
幅 w ₁ , w ₂	-100								
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3	2	盛土工 (面管理の場合)		平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「 <u>3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 多点計測技術（面管理の場合）</u> 」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法層、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。 
						天端	標高較差	-50	
法面 4割く勾配	標高較差	-50	-170						
法面 4割≧勾配 (小段含む) ※ただし、 ここでの勾配は、鉛直方向の長さ1に対する、水平方向の長さXをX割と表したものを	標高較差	-60	-170						

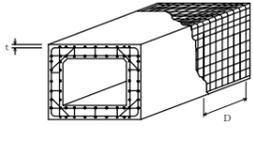
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
1 共通編	2 土工	3 河川・海岸・砂防土工	3		盛土工	基準高▽	-50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。基準高は各法層で測定。ただし、「 <u>TSを用いた出来形管理要領（土工編）</u> 、（平成24年3月29日付け国官技第347号、国総公第85号）の規定による場合は、設計図書の測点毎、基準高は掘削部の両端で計測 	
						法長 ℓ	ℓ < 5 m		
ℓ ≥ 5 m	法長-2%								
幅 w ₁ , w ₂	-100								

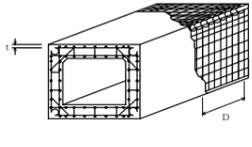
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所		
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2	11	掘削工	基準高▽	±50	<p>施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書に測点毎、基準高は、<u>道路中心線及び端部で測定。</u></p>			
						法長ℓ	ℓ<5m			-200	
							ℓ≥5m			法長-4%	
						幅	w			-100	
1 共通編	2 土工	4 道路土工	21	21	掘削工 (面管理の場合)		平均値	個々の計測値	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 多点計測技術（面管理の場合）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m²（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。</p>		
						平地	標高較差	±50			±150
						法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70			±160
						法面 (軟岩1) (小段含む)	水平または 標高較差	±70			±330

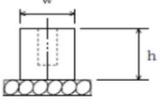
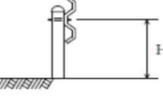
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	
1 共通編	2 土工	4 道路土工	2		掘削工	基準高▽	±50	<p>施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。基準高は、<u>道路中心線及び端部で測定。</u>ただし、「TSを用いた出来形管理要領（土工編）（平成24年3月29日付け国官技第347号、国総公第85号）」の規定による場合は、設計図書の測点毎、基準高は<u>掘削部の両端で計測</u></p>		
						法長ℓ	ℓ<5m			-200
							ℓ≥5m			法長-4%
						幅	w			-100

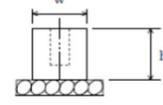
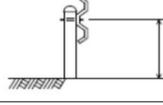
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所		
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4	11	路体盛土工 路床盛土工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。ただし、「 <u>3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 計測技術（断面管理の場合）</u> 」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎、基準高は、 <u>道路中心線及び端部で測定。</u>			
						法長 ℓ	ℓ < 5 m			-100	
							ℓ ≥ 5 m			法長-2%	
						幅 W1, W2				-100	
11 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4	21	路体盛土工 路床盛土工 (面管理の場合)	天端	標高較差	±50	1. 3次元データによる出来形管理において「 <u>3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）土工編 多点計測技術（面管理の場合）</u> 」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法層、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		
						法面 (小段含む)	標高較差	±80			±190
						平均値					個々の計測値

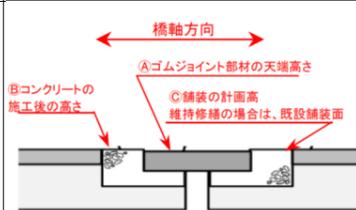
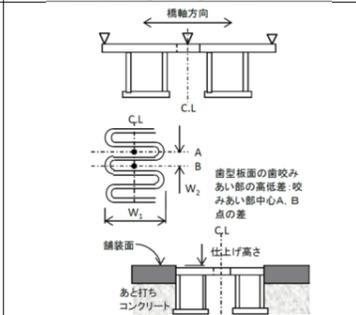
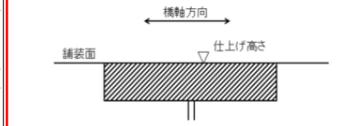
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	
1 共通編	2 土工	4 道路土工	3 4		路体盛土工 路床盛土工	基準高▽	±50	施工延長40mにつき1ヶ所、延長40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。基準高は、道路中心線及び端部で測定。ただし、「TSを用いた出来形管理要領（土工編）」（平成24年3月29日付け国官技第347号、国総公第85号）の規定による場合は、設計図書の測点毎、基準高は <u>掘削部の両端で計測</u>		
						法長 ℓ	ℓ < 5 m			-100
							ℓ ≥ 5 m			法長-2%
						幅 W1, W2				-100

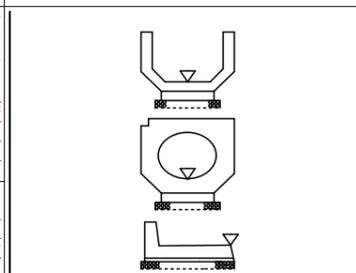
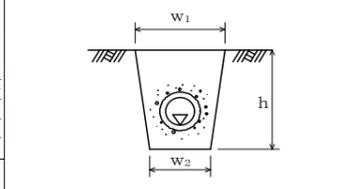
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
1 共通編	3 無筋、鉄筋 コンクリート	7 鉄筋工	4		組立て	平均間隔 d	±φ	$d = \frac{D}{n-1}$ D：n本間の延長 n：10本程度とする φ：鉄筋径 工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶり、コンクリート標準示方書（設計編：標準7編2章2.1）参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編5.2）による。 注1）重要構造物かつ主鉄筋について適用する。 注2）橋梁コンクリート床版桁（PC橋含む）の鉄筋については、第3編3-2-18-2床版工を適用する。 注3）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状況及びかぶり測定要領」も併せて適用する。	
						かぶり t	±φかつ 最小かぶり 以上		

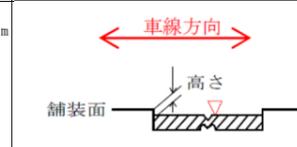
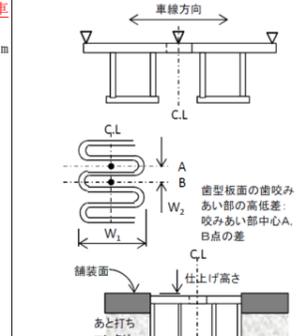
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
1 共通編	3 無筋、鉄筋 コンクリート	7 鉄筋工	4		組立て	平均間隔 d	±φ	$d = \frac{D}{n-1}$ D：n本間の延長 n：10本程度とする φ：鉄筋径 工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶり、コンクリート標準示方書（設計編：標準7編2章2.1）参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書（Ⅲコンクリート橋編6.6）による。 注1）重要構造物かつ主鉄筋について適用する。 注2）橋梁コンクリート床版桁（PC橋含む）の鉄筋については、第3編3-2-18-2床版工を適用する。 注3）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状況及びかぶり測定要領」も併せて適用する。	
						かぶり t	±φかつ 最小かぶり 以上		

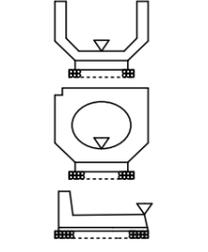
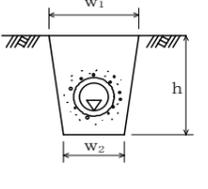
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	
3 土木工事 共通編	2 一般施工	3 共通的 工種	5		縁石工 (縁石・アスカープ)	延長 L	-200	1ヶ所/1施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
3 土木工事 共通編	2 一般施工	3 共通的 工種	8	1	路側防護柵工 (ガードレール)	基礎	幅 W	-30	1ヶ所/施工延長40m 40m以下のものは、2ヶ所/1施工箇所	
							高さ h	-30		
						ビーム取付高 H	+30 -20	1ヶ所/1施工箇所		
3 土木工事 共通編	2 一般施工	3 共通的 工種	11		コンクリート面塗装工	塗料使用量	鋼道路橋防食便覧Ⅱ-82「表-Ⅱ.5.5 各塗料の標準使用量と標準膜厚」の標準使用量以上	塗装系ごとの塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗付作業の開始前に搬入量（充缶数）と、塗付作業終了時に使用量（空缶数）を確認し、各々必要量以上であることを確認する。 1ロットの大きさは500㎡とする。		

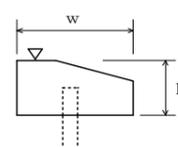
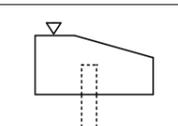
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	
3 土木工事 共通編	2 一般施工	3 共通的 工種	5		縁石工 (縁石・アスカープ)	延長 L	-200	1ヶ所/1施工箇所		
3 土木工事 共通編	2 一般施工	3 共通的 工種	8	1	路側防護柵工 (ガードレール工)	基礎	幅 W	-30	1ヶ所/施工延長(40m) 40m以下のものは、2ヶ所/1施工箇所	
							高さ h	-30		
						ビーム取付高 H	+30 -20	1ヶ所/1施工箇所		
3 土木工事 共通編	2 一般施工	3 共通的 工種	11		コンクリート面塗装工	塗料使用量	鋼道路橋防食便覧Ⅱ-82「表-Ⅱ.5.5 各塗料の標準使用量と標準膜厚」の標準使用量以上	塗装系ごとの塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗付作業の開始前に搬入量（充缶数）と、塗付作業終了時に使用量（空缶数）を確認し、各々必要量以上であることを確認する。 1ロットの大きさは500㎡とする。		

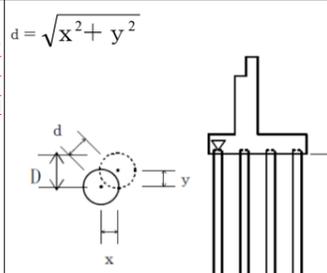
編 章 節 条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	24	1 伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据付け高さ	±3	<p>高さについては車道端部及び中央部の3点 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下</p>  <p>①コンクリートの施工後の高さ ②舗装の計画高 維持修繕の場合は、既設舗装面</p> <p>据付け高:「①」と「②の設計値」との差分 仕上げ高:後打ちコンがある場合「①」と「②」の差分、 後打ちコンが無い場合「①」と「②」の差分</p>
					表面の凹凸	3	
					仕上げ高さ	舗装面に対し0~-2	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	24	2 伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	高さ	据付け高さ ±3	<p>高さについては車道端部、中央部において橋軸方向に各3点計9点。 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下 歯噛み合い部は車道端部、中央部の計3点。</p>  <p>橋軸方向</p> <p>C.L.</p> <p>歯型板面の歯噛み合い部の高低差 A B 歯噛み合い部の縦方向間隔 w₁ 歯噛み合い部の横方向間隔 w₂ 舗装面 あと打ちコンクリート 仕上げ高さ</p>
					表面の凹凸	3	
					歯型板面の歯噛み合い部の高低差	2	
					歯噛み合い部の縦方向間隔 w ₁	±2	
					歯噛み合い部の横方向間隔 w ₂	±5	
					仕上げ高さ	舗装面に対し0~-2	
					高さ	車線方向各点誤差の相対差 3	
表面の凹凸	3						
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	24	31 伸縮装置工 (埋設型ジョイント)	表面の凹凸	3	<p>高さについては車道端部及び中央部の3点 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下</p>  <p>橋軸方向</p> <p>舗装面</p> <p>仕上げ高さ</p>
					仕上げ高さ	舗装面に対し0~+3	

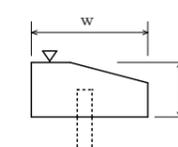
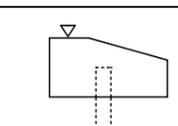
編 章 節 条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	29	1 側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	基準高▽	±30	<p>施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編計測技術(断面管理の場合)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p> 
					延長L	-200	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	29	3 側溝工 (暗渠工)	基準高▽	±30	<p>施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。 延長40m(又は50m)以下のものは1施工につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編計測技術(断面管理の場合)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p> <p>1施工箇所毎 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編計測技術(断面管理の場合)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。</p>  <p>w₁</p> <p>h</p> <p>w₂</p>
					幅 w ₁ , w ₂	-50	
					深さ h	-30	
					延長 L	-200	

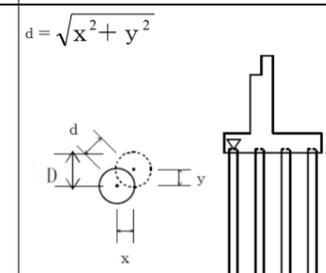
編 章 節 条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	24	1 伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据付け高さ	±3	<p>車両端部及び中央部付近の3点を測定。 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mに直線定規で測って凹凸が3mm以下</p>  <p>車線方向</p> <p>高さ</p> <p>舗装面</p>
					表面の凹凸	3	
					仕上げ高さ	舗装面に対し0~-2	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	24	2 伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	高さ	据付け高さ ±3	<p>高さについては車道端部、中央部において車線方向に各3点計9点。 表面の凹凸は長手方向(橋軸直角方向)に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下 歯噛み合い部は車道端部、中央部の計3点。</p>  <p>車線方向</p> <p>C.L.</p> <p>歯型板面の歯噛み合い部の高低差 A B 歯噛み合い部の縦方向間隔 w₁ 歯噛み合い部の横方向間隔 w₂ 舗装面 あと打ちコンクリート 仕上げ高さ</p>
					表面の凹凸	3	
					歯型板面の歯噛み合い部の高低差	2	
					歯噛み合い部の縦方向間隔 w ₁	±2	
					歯噛み合い部の横方向間隔 w ₂	±5	
					仕上げ高さ	舗装面に対し0~-2	
					高さ	車線方向各点誤差の相対差 3	
表面の凹凸	3						

編 章 節 条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	29	1 側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	基準高▽	±30	<p>施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、施工延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。</p> 
					延長L	-200	
3 土木工事共通編	2 一般施工	3 共通の工種	29	3 側溝工 (暗渠工)	基準高▽	±30	<p>施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。 延長40m(又は50m)以下のものは1施工につき2ヶ所。</p> <p>1施工箇所毎</p>  <p>w₁</p> <p>h</p> <p>w₂</p>
					幅 w ₁ , w ₂	-50	
					深さ h	-30	
					延長 L	-200	

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
3	2	4	3	1	基礎工 (護岸) (現場打)	基準高 ▽	±30	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合 は 50m) につき 1ヶ所、延長 40 m (又は 50m) 以下のものは 1 施 工箇所につき 2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管 理要領 (案) 護岸工編」の規定によ る測点の管理方法を用いることがで きる。	
						幅 w	-30		
						高さ h	-30		
						延長 L	-200		
3	2	4	3	2	基礎工 (護岸) (プレキャスト)	基準高 ▽	±30	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合 は 50m) につき 1ヶ所、延長 40 m (又は 50m) 以下のものは 1 施 工箇所につき 2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管 理要領 (案) 護岸工編」の規定によ る測点の管理方法を用いることがで きる。	
						延長 L	-200		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
3	2	4	6		深礎工	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 ※ライフプレートの場合はその内径、補 強リングを必要とする場合は補強リン グの内径とし、モルタル等の場合はモ ルタル等の土留め構造の内径にて測 定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 
						根入長	設計値以上		
						偏心量 d	150 以内		
						傾 斜	1/50 以内		
						基礎径 D	設計径 (公称径) 以上※		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
3	2	4	3	1	基礎工 (護岸) (現場打)	基準高 ▽	±30	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合 は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につ き 2ヶ所。	
						幅 w	-30		
						高さ h	-30		
						延長 L	-200		
3	2	4	3	2	基礎工 (護岸) (プレキャスト)	基準高 ▽	±30	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合 は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につ き 2ヶ所。	
						延長 L	-200		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
3	2	4	6		深礎工	基準高 ▽	±50	全数について杭中心で測定。 ※ライフプレートの場合はその内径、補 強リングを必要とする場合は補強リン グの内径とし、モルタル等の場合はモ ルタル等の土留め構造の内径にて測 定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 
						根入長	設計値以上		
						偏心量 d	150 以内		
						傾 斜	1/50 以内		
						基礎径 D	設計径 (公称径) 以上※		

編 章 節 条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所			
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積 (張) 工	3 1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	基準高 ▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の 2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
					法長 ℓ	ℓ < 3m			-50
						ℓ ≥ 3m			-100
					厚さ (ブロック積張) t ₁	-50			
					厚さ (裏込) t ₂	-50			
延長 L	-200								
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積 (張) 工	3 2	コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	基準高 ▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
					法 長 ℓ	-100			
					延長 L ₁ , L ₂	-200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積 (張) 工	3 3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	基準高 ▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
					幅 w	-100			
					延長 L	-200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積 (張) 工	4	緑化ブロック工	基準高 ▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の 2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
					法長 ℓ	ℓ < 3m			-50
						ℓ ≥ 3m			-100
					厚さ (ブロック) t ₁	-50			
					厚さ (裏込) t ₂	-50			
					延長 L	-200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積 (張) 工	5	石積 (張) 工	基準高 ▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の 2ヶ所を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案) 護岸工編」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
					法長 ℓ	ℓ < 3m			-50
						ℓ ≥ 3m			-100
					厚さ (石積・張) t ₁	-50			
					厚さ (裏込) t ₂	-50			
					延長 L	-200			

編 章 節 条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所			
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積 (張) 工	3 1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	基準高 ▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の 2ヶ所を測定。		
					法長 ℓ	ℓ < 3m			-50
						ℓ ≥ 3m			-100
					厚さ (ブロック積張) t ₁	-50			
					厚さ (裏込) t ₂	-50			
延長 L	-200								
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積 (張) 工	3 2	コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	基準高 ▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		
					法 長 ℓ	-100			
					延長 L ₁ , L ₂	-200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積 (張) 工	3 3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	基準高 ▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		
					幅 w	-100			
					延長 L	-200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積 (張) 工	4	緑化ブロック工	基準高 ▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の 2ヶ所を測定。		
					法長 ℓ	ℓ < 3m			-50
						ℓ ≥ 3m			-100
					厚さ (ブロック) t ₁	-50			
					厚さ (裏込) t ₂	-50			
					延長 L	-200			
3 土木工事共通編	2 一般施工	5 石・ブロック積 (張) 工	5	石積 (張) 工	基準高 ▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (又は 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の 2ヶ所を測定。		
					法長 ℓ	ℓ < 3m			-50
						ℓ ≥ 3m			-100
					厚さ (石積・張) t ₁	-50			
					厚さ (裏込) t ₂	-50			
					延長 L	-200			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線40m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とする。その場合は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。
						厚 さ	-45	-45	-15	-15		
						幅	-50	-50	—	—		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	2	アスファルト舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満
					厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線40m毎に1ヶ所掘り起こして測定。幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とする。その場合は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000m ² 以上、10,000m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。
						厚 さ	-45	-45	-15	-15		
						幅	-50	-50	—	—		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	2	6	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長40m毎に1カ所の割とし、厚さは各車線40m毎に1カ所掘り起こして測定。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とする。その場合は、延長40m毎に1カ所の割とし、道路中心線および端部で測定。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。
						幅	-50	-50	—	—		
3	2	6	7	4	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	2	6	7	2	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長40m毎に1カ所の割とし、厚さは各車線40m毎に1カ所掘り起こして測定。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とする。その場合は、延長40m毎に1カ所の割とし、道路中心線および端部で測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上、10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。
						幅	-50	-50	—	—		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	2	6	7	5	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長40m毎に1カ所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコアを採取もしくは掘り起こして測定。 【測定箇所数】 3,000㎡以下 3個 3,001~10,000㎡以下 10個 10,001~20,000㎡以下 20個 コア採取等について 施工面積や橋面舗装等によりコア採取もしくは掘り起こしが適切でない場合は、協議により他の方法によることが出来る。 <u>工事規模の考え方</u> 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上、10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	幅は、延長40m毎に1カ所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコアを採取もしくは掘り起こして測定。 【測定箇所数】 3,000㎡以下 3個 3,001~10,000㎡以下 10個 10,001~20,000㎡以下 20個 コア採取等について 施工面積や橋面舗装等によりコア採取もしくは掘り起こしが適切でない場合は、協議により他の方法によることが出来る。 <u>工事規模の考え方</u> 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上、10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満
						幅	-50	-50	-	-		
3	2	6	7	6	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	幅は、延長40m毎に1カ所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコアを採取もしくは掘り起こして測定。 【測定箇所数】 3,000㎡以下 3個 3,001~10,000㎡以下 10個 10,001~20,000㎡以下 20個 コア採取等について 施工面積や橋面舗装等によりコア採取もしくは掘り起こしが適切でない場合は、協議により他の方法によることが出来る。 <u>工事規模の考え方</u> 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上、10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	2	6	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長40m毎に1カ所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコアを採取もしくは掘り起こして測定。 【測定箇所数】 3,000㎡以下 3個 3,001~10,000㎡以下 10個 10,001~20,000㎡以下 20個 コア採取等について 施工面積や橋面舗装等によりコア採取もしくは掘り起こしが適切でない場合は、協議により他の方法によることが出来る。 <u>工事規模の考え方</u> 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上、10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	幅は、延長40m毎に1カ所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコアを採取もしくは掘り起こして測定。 【測定箇所数】 3,000㎡以下 3個 3,001~10,000㎡以下 10個 10,001~20,000㎡以下 20個 コア採取等について 施工面積や橋面舗装等によりコア採取もしくは掘り起こしが適切でない場合は、協議により他の方法によることが出来る。 <u>工事規模の考え方</u> 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上、10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満
						幅	-50	-50	-	-		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	2	6	7	7	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長40m毎に1カ所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコアを採取して測定。 【測定箇所数】 3,000㎡以下 3個 3,001～10,000㎡以下 10個 10,001～20,000㎡以下 20個 コア採取等について 施工面積や橋面舗装等によりコア採取もしくは掘り起こしが適切でない場合は、協議により他の方法によることが出来る。 <u>工事規模の考え方</u> 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上3,000t未満の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	
						幅	-50	-50	-	-		
3	2	6	7	8	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	2	6	7	4	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長40m毎に1カ所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコアを採取して測定。 【測定箇所数】 3,000㎡以下 3個 3,001～10,000㎡以下 10個 10,001～20,000㎡以下 20個 工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上3,000t未満の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上、10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取等について 施工面積や橋面舗装等によりコア採取もしくは掘り起こしが適切でない場合は、協議により他の方法によることが出来る。	
						幅	-50	-50	-	-		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	2	6	7	9	アスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長40m毎に1ヵ所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコアを採取して測定。 【測定箇所数】 3,000㎡以下 3個 3,001～10,000㎡以下 10個 10,001～20,000㎡以下 20個 コア採取について 施工面積や橋面舗装等によりコア採取もしくは掘り起こしが適切でない場合は、協議により他の方法によることが出来る。 <u>工事規模の考え方</u> 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	幅は、延長40m毎に1ヵ所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコアを採取して測定。 【測定箇所数】 3,000㎡以下 3個 3,001～10,000㎡以下 10個 10,001～20,000㎡以下 20個 コア採取について 施工面積や橋面舗装等によりコア採取もしくは掘り起こしが適切でない場合は、協議により他の方法によることが出来る。 <u>工事規模の考え方</u> 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満
						幅	-25	-25	—	—		
3	2	6	7	10	アスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 施工面積や橋面舗装等によりコア採取もしくは掘り起こしが適切でない場合は、協議により他の方法によることが出来る。 <u>工事規模の考え方</u> 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	2	6	7	5	アスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長40m毎に1ヵ所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコアを採取して測定。 【測定箇所数】 3,000㎡以下 3個 3,001～10,000㎡以下 10個 10,001～20,000㎡以下 20個 コア採取について 施工面積や橋面舗装等によりコア採取もしくは掘り起こしが適切でない場合は、協議により他の方法によることが出来る。 <u>工事規模の考え方</u> 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	幅は、延長40m毎に1ヵ所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコアを採取して測定。 【測定箇所数】 3,000㎡以下 3個 3,001～10,000㎡以下 10個 10,001～20,000㎡以下 20個 コア採取について 施工面積や橋面舗装等によりコア採取もしくは掘り起こしが適切でない場合は、協議により他の方法によることが出来る。 <u>工事規模の考え方</u> 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合は該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満
						幅	-25	-25	—	—		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	2	6	7	11	アスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長 40m 毎に 1 か所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコア-を採取して測定。 【測定箇所数】 3,000 m ² 以下 3 個 3,001~10,000 m ² 以下 10 個 10,001~20,000 m ² 以下 20 個	厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア-採取について 施工面積や橋面舗装等によりコア-採取もしくは掘り起こしが適切でない場合は、協議により他の方法によることが出来る。
						幅	-25	-25	—	—		
3	2	6	7	12	アスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
						平坦性	—	—	3mプロフ/フィルター (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	2	6	7	6	アスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長 40m 毎に 1 か所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコア-を採取して測定。 【測定箇所数】 3,000 m ² 以下 3 個 3,001~10,000 m ² 以下 10 個 10,001~20,000 m ² 以下 20 個	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 m ² 以上あるいは使用する基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 2,000 m ² 以上、10,000 m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満
						幅	-25	-25	—	—		
						平坦性	—	—	3mプロフ/フィルター (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	2	6	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長 40m 毎に 1 ヲ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線 40m 毎に 1 ヲ所掘り起こして測定。幅は、延長 40m 毎に 1 ヲ所の割に測定。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とする。その場合は、延長 40m 毎に 1 ヲ所の割とし、道路中心線および端部で測定。	工事規模の考え方 <u>中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000 t 以上の場合が該当する。</u> <u>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</u>
						厚 さ	-45	-45	-15	-15		
					幅	-50	-50	—	—			
3	2	6	8	2	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±90	±90	±40 -15	±50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	
					(面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	±90	±90	±40 -15	±50 -15		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	2	6	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長 40m 毎に 1 ヲ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線 40m 毎に 1 ヲ所掘り起こして測定。幅は、延長 40m 毎に 1 ヲ所の割に測定。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とする。その場合は、延長 40m 毎に 1 ヲ所の割とし、道路中心線および端部で測定。	工事規模の考え方 <u>中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t 以上の場合が該当する。</u> <u>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</u>
						厚 さ	-45	-45	-15	-15		
						幅	-50	-50	—	—		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	2	6	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長40m毎に1ヵ所の割とし、厚さは各車線40m毎に1ヵ所掘り起こして測定。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とする。その場合は、延長40m毎に1ヵ所の割とし、道路中心線および端部で測定。	工事規模の考え方 <u>中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</u> <u>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</u>
						幅	-50	-50	—	—		
3	2	6	8	4	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	2	6	8	2	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長40m毎に1ヵ所の割とし、厚さは各車線40m毎に1ヵ所掘り起こして測定。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とする。その場合は、延長40m毎に1ヵ所の割とし、道路中心線および端部で測定。	工事規模の考え方 <u>中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</u> <u>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</u>
						幅	-50	-50	—	—		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	2	6	8	5	半たわみ性舗装工（上層路盤工）セメント（石灰）安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長40m毎に1カ所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコアを採取もしくは掘り起こして測定。 【測定箇所数】 3,000㎡以下 3個 3,001～10,000㎡以下 10個 10,001～20,000㎡以下 20個	コア採取等について 施工面積や橋面舗装等によりコア採取もしくは掘り起こしが適切でない場合は、協議により他の方法によることが出来る。
						幅	-50	-50	—	—		
3	2	6	8	6	半たわみ性舗装工（上層路盤工）セメント（石灰）安定処理工（面管理の場合）	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡（平面投影面積当たり）以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取等について 施工面積や橋面舗装等によりコア採取もしくは掘り起こしが適切でない場合は、協議により他の方法によることが出来る。

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	2	6	8	3	半たわみ性舗装工（上層路盤工）セメント（石灰）安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長40m毎に1カ所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコアを採取もしくは掘り起こして測定。 【測定箇所数】 3,000㎡以下 3個 3,001～10,000㎡以下 10個 10,001～20,000㎡以下 20個	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取等について 施工面積や橋面舗装等によりコア採取もしくは掘り起こしが適切でない場合は、協議により他の方法によることが出来る。
						幅	-50	-50	—	—		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	2	6	8	7	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長40m毎に1カ所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコアを採取して測定。 【測定箇所数】 3,000㎡以下 3個 3,001～10,000㎡以下 10個 10,001～20,000㎡以下 20個	コア採取について 施工面積や橋面舗装等によりコア採取もしくは掘り起こしが適切でない場合は、協議により他の方法によること出来る。
						幅	-50	-50	-	-		
3	2	6	8	8	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上の管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 施工面積や橋面舗装等によりコア採取もしくは掘り起こしが適切でない場合は、協議により他の方法によること出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	2	6	8	4	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-15	-5	-7	幅は、延長40m毎に1カ所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコアを採取して測定。 【測定箇所数】 3,000㎡以下 3個 3,001～10,000㎡以下 10個 10,001～20,000㎡以下 20個	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上の管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 施工面積や橋面舗装等によりコア採取もしくは掘り起こしが適切でない場合は、協議により他の方法によること出来る。
						幅	-50	-50	-	-		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	2	6	8	9	半たわみ性舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長40m毎に1ヵ所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコアを採取して測定。 【測定箇所数】 3,000㎡以下 3個 3,001～10,000㎡以下 10個 10,001～20,000㎡以下 20個	コア採取について 施工面積や橋面舗装等によりコア採取もしくは掘り起こしが適切でない場合は、協議により他の方法によること出来る。 <u>工事規模の考え方</u> 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。
						幅	-25	-25	-	-		
3	2	6	8	10	半たわみ性舗装工 (基層工) <u>(面管理の場合)</u>	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	2	6	8	5	半たわみ性舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長40m毎に1ヵ所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコアを採取して測定。 【測定箇所数】 3,000㎡以下 3個 3,001～10,000㎡以下 10個 10,001～20,000㎡以下 20個	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 コア採取について 施工面積や橋面舗装等によりコア採取もしくは掘り起こしが適切でない場合は、協議により他の方法によること出来る。 <u>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</u>
						幅	-25	-25	-	-		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	2	6	8	11	半たわみ性舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長 40m 毎に 1 ヲ所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコアを採取して測定。 【測定箇所数】 3,000 m ² 以下 3 個 3,001~10,000 m ² 以下 10 個 10,001~20,000 m ² 以下 20 個	コア採取について 施工面積や橋面舗装等によりコア採取もしくは掘り起こしが適切でない場合は、協議により他の方法によること出来る。
						幅	-25	-25	—	—		
					平坦性	—		3mプロファイルメーター (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				
3	2	6	8	12	半たわみ性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が 3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
						平坦性	=		3mプロファイルメーター (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	2	6	8	6	半たわみ性舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長 40m 毎に 1 ヲ所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコアを採取して測定。 【測定箇所数】 3,000 m ² 以下 3 個 3,001~10,000 m ² 以下 10 個 10,001~20,000 m ² 以下 20 個	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 施工面積や橋面舗装等によりコア採取もしくは掘り起こしが適切でない場合は、協議により他の方法によること出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
						幅	-25	-25	—	—		
						平坦性	—		3mプロファイルメーター (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	2	6	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1カ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線40m毎に1カ所掘り起こして測定。幅は、延長40m毎に1カ所の割に測定。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とする。その場合は、延長40m毎に1カ所の割とし、道路中心線および端部で測定。	工事規模の考え方 <u>中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</u> <u>小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</u>
						厚 さ	-45	-45	-15	-15		
					幅	-50	-50	—	—			
3	2	6	9	2	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	
					厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	2	6	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1カ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線40m毎に1カ所掘り起こして測定。幅は、延長40m毎に1カ所の割に測定。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とする。その場合は、延長40m毎に1カ所の割とし、道路中心線および端部で測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。
						厚 さ	-45	-45	-15	-15		
						幅	-50	-50	—	—		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	2	6	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長40m毎に1ヵ所の割とし、厚さは各車線40m毎に1ヵ所掘り起こして測定。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とする。その場合は、延長40m毎に1ヵ所の割とし、道路中心線および端部で測定。	
						幅	-50	-50	—	—		
3	2	6	9	4	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	2	6	9	2	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長40m毎に1ヵ所の割とし、厚さは各車線40m毎に1ヵ所掘り起こして測定。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とする。その場合は、延長40m毎に1ヵ所の割とし、道路中心線および端部で測定。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。
						幅	-50	-50	—	—		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	2	6	9	5	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長40m毎に1ヵ所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコアを採取もしくは掘り起こして測定。 【測定箇所数】 3,000㎡以下 3個 3,001～10,000㎡以下 10個 10,001～20,000㎡以下 20個	コア採取等について 施工面積や橋面舗装等によりコア採取もしくは掘り起こしが適切でない場合は、協議により他の方法によること出来る。
						幅	-50	-50	-	-		
3	2	6	9	6	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取等について 施工面積や橋面舗装等によりコア採取もしくは掘り起こしが適切でない場合は、協議により他の方法によること出来る。

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	2	6	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長40m毎に1ヵ所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコアを採取もしくは掘り起こして測定。 【測定箇所数】 3,000㎡以下 3個 3,001～10,000㎡以下 10個 10,001～20,000㎡以下 20個	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取等について 施工面積や橋面舗装等によりコア採取もしくは掘り起こしが適切でない場合は、協議により他の方法によること出来る。
幅	-50	-50	-	-								

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	2	6	9	7	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長 40m 毎に 1 ヲ所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコア-を採取して測定。 【測定箇所数】 3,000 m ² 以下 3 個 3,001~10,000 m ² 以下 10 個 10,001~20,000 m ² 以下 20 個	コア-採取について 施工面積や橋面舗装等によりコア-採取もしくは掘り起こしが適切でない場合は、協議により他の方法による事が出来る。
						幅	-50	-50	-	-		
3	2	6	9	8	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	2	6	9	4	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長 40m 毎に 1 ヲ所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコア-を採取して測定。 【測定箇所数】 3,000 m ² 以下 3 個 3,001~10,000 m ² 以下 10 個 10,001~20,000 m ² 以下 20 個	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア-採取について 施工面積や橋面舗装等によりコア-採取もしくは掘り起こしが適切でない場合は、協議により他の方法による事が出来る。
						幅	-50	-50	-	-		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	2	6	9	9	排水性舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長40m毎に1ヵ所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコア-を採取して測定。 【測定箇所数】 3,000㎡以下 3個 3,001～10,000㎡以下 10個 10,001～20,000㎡以下 20個	コア-採取について 施工面積や橋面舗装等によりコア-採取もしくは掘り起こしが適切でない場合は、協議により他の方法によること出来る。
						幅	-25	-25	—	—		
3	2	6	9	10	排水性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	2	6	9	5	排水性舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長40m毎に1ヵ所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコア-を採取して測定。 【測定箇所数】 3,000㎡以下 3個 3,001～10,000㎡以下 10個 10,001～20,000㎡以下 20個	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア-採取について 施工面積や橋面舗装等によりコア-採取もしくは掘り起こしが適切でない場合は、協議により他の方法によること出来る。 <u>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</u>
						幅	-25	-25	—	—		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	2	6	9	11	排水性舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長40m毎に1カ所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコアを採取して測定。 【測定箇所数】 3,000㎡以下 3個 3,001~10,000㎡以下 10個 10,001~20,000㎡以下 20個	コア採取について 施工面積や橋面舗装等によりコア採取もしくは掘り起こしが適切でない場合は、協議により他の方法によること出来る。
						幅	-25	-25	—	—		
					平坦性	—		3mプロファイル (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				
3	2	6	9	12	排水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
						平坦性	=		3mプロファイル (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	2	6	9	6	排水性舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長40m毎に1カ所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコアを採取して測定。 【測定箇所数】 3,000㎡以下 3個 3,001~10,000㎡以下 10個 10,001~20,000㎡以下 20個	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 施工面積や橋面舗装等によりコア採取もしくは掘り起こしが適切でない場合は、協議により他の方法によること出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
						幅	-25	-25	—	—		
						平坦性	—		3mプロファイル (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		平均の測定値 (X ₁₀)		
							中規模以上	小規模以下	*面管理の場合は測定値の平均 中規模以上		
3	2	6	10	1	透水性舗装工 (路盤工)	基準高▽	±50		—	基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割で測定する。 厚さは、片側延長40m毎に1ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長40m毎に1ヶ所測定。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とする。その場合は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、原則両端部で測定する。 ※歩道舗装に適用する。	<u>工事規模の考え方</u> 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。
						厚 さ	t < 15cm	-30	-10		
							t ≥ 15cm	-45	-15		
						幅	-100		—		
3	2	6	10	2	透水性舗装工 (路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	t < 15cm	+90 -70	+50 -10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。	
						厚さあるいは 標高較差	t ≥ 15cm	±90	+50 -15		
							t < 15cm	+90 -70	+50 -10		
						t ≥ 15cm	±90	+50 -15			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		平均の測定値 (X ₁₀)		
							中規模以上	小規模以下	中規模以上		
3	2	6	10	1	透水性舗装工 (路盤工)	基準高▽	±50		—	基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割で測定する。 厚さは、片側延長40m毎に1ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長40m毎に1ヶ所測定。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とする。その場合は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、原則両端部で測定する。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。
						厚 さ	t < 15cm	-30	-10		
							t ≥ 15cm	-45	-15		
						幅	-100		—		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		平均の測定値 (X ₁₀)		
							中規模以上	小規模以下	*面管理の場合は測定値の平均 中規模以上		
3	2	6	10	3	透水性舗装工 (表層工)	厚さ	-9	-3	幅は、片側延長40m毎に1ヶ所の割で測定。厚さは、片側延長40m毎に1ヶ所コアーを採取して測定。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とする。その場合は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、原則両端部で測定する。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	
					幅	-25	-				
3	2	6	10	4	透水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する。		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		平均の測定値 (X ₁₀)		
							中規模以上	小規模以下	中規模以上		
3	2	6	10	2	透水性舗装工 (表層工)	厚さ	-9	-3	幅は、片側延長40m毎に1ヶ所の割で測定。厚さは、片側延長40m毎に1ヶ所コアーを採取して測定。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とする。その場合は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、原則両端部で測定する。 ※歩道舗装に適用する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	
					幅	-25	-				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	2	6	11	1	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長40m毎に1カ所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコア-を採取して測定。 【測定箇所数】 3,000㎡以下 3個 3,001～10,000㎡以下 10個 10,001～20,000㎡以下 20個	コア-採取について 施工面積や橋面舗装等によりコア-採取もしくは掘り起こしが適切でない場合は、協議により他の方法によることが出来る。
						幅	-50	-50	-	-		
3	2	6	11	21	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	2	6	11	1	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長40m毎に1カ所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコア-を採取して測定。 【測定箇所数】 3,000㎡以下 3個 3,001～10,000㎡以下 10個 10,001～20,000㎡以下 20個	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。
						幅	-50	-50	-	-		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	2	6	11	3	グーアスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長40m毎に1ヵ所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコアを採取して測定。 【測定箇所数】 3,000㎡以下 3個 3,001～10,000㎡以下 10個 10,001～20,000㎡以下 20個	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 施工面積や橋面舗装等によりコア採取もしくは掘り起こしが適切でない場合は、協議により他の方法によること出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
						幅	-25	-25	—	—		
3	2	6	11	4	グーアスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	2	6	11	2	グーアスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長40m毎に1ヵ所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコアを採取して測定。 【測定箇所数】 3,000㎡以下 3個 3,001～10,000㎡以下 10個 10,001～20,000㎡以下 20個	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 施工面積や橋面舗装等によりコア採取もしくは掘り起こしが適切でない場合は、協議により他の方法によること出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
						幅	-25	-25	—	—		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	2	6	11	5	グーアスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長40m毎に1ヵ所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコアを採取して測定。 【測定箇所数】 3,000㎡以下 3個 3,001~10,000㎡以下 10個 10,001~20,000㎡以下 20個	コア採取について 施工面積や橋面舗装等によりコア採取もしくは掘り起こしが適切でない場合は、協議により他の方法によることが出来る。
						幅	-25	-25	—	—		
3	2	6	11	6	グーアスファルト舗装工 (表層工)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
					(面管理の場合) 平坦性	—		3mプロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下		
3	2	6	11	3	グーアスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長40m毎に1ヵ所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコアを採取して測定。 【測定箇所数】 3,000㎡以下 3個 3,001~10,000㎡以下 10個 10,001~20,000㎡以下 20個	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層および表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 施工面積や橋面舗装等によりコア採取もしくは掘り起こしが適切でない場合は、協議により他の方法によることが出来る。
						幅	-25	-25	—	—		
						平坦性	—		3mプロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
							中規模以上	小規模以下	*面管理の場合は測定値の平均			
3	2	6	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—		基準高は延長40m毎に1カ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線40m毎に1カ所掘り起こして測定。幅は、延長40m毎に1カ所の割に測定。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とする。その場合は、延長40m毎に1カ所の割とし、道路中心線および端部で測定。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。
						厚 さ	-45		-15			
						幅	-50		—			
3	2	6	12	21	コンクリート舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)		
							中規模以上	小規模以下	中規模以上		
3	2	6	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	基準高は延長40m毎に1カ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線40m毎に1カ所掘り起こして測定。幅は、延長40m毎に1カ所の割に測定。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とする。その場合は、延長40m毎に1カ所の割とし、道路中心線および端部で測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、使用する基層及び加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。
						厚 さ	-45		-15		
						幅	-50		—		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値				測定基準	測定箇所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以上		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	3	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	厚さ	-25	-30	-8		幅は、延長40m毎に1カ所の割とし、厚さは各車線40m毎に1カ所掘り起こして測定。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とする。その場合は、延長40m毎に1カ所の割とし、道路中心線および端部で測定。 <u>工事規模の考え方</u> 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	幅は、延長40m毎に1カ所の割とし、厚さは各車線40m毎に1カ所掘り起こして測定。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とする。その場合は、延長40m毎に1カ所の割とし、道路中心線および端部で測定。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。
						幅	-50		-			
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	4	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	幅は、延長40m毎に1カ所の割とし、厚さは各車線40m毎に1カ所掘り起こして測定。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とする。その場合は、延長40m毎に1カ所の割とし、道路中心線および端部で測定。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、使用する基層及び加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)		
							中規模以上	小規模以下	中規模以上		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	2	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	厚さ	-25	-30	-8	幅は、延長40m毎に1カ所の割とし、厚さは各車線40m毎に1カ所掘り起こして測定。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とする。その場合は、延長40m毎に1カ所の割とし、道路中心線および端部で測定。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、使用する基層及び加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	幅は、延長40m毎に1カ所の割とし、厚さは各車線40m毎に1カ所掘り起こして測定。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とする。その場合は、延長40m毎に1カ所の割とし、道路中心線および端部で測定。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、使用する基層及び加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。
						幅	-50		-		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)		
							中規模以上	小規模以下	*面管理の場合は測定値の平均 中規模以上		
3	2	6	12	5	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長40m毎に1カ所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコアを採取もしくは掘り起こして測定。 【測定箇所数】 3,000㎡以下 3個 3,001～10,000㎡以下 10個 10,001～20,000㎡以下 20個 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取等について 施工面積や橋面舗装等によりコア採取もしくは掘り起こしが適切でない場合は、協議により他の方法によることが出来る。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	幅は、延長40m毎に1カ所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコアを採取もしくは掘り起こして測定。 【測定箇所数】 3,000㎡以下 3個 3,001～10,000㎡以下 10個 10,001～20,000㎡以下 20個 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取等について 施工面積や橋面舗装等によりコア採取もしくは掘り起こしが適切でない場合は、協議により他の方法によることが出来る。
						幅	-50		-		
3	2	6	12	6	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 コア採取等について 施工面積や橋面舗装等によりコア採取もしくは掘り起こしが適切でない場合は、協議により他の方法によることが出来る。

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)		
							中規模以上	小規模以下	中規模以上		
3	2	6	12	3	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長40m毎に1カ所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコアを採取もしくは掘り起こして測定。 【測定箇所数】 3,000㎡以下 3個 3,001～10,000㎡以下 10個 10,001～20,000㎡以下 20個 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取等について 施工面積や橋面舗装等によりコア採取もしくは掘り起こしが適切でない場合は、協議により他の方法によることが出来る。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、使用する基層及び加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取等について 施工面積や橋面舗装等によりコア採取もしくは掘り起こしが適切でない場合は、協議により他の方法によることが出来る。
						幅	-50		-		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)		
							中規模以上	小規模以下	*面管理の場合は測定値の平均 中規模以上		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	7	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚 さ	-9	-12	-3	幅は、延長40m毎に1カ所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコアを採取して測定。 【測定箇所数】 3,000㎡以下 3個 3,001～10,000㎡以下 10個 10,001～20,000㎡以下 20個 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、使用する基層及び加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取等について 施工面積や橋面舗装等によりコア採取もしくは掘り起こしが適切でない場合は、協議により他の方法によることが出来る。	
						幅	-25		—		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	8	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)		
							中規模以上	小規模以下	中規模以上		
3 土木工事共通編	2 一般施工	6 一般舗装工	12	4	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚 さ	-9	-12	-3	幅は、延長40m毎に1カ所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコアを採取して測定。 【測定箇所数】 3,000㎡以下 3個 3,001～10,000㎡以下 10個 10,001～20,000㎡以下 20個 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、使用する基層及び加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取等について 施工面積や橋面舗装等によりコア採取もしくは掘り起こしが適切でない場合は、協議により他の方法によることが出来る。	
						幅	-25		—		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)		
							中規模以上	小規模以下	中規模以上		
3	2	6	12	9	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	厚さ	—10		—3.5	<p>厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線40m毎に水系又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定。幅は、延長40m毎に1ヶ所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。</p> <p>なお、スリップフォーム工の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各車線の中心付近で各車線40m毎に水系又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各車線40m毎に両側の版端を測定する。幅は延長40m毎に1ヶ所の割で測定。</p> <p>隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、使用する基層及び加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>
						幅	—25		—		
						平坦性	—		<p>コンクリートの硬化後3mプロフィールメータにより機械舗設の場合(σ)2.4mm以下 人力舗設の場合(σ)3mm以下</p>		
						目地段差	±2				
3	2	6	12	10	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-22		-3.5	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。</p> <p>隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。</p> <p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>
						平坦性	—		—		
						目地段差	±2				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値			測定基準	測定箇所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)		
							中規模以上	小規模以下	中規模以上		
3	2	6	12	5	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	厚さ	—10		—3.5	<p>厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線40m毎に水系又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定。幅は、延長40m毎に1ヶ所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。</p> <p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、使用する基層及び加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。</p> <p>隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。</p>	<p>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>
						幅	—25		—		
						平坦性	—		<p>コンクリートの硬化後3mプロフィールメータにより機械舗設の場合(σ)2.4mm以下 人力舗設の場合(σ)3mm以下</p>		
						目地段差	±2				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
							中規模以上	小規模以下	*面管理の場合は測定値の平均 中規模以上			
3	2	6	12	11	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	基準高▽	±40	±50	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線40m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とする。その場合は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
					厚 さ	-45		-15				
3	2	6	12	12	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工 (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	
					厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)		
							中規模以上	小規模以下	中規模以上		
3	2	6	12	6	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	基準高▽	±40	±50	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。厚さは各車線40m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長40m毎に1ヶ所の割に測定。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とする。その場合は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線および端部で測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、使用する基層及び加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 <u>維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</u>
					厚 さ	-45		-15			
					幅	-50		—			

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)		
							中規模以上	小規模以下	* <u>面管理の場合は測定値の平均</u> 中規模以上		
3	2	6	12	13	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長40m毎に1ヵ所の割とし、厚さは各車線40m毎に1ヵ所掘り起こして測定。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とする。その場合は、延長40m毎に1ヵ所の割とし、道路中心線および端部で測定。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。
						幅	-50		—		
3	2	6	12	14	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理に 3-2-6-12 おいて「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)		
							中規模以上	小規模以下	中規模以上		
3	2	6	12	7	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長40m毎に1ヵ所の割とし、厚さは各車線40m毎に1ヵ所掘り起こして測定。 ※厚さは、下がり寸法管理も可とする。その場合は、延長40m毎に1ヵ所の割とし、道路中心線および端部で測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、使用する基層及び加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。
						幅	-50		—		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)		
							中規模以上	小規模以下	*面管理の場合は測定値の平均 中規模以上		
3	2	6	12	15	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長40m毎に1カ所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコアを採取もしくは掘り起こして測定。 【測定箇所数】 3,000㎡以下 3個 3,001～10,000㎡以下 10個 10,001～20,000㎡以下 20個	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。コア採取等について 施工面積や橋面舗装等によりコア採取もしくは掘り起こしが適切でない場合は、協議により他の方法によることが出来る。
						幅	-50		-		
3	2	6	12	16	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工種多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満

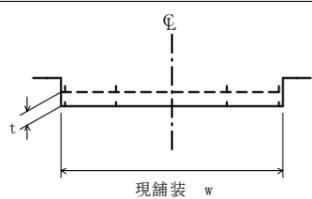
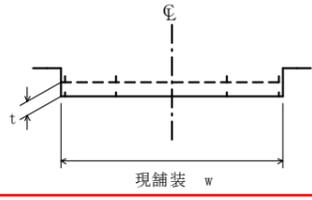
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)		
							中規模以上	小規模以下	中規模以上		
3	2	6	12	8	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長40m毎に1カ所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコアを採取もしくは掘り起こして測定。 【測定箇所数】 3,000㎡以下 3個 3,001～10,000㎡以下 10個 10,001～20,000㎡以下 20個	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、使用する基層及び加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取等について 施工面積や橋面舗装等によりコア採取もしくは掘り起こしが適切でない場合は、協議により他の方法によることが出来る。
						幅	-50		-		

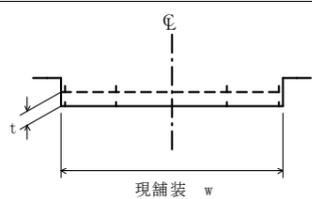
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)		
							中規模以上	小規模以下	*面管理の場合は測定値の平均 中規模以上		
3	2	6	12	17	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	厚 さ	-9	-12	-3	幅は、延長40m毎に1ヵ所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコアを採取して測定。 【測定箇所数】 3,000㎡以下 3個 3,001～10,000㎡以下 10個 10,001～20,000㎡以下 20	厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取等について 施工面積や橋面舗装等によりコア採取もしくは掘り起こしが適切でない場合は、協議により他の方法によること出来る。 <u>工事規模の考え方</u> 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。
						幅	-25		-		
3	2	6	12	18	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さ	小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。

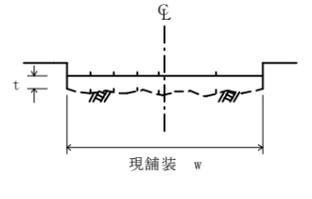
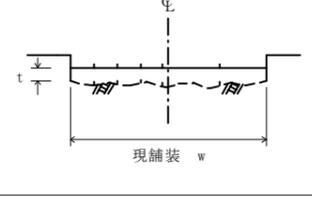
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)		
							中規模以上	小規模以下	中規模以上		
3	2	6	12	9	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	厚 さ	-9	-12	-3	幅は、延長40m毎に1ヵ所の割とし、厚さは下記【測定箇所数】によりコアを採取して測定。 【測定箇所数】 3,000㎡以下 3個 3,001～10,000㎡以下 10個 10,001～20,000㎡以下 20個	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、使用する基層及び加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取等について 施工面積や橋面舗装等によりコア採取もしくは掘り起こしが適切でない場合は、協議により他の方法によること出来る。 <u>維持工事においては、平坦性の項目を省略すること出来る。</u>
						幅	-25		-		

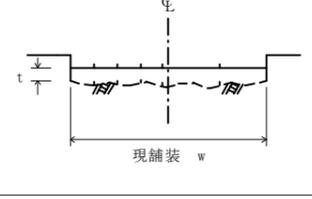
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)		
							中規模以上	小規模以下	中規模以上		
3	2	6	12	19	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚 さ	-15		-4.5	<p>厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線40m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定。幅は、延長40m毎に1ヶ所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。</p> <p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。</p> <p>厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取等について 施工面積や橋面舗装等によりコア採取もしくは掘り起こしが適切でない場合は、協議により他の方法によることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。</p>	<p>隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。</p>
						幅	-35		-		
						平坦性	-		転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィールメータにより(σ)2.4mm以下。		
						目地段差			±2		
3	2	6	12	20	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-32		-4.5	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p> <p>隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。</p>
						平坦性	-		転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィールメータにより(σ)2.4mm以下		
						目地段差			±2		

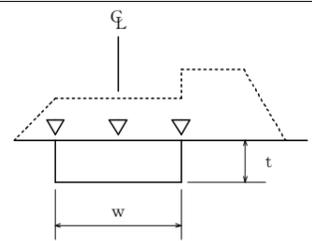
編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)		
							中規模以上	小規模以下	中規模以上		
3	2	6	12	10	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚 さ	-15		-4.5	<p>厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線40m毎に水糸又はレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定。幅は、延長40m毎に1ヶ所の割で測定。平坦性は各車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。</p> <p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、使用する基層及び加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取等について 施工面積や橋面舗装等によりコア採取もしくは掘り起こしが適切でない場合は、協議により他の方法によることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。</p>	<p>隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。</p>
						幅	-35		-		
						平坦性	-		転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィールメータにより(σ)2.4mm以下。		
						目地段差			±2		

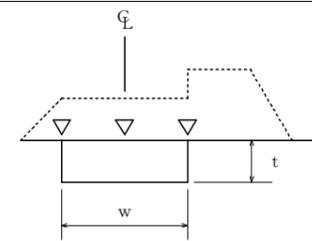
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所
3	2	6	15	11	路面切削工	厚さ t	-7	-2	厚さは40m毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 延長40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 測定方法は自動横断測定法によることが出来る。	
						幅 w	-25	-		
3	2	6	15	21	路面切削工 (面管理の場合) 標高較差または厚さ t のみ	厚さ t (標高較差)	-17 (17) (面管理として緩和)	-2 (2)	1. 施工履歴データを用いた出来形管理要領(案)(路面切削工編)に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 3. 厚さ t または標高較差は、現舗装高切削後の基準高との差で算出する。 4. 幅は、延長40m毎に測定するものとし、延長40m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。	
						幅 w	-25	-		

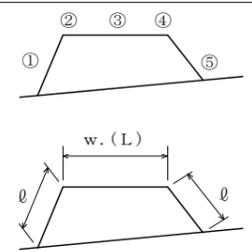
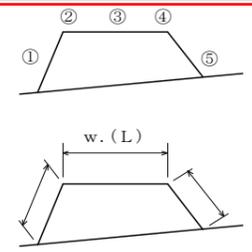
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所
3	2	6	15		路面切削工	厚さ t	-7	-2	厚さは40m毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 延長40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 測定方法は自動横断測定法によることが出来る。	
						幅 w	-25	-		

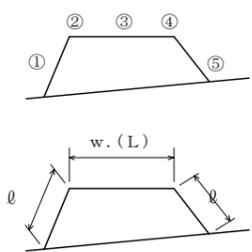
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X ₀)		
3	2	6	17	11	オーバーレイ工	厚さ t	-9		厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、延長40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。	
						幅 w	-25			
						延長 L	-100			
						平坦性	-	3mプロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下		
3	2	6	17	21	オーバーレイ工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)舗装工編 多点計測技術(面管理の場合)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。	
						平坦性	-	3mプロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X ₀)		
3	2	6	17		オーバーレイ工	厚さ t	-9		厚さは40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、延長40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。	
						幅 w	-25			
						延長 L	-100			
						平坦性	-	3mプロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所
3	2	7	2		路床安定処理工	基準高 ∇	± 50	延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）表層安定処理等・固結工（中層混合処理）編」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さ t 、天端幅 w 、天端延長 L を確認（実測は不要）。	
						施工厚さ t	-50		
						幅 w	-100		
						延長 L	-200		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所
3	2	7	2		路床安定処理工	基準高 ∇	± 50	延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定。	
						施工厚さ t	-50		
						幅 w	-100		
						延長 L	-200		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所
3	2	7	4	1	表層安定処理工（サンドマット海上）	基準高 ∇	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。 w. (L) は施工延長40mにつき1ヶ所、80m以下のものは1施工箇所につき3ヶ所。 (L) はセンターライン及び表裏法肩で行う。	
						法長 ℓ	-500		
						天端幅 w	-300		
						天端延長 L	-500		
3	2	7	4	2	表層安定処理工（ICT施工の場合）	基準高 ∇	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）表層安定処理等・固結工（中層混合処理）編」に記載の全体改良範囲図を用いて天端幅 w 、天端延長 L を確認（実測は不要）。	
						法長 ℓ	-500		
						天端幅 w	-300		
						天端延長 L	-500		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所
3	2	7	4		表層安定処理工（サンドマット海上）	基準高 ∇	特記仕様書に明示	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。 w. (L) は施工延長40mにつき1ヶ所、80m以下のものは1施工箇所につき3ヶ所。 (L) はセンターライン及び表裏法肩で行う。	
						法長 ℓ	-500		
						天端幅 w	-300		
						天端延長 L	-500		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9	11	固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	基準高▽	-50	20本に1ヶ所。 20本以下は2ヶ所測定。 1ヶ所に4本測定。	
						位置・間隔 w	D/4以内		
						杭 径 D	設計値以上		
						深 度 L	設計値以上		
							$L = \theta_1 - \theta_2$ θ_1 : 改良体先端深度 θ_2 : 改良体天端深度		
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9	21	固結工 (スラリー攪拌工) 「施工履歴データを用いた出来形管理要領(固結工(スラリー攪拌工)編)(案)」による管理の場合	基準高▽	0以上	杭芯位置管理表により基準高を確認 全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認(掘起しによる実測確認は不要) 工事毎に1回 施工前の攪拌翼の寸法実測により確認(掘起しによる実測確認は不要) 全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果表により確認(残尺計測による確認は不要)	
						位置 w	D/8以内		
						杭 径 D	設計値以上		
						改良長 L	設計値以上		
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9	31	固結工 (中層混合処理)	基準高▽	設計値以上	1,000㎡~4,000㎡につき1ヶ所、又は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。 1,000㎡以下、又は施工延長40m(50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)表層安定処理等・固結工(中層混合処理)編」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、幅w、延長Lを確認(実測は不要)。	
						施工厚さ w	設計値以上		
						幅 w	設計値以上		
						延長 L	設計値以上		

(3-2-14-3 吹付工)

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
3 土木工事共通編	2 一般施工	7 地盤改良工	9		固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	基準高▽	-50	20本に1ヶ所。 20本以下は2ヶ所測定。 1ヶ所に4本測定。	
						位置・間隔 w	D/4以内		
						杭 径 D	設計値以上		
						深 度 L	設計値以上		
							$L = \theta_1 - \theta_2$ θ_1 : 改良体先端深度 θ_2 : 改良体天端深度		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	
3 土木工事共通編	2 一般施工	10 仮設工	22		法面吹付工	法長 ℓ	$\ell < 3m$	-50	施工延長 40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 200㎡につき1ヶ所以上、200㎡以下は2ヶ所をせん孔により測定。 1施工箇所毎	
							$\ell \geq 3m$	-100		
						厚さ t	$t < 5cm$	-10		
							$t \geq 5cm$	-20		
					延長 L	-200				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	
								鋼けた等	トラス・アーチ等		
3	2	12	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	全長、 支間長	L (m) L_n (m)	$\pm(10+L/10)$ $\pm(10+L_n/10)$		各桁毎に全数を測定。	
						主桁、主構の中心 間距離	B (m)	$\pm 4 \cdots B \leq 2$ $\pm(3+B/2)$ $\cdots B > 2$		各支点及び各支間中央付近を測定。	
						主構の組立高さ	h (m)	$\pm 5 \cdots h \leq 5$ $\pm(2.5+h/2)$ $\cdots h > 5$	—	両端部及び中心部を測定。	
						主桁、主構の通り さ	δ (mm)	$5+L/5 \cdots$ $L \leq 100$ $25 \cdots L > 100$		最も外側の主桁又は主構について支点及び支間中央の1点を測定。 L: 測線上 (m)	
						主桁、主構のそり さ	δ (mm)	$-5 \sim +5 \cdots L \leq 20$ $-5 \sim +10 \cdots$ $20 < L \leq 40$ $-5 \sim +15 \cdots$ $40 < L \leq 80$ $-5 \sim +25 \cdots$ $80 < L \leq 200$		各主桁について10~12m間隔を測定。 L: 上げたの支間長 (m)	
						主桁、主構の橋端 における出入差	δ (mm)	± 10		どちらか一方の主桁（主構）端を測定。	
						主桁、主構の鉛直 度	δ (mm)	$3+h/1,000$		各主桁の両端部を測定。 h: 主桁の高さ (mm)	
						現場継手部のすき 間	δ_1, δ_2 (mm)	± 5		主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 δ_1, δ_2 のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。(例：設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm~8mm)	

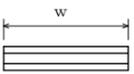
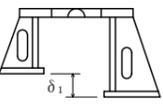
※規格値のL, B, hに代入する数値はm単位の数値である。
ただし、「主桁、主構の鉛直度 δ 」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。

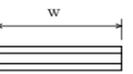
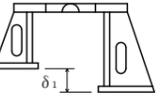
編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	
								鋼けた等	トラス・アーチ等		
3	2	12	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	全長、 支間長	L (m) L_n (m)	$\pm(10+L/10)$ $\pm(10+L_n/10)$		各桁毎に全数を測定。	
						主桁、主構の中心 間距離	B (m)	$\pm 4 \cdots B \leq 2$ $\pm(3+B/2)$ $\cdots B > 2$		各支点及び各支間中央付近を測定。	
						主構の組立高さ	h (m)	$\pm 5 \cdots h \leq 5$ $\pm(2.5+h/2)$ $\cdots h > 5$	—	両端部及び中心部を測定。	
						主桁、主構の通り さ	δ (mm)	$5+L/5 \cdots$ $L \leq 100$ $25 \cdots L > 100$		最も外側の主桁又は主構について支点及び支間中央の1点を測定。 L: 測線上 (m)	
						主桁、主構のそり さ	δ (mm)	$-5 \sim +5 \cdots L \leq 20$ $-5 \sim +10 \cdots$ $20 < L \leq 40$ $-5 \sim +15 \cdots$ $40 < L \leq 80$ $-5 \sim +25 \cdots$ $80 < L \leq 200$		各主桁について10~12m間隔を測定。 L: 上げたの支間長 (m)	
						主桁、主構の橋端 における出入差	δ (mm)	設計値 ± 10		どちらか一方の主桁（主構）端を測定。	
						主桁、主構の鉛直 度	δ (mm)	$3+h/1,000$		各主桁の両端部を測定。 h: 主桁の高さ (mm)	
						現場継手部のすき 間	δ_1, δ_2 (mm)	設計値 ± 5		主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 δ_1, δ_2 のうち大きいもの 設計値が5mm以下の場合は、マイナス側については設計値以上とする。	

※規格値のL, B, hに代入する数値はm単位の数値である。
ただし、「主桁、主構の鉛直度 δ 」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所
3	2	12	3	3	桁製作工 (鋼製堰堤製作工 (仮組立時))	部材の水平度	10	全数を測定。	
						堤 長 L	±30		
						堤 長 l	±10		
						堤 幅 W	±30		
						堤 幅 w	±10		
						高 さ H	±10		
						ベースプレートの高さ	±10		
						本体の傾き	±H/500		

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所
3	2	12	3	3	桁製作工 (鋼製堰堤製作工 (仮組立時))	部材の水平度	10	全数を測定。	
						堤 長 L	±30		
						堤 長 l	±10		
						堤 幅 W	±30		
						堤 幅 w	±10		
						高 さ H	±10		
						ベースプレートの高さ	±10		
						本体の傾き	±H/500		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所			
3	土木工事共通編	2	一般施工	12	工場製作工共通	5	鋼製伸縮継手製作工	部材	部材長 w (m)	0～+30	製品全数を測定。	
								仮組立時	組合せる伸縮装置との高さの差 δ_1 (mm)	設計値 ± 4	両端部及び中央部付近を測定。	
									フィンガの食い違い δ_2 (mm)	± 2		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所			
3	土木工事共通編	2	一般施工	12	工場製作工共通	5	鋼製伸縮継手製作工	部材	部材長 w (m)	0～+30	製品全数を測定。	
								仮組立時	組合せる伸縮装置との高さの差 δ_1 (mm)	設計値 ± 4	両端及び中央部付近を測定。	
									フィンガの食い違い δ_2 (mm)	± 2		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	
3	土木工事共通編	2	一般施工	13	橋梁架設工	架設工(鋼橋) (クレーン架設) (ケーブルクレーン架設) (ケーブルエレクション架設) (架設桁架設) (送出し架設) (トラバークレーン架設)	全長 L (m) 支間長 Ln (m)	±(20+L/5) ±(20+Ln/5)	各桁毎に全数測定。 L: 主桁・主構の支間長 (m)	
						通り δ (mm)	±(10+2L/5)	L: 主桁・主構の支間長 (m)		
						そり δ (mm)	±(25+L/2)	主桁、主構を全数測定。 L: 主桁・主構の支間長 (m)		
						※主桁、主構の中心間距離 B (m)	±4…… B ≤ 2 ±(3+B/2) …… B > 2	各支点及び各支間中央付近を測定。		
						※主桁の橋端における出入差 δ (mm)	±10	どちらか一方の主桁(主構)端を測定。		
						※主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	3+h/1,000	各主桁の両端部を測定。 h: 主桁・主構の高さ (mm)		
						※現場継手部のすき間 δ ₁ , δ ₂ (mm)	±5	主桁、主構の全継手数の 1/2 を測定。 δ ₁ , δ ₂ のうち大きいもの <u>なお、設計値が 5mm 未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を 0mm とする。</u> <u>(例: 設計値が 3mm の場合、すき間の許容範囲は 0mm~8mm)</u>		
		※は仮組立検査を実施しない工事に適用。								

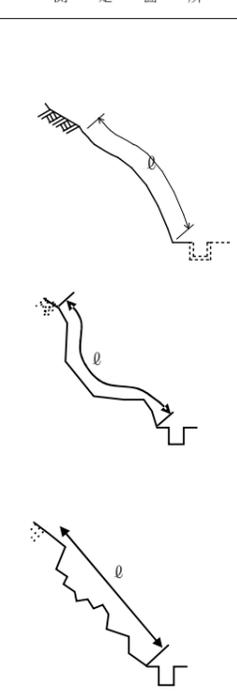
※規格値の L, B に代入する数値は m 単位の数値である。
ただし、「主桁、主構の鉛直度 δ」の規格値の h に代入する数値は mm 単位の数値とする。

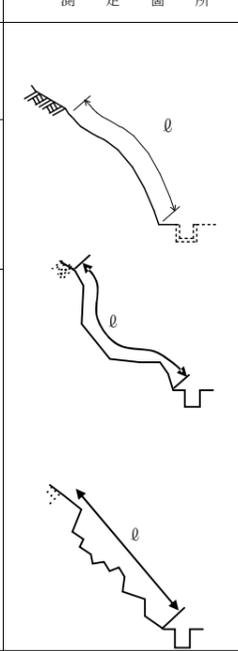
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	
3	土木工事共通編	2	一般施工	13	橋梁架設工	架設工(鋼橋) (クレーン架設) (ケーブルクレーン架設) (ケーブルエレクション架設) (架設桁架設) (送出し架設) (トラバークレーン架設)	全長 L (m) 支間長 Ln (m)	±(20+L/5) ±(20+Ln/5)	各桁毎に全数測定。 L: 主桁・主構の支間長 (m)	
						通り δ (mm)	±(10+2L/5)	L: 主桁・主構の支間長 (m)		
						そり δ (mm)	±(25+L/2)	主桁、主構を全数測定。 L: 主桁・主構の支間長 (m)		
						※主桁、主構の中心間距離 B (m)	±4…… B ≤ 2 ±(3+B/2) …… B > 2	各支点及び各支間中央付近を測定。		
						※主桁の橋端における出入差 δ (mm)	設計値 ±10	どちらか一方の主桁(主構)端を測定。		
						※主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	3+h/1,000	各主桁の両端部を測定。 h: 主桁・主構の高さ (mm)		
						※現場継手部のすき間 δ ₁ , δ ₂ (mm)	設計値 ±5	主桁、主構の全継手数の 1/2 を測定。 δ ₁ , δ ₂ のうち大きいもの <u>設計値が 5 mm 以下の場合、マイナス側については設計値以上とする。</u>		
		※は仮組立検査を実施しない工事に適用。								

※規格値の L, B に代入する数値は m 単位の数値である。
ただし、「主桁、主構の鉛直度 δ」の規格値の h に代入する数値は mm 単位の数値とする。

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	2	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	切土法長 ϕ	$\phi < 5m$	-200	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 <u>ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</u>			
							$\phi \geq 5m$	法長の-4%				
						盛土法長 ϕ	$\phi < 5m$	-100				
							$\phi \geq 5m$	法長の-2%				
	延 長 L	-200	1 施工箇所毎 <u>ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</u>									
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法長 ϕ	$\phi < 5m$	-200	施工延長 40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 <u>ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</u>			
							$\phi \geq 5m$	法長の-4%				
						厚さ t	$t < 5cm$	-10			施工面積 200 m ² につき1ヶ所、面積 200 m ² 以下のものは、1施工箇所につき2箇所。 検査孔により測定。	
							$t \geq 5cm$	-20				
							延 長 L	-200			1 施工箇所毎 <u>ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</u>	
											ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。	

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所			
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	2	1	植生工 (種子散布工) (張芝工) (筋芝工) (市松芝工) (植生シート工) (植生マット工) (植生筋工) (人工張芝工) (植生穴工)	切土法長 ϕ	$\phi < 5m$	-200	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
							$\phi \geq 5m$	法長の-4%				
						盛土法長 ϕ	$\phi < 5m$	-100				
							$\phi \geq 5m$	法長の-2%				
	延 長 L	-200	1 施工箇所毎									
3 土木 工事 共通 編	2 一 般 施 工	14 法 面 工 共 通	2	2	植生工 (植生基材吹付工) (客土吹付工)	法長 ϕ	$\phi < 5m$	-200	施工延長 40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
							$\phi \geq 5m$	法長の-4%				
						厚さ t	$t < 5cm$	-10			施工面積 200 m ² につき1ヶ所、面積 200 m ² 以下のものは、1施工箇所につき2箇所。 検査孔により測定。	
							$t \geq 5cm$	-20				
							延 長 L	-200			1 施工箇所毎	
											ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上。	

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所		
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	14 法面 工共 通	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法長 ℓ	$\ell < 3m$	-50	施工延長40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ※急傾斜地工事の場合は測点毎 <u>ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）法面工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。</u>		
							$\ell \geq 3m$	-100			
						厚さ t	$t < 5cm$	-10			200㎡につき1ヶ所以上、200㎡以下は2ヶ所をせん孔により測定。
							$t \geq 5cm$	-20			
						延 長 L		-200			1施工箇所毎

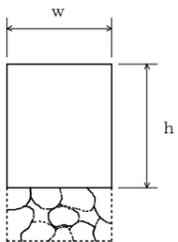
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所		
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	14 法面 工共 通	3		吹付工 (コンクリート) (モルタル)	法長 ℓ	$\ell < 3m$	-50	施工延長 40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 測定断面に凹凸があり、曲線法長の測定が困難な場合は直線法長とする。 ※急傾斜地工事の場合は測点毎 200㎡につき1ヶ所以上、200㎡以下は2ヶ所をせん孔により測定。		
							$\ell \geq 3m$	-100			
						厚さ t	$t < 5cm$	-10			ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の50%以上とし、平均厚は設計厚以上
							$t \geq 5cm$	-20			
						延 長 L		-200			1施工箇所毎

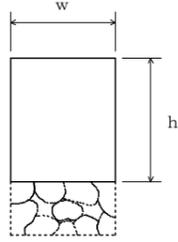
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	14 法面 工共 通	4	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長 ℓ	$\ell < 10\text{m}$	-100	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工 箇所につき 2ヶ所。 ※急傾斜地工事は測点毎 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測 技術を用いた出来形管理要領（案）法面工編」で規定 する出来形計測性能を有する機器を用いることができ る。 枠延長 100mにつき 1ヶ所、枠延長 100m以下の のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測 技術を用いた出来形管理要領（案）法面工編」で規定 する出来形計測性能を有する機器を用いることができ る。 1 施工箇所毎 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測 技術を用いた出来形管理要領（案）法面工編」で規定 する出来形計測性能を有する機器を用いることができ る。	
							$\ell \geq 10\text{m}$	-200		
						幅 w	-30			
						高 さ h	-30			
						枠 中 心 間 隔 a	±100			
						延 長 L	-200			

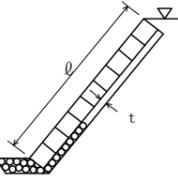
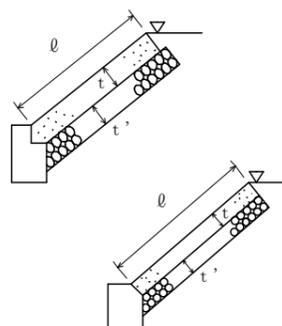
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	14 法面 工共 通	4	1	法枠工 (現場打法枠工) (現場吹付法枠工)	法長 ℓ	$\ell < 10\text{m}$	-100	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（又は 50m）以下のものは 1 施工 箇所につき 2ヶ所。 ※急傾斜地工事は測点毎 枠延長 100mにつき 1ヶ所、枠延長 100m以下の のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 1 施工箇所毎	
							$\ell \geq 10\text{m}$	-200		
						幅 w	-30			
						高 さ h	-30			
						枠 中 心 間 隔 a	±100			
						延 長 L	-200			

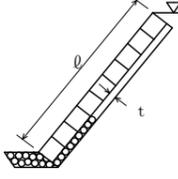
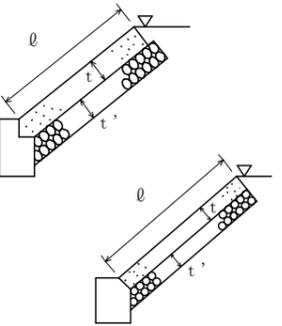
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所								
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工 共 通	16 浚 渫 工 共 通	3	1	浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船)	基準 高▽	電 気 船	200ps	-800～+200	延長方向は、設計図書により指定された測点 毎。 横断方向は、5m 毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間 点も加える。ただし、各測定値の平均値の設 計基準高以下であること。							
								500ps	-1,000～+200								
								1,000ps	-1,200～+200								
							デ ィ ー ゼ ル 船	250ps	-800～+200								
								420ps 600ps	-1,000～+200								
								1,350ps	-1,200～+200								
						幅	-200										
						延 長	-200										
						3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工	16 浚 渫 工 共 通	3			3	浚渫船運転工 (バックホウ浚渫船) (面管理の場合)	平均値	個々の 計測値	1. 3次元データによる出来形管理において 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 （案）河川浚渫工編」に基づき出来形管理を 面管理で実施する場合、その他本基準に規定 する計測精度・計測密度を満たす計測方法に より出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度とし て±100mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面の全面とし、全ての 点で設計面との標高較差を算出する。計測密 度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とす る。	
														標高較差	0以下		

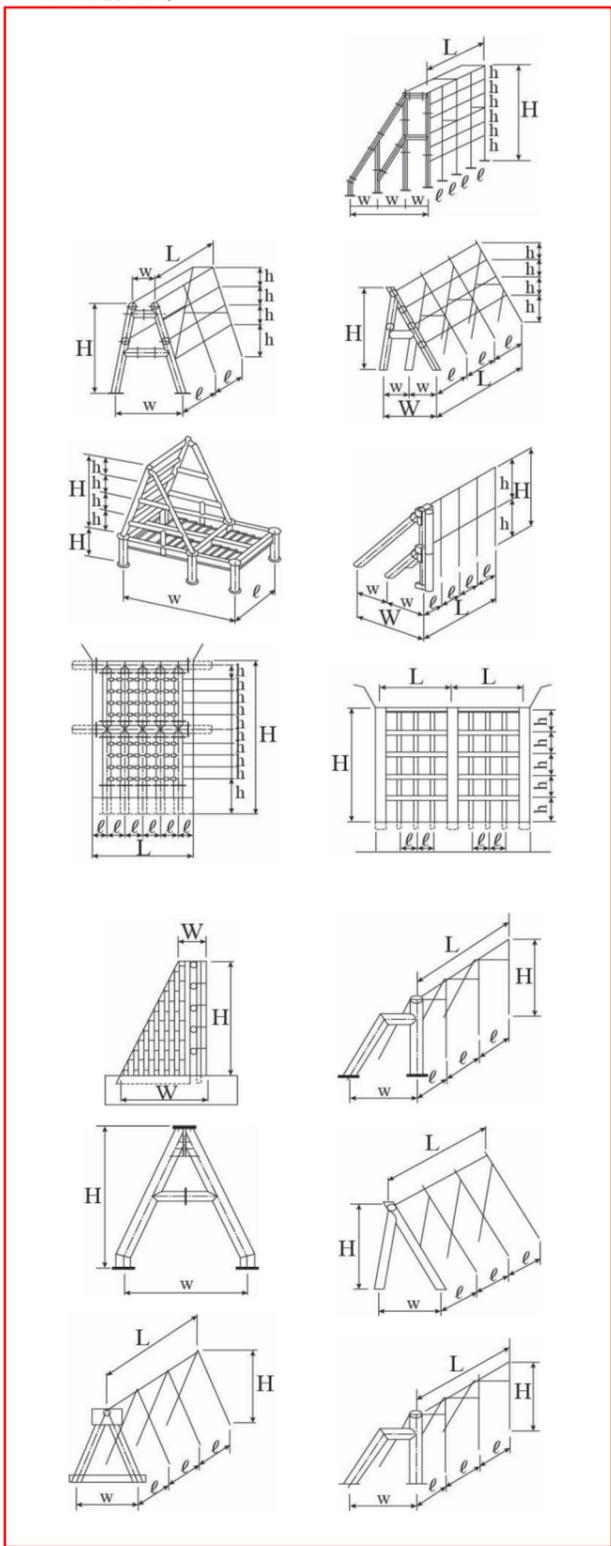
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所		
3 土木 工事 共通 編	2 一般 施工 共 通	16 浚 渫 工 共 通	3	1	浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船)	基準 高▽	電 気 船	200ps	-500～+200	延長方向は、設計図書により指定された測点 毎。 横断方向は、5m 毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間 点も加える。ただし、各測定値の平均値の設 計基準高以下であること。	
								500ps	-1,000～+200		
								1,000ps	-1,200～+200		
							デ ィ ー ゼ ル 船	250ps	-500～+200		
								420ps 600ps	-1,000～+200		
								1,350ps	-1,200～+200		
						幅	-200				
						延 長	-200				

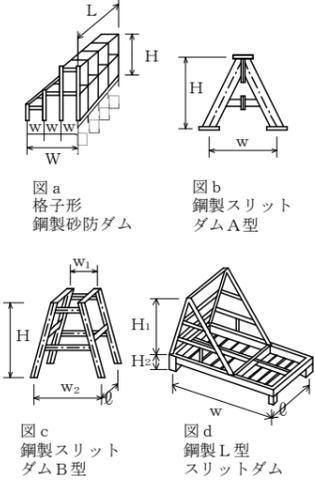
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所		
4	河川編	1	築堤・護岸	7	法覆護岸工	4	護岸付属物工	幅 w	-30	<p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)護岸工編」の規定による測定の管理方法を用いることができる。</p>	
								高さ h	-30		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所		
4	河川編	1	築堤・護岸	7	法覆護岸工	4	護岸付属物工	幅 w	-30	<p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)護岸工編」の規定による測定の管理方法を用いることができる。</p>	
								高さ h	-30		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所			
5	河川海岸編	1	堤防・護岸	6	護岸工	4	海岸コンクリートブロック工	基準高▽	±50	<p>施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)護岸工編」の規定による測定の管理方法を用いることができる。</p>		
								法長 ℓ	ℓ<5m			-100
									ℓ≥5m			ℓ×(-2%)
								厚さ t	-50			
								延長 L	-200			
5	河川海岸編	1	堤防・護岸	6	護岸工	5	コンクリート被覆工	基準高▽	±50	<p>施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)護岸工編」の規定による測定の管理方法を用いることができる。</p>		
								法長 ℓ	ℓ<3m			-50
									ℓ≥3m			-100
								厚さ t	t<100			-20
									t≥100			-30
								裏込材厚 t'	-50			
								延長 L	-200			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所			
5	河川海岸編	1	堤防・護岸	6	護岸工	4	海岸コンクリートブロック工	基準高▽	±50	<p>施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。</p>		
								法長 ℓ	ℓ<5m			-100
									ℓ≥5m			ℓ×(-2%)
								厚さ t	-50			
								延長 L	-200			
5	河川海岸編	1	堤防・護岸	6	護岸工	5	コンクリート被覆工	基準高▽	±50	<p>施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(又は50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。</p>		
								法長 ℓ	ℓ<3m			-50
									ℓ≥3m			-100
								厚さ t	t<100			-20
									t≥100			-30
								裏込材厚 t'	-50			
								延長 L	-200			

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
6 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	5	2	鋼製堰堤本體工 (透過型)	堤長 L 格	±50	図面の寸法表示箇所にて測定。 	
						堤長 l 格・B・L	±10		
						堤幅 W 格	±30		
						堤幅 w 格・A・B・L	±10		
						高さ H 格・A・B・L	±10		
						高さ h	±10		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
6 砂防編	1 砂防堰堤	9 鋼製堰堤工	5	2	鋼製堰堤本體工 (透過型)	堤長 L 格	±50	(備考) 格：格子型鋼製砂防ダム A：鋼製スリットダム A型 B：鋼製スリットダム B型 L：鋼製スリットダム L型	
						堤長 l 格・B・L	±10		
						堤幅 W 格	±30		
						堤幅 w 格・A・B・L	±10		
						高さ H 格・A・B・L	±10		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
8	道路	舗装	5	9	排水性舗装用路肩排水工	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）舗装工編 計測技術（断面管理の場合）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	
						延長L	-200		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所
8	道路	舗装	5	9	排水性舗装用路肩排水工	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（又は50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。	
						延長L	-200		

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	
8	道路	橋梁	6	8	橋台躯体工	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）構造物工編（試行）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。（アンカーボルト孔の鉛直度を除く）		
						厚さ t	-20			
						天端幅 w ₁ (橋軸方向)	-10			
						天端幅 w ₂ (橋軸方向)	-10			
						敷幅 w ₃ (橋軸方向)	-50			
						高さ h ₁	-50			
						胸壁の高さ h ₂	-30			
						天端長 l ₁	-50			
						敷長 l ₂	-50			
						胸壁間距離 l	±30			
						支間長及び中心線の変位	±50			
						支保部アンカーボルトの箱抜き規格値	計画高			+10～-20
							平面位置			±20
							アンカーボルト孔の鉛直度			1/50 以下

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	
8	道路	橋梁	6	8	橋台躯体工	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。		
						厚さ t	-20			
						天端幅 w ₁ (橋軸方向)	-10			
						天端幅 w ₂ (橋軸方向)	-10			
						敷幅 w ₃ (橋軸方向)	-50			
						高さ h ₁	-50			
						胸壁の高さ h ₂	-30			
						天端長 l ₁	-50			
						敷長 l ₂	-50			
						胸壁間距離 l	±30			
						支間長及び中心線の変位	±50			
						支保部アンカーボルトの箱抜き規格値	計画高			+10～-20
							平面位置			±20
							アンカーボルト孔の鉛直度			1/50 以下

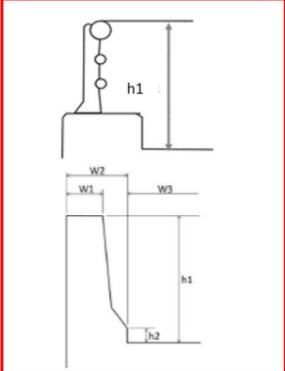
編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所										
8	道路編	3	橋梁下部	7	RC橋脚工	9	1	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。 <u>なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)構造物工編(試行)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く)</u>								
									厚 さ t	-20									
									天 端 幅 w ₁ (橋軸方向)	-20									
									敷 幅 w ₂ (橋軸方向)	-50									
									高 さ h	-50									
									天 端 長 l ₁	-50									
									敷 長 l ₂	-50									
									橋脚中心間距離 l	±30									
									支 間 長 及 び 中心線の変位	±50									
									支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	計画高			+10~-20						
										平面位置			±20						
										アンカーボルトの鉛直度			1/50 以下						

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所										
8	道路編	3	橋梁下部	7	RC橋脚工	9	1	橋脚躯体工 (張出式)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支承便覧」による。								
									厚 さ t	-20									
									天 端 幅 w ₁ (橋軸方向)	-20									
									敷 幅 w ₂ (橋軸方向)	-50									
									高 さ h	-50									
									天 端 長 l ₁	-50									
									敷 長 l ₂	-50									
									橋脚中心間距離 l	±30									
									支 間 長 及 び 中心線の変位	±50									
									支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	計画高			+10~-20						
										平面位置			±20						
										アンカーボルトの鉛直度			1/50 以下						

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	
8 道路編	3 橋梁下部	7 RC橋脚工	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。 <u>なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案) 構造物工種(試行)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く)</u>		
						厚さ t	-20			
						天端幅 w ₁	-20			
						敷幅 w ₂	-20			
						高さ h	-50			
						長さ ℓ	-20			
						橋脚中心間距離 ℓ	±30			
						支間長及び中心線の変位	±50			
						支保部 箱抜き アンカー ボルトの 規格値	計画高			+10~-20
							平面位置			±20
							アンカーボルト孔の鉛直度			1/50 以下
						8 道路編	3 橋梁下部			8 鋼製橋脚工
橋脚中心間距離 ℓ	±30									
支間長及び中心線の変位	±50									
中心線の変位 (a 1 : 橋軸直角方向) (a 2 : 橋軸方向)										
8 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	10	2	橋脚架設工 (門型)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
						橋脚中心間距離 ℓ	±30			
						支間長及び中心線の変位	±50			
						中心線の変位 (a 1 : 橋軸直角方向) (a 2 : 橋軸方向)				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所	
8 道路編	3 橋梁下部	7 RC橋脚工	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については「道路橋支保便覧」による。		
						厚さ t	-20			
						天端幅 w ₁	-20			
						敷幅 w ₂	-20			
						高さ h	-50			
						長さ ℓ	-20			
						橋脚中心間距離 ℓ	±30			
						支間長及び中心線の変位	±50			
						支保部 箱抜き アンカー ボルトの 規格値	計画高			+10~-20
							平面位置			±20
							アンカーボルト孔の鉛直度			1/50 以下
						8 道路編	3 橋梁下部			8 鋼製橋脚工
橋脚中心間距離 ℓ	±30									
支間長及び中心線の変位	±50									
中心線の変位 (a 1 : 橋軸直角方向) (a 2 : 橋軸方向)										
8 道路編	3 橋梁下部	8 鋼製橋脚工	10	2	橋脚架設工 (門型)	基準高▽	±20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。		
						橋脚中心間距離 ℓ	±30			
						支間長及び中心線の変位	±50			
						中心線の変位 (a 1 : 橋軸直角方向) (a 2 : 橋軸方向)				

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所			
8 道路編	4 鋼橋上部	5 鋼橋架設工	10	1	支承工 (鋼製支承)	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B: 支承中心間隔 (m) 支承の平面寸法が 300mm 以下の場合は、水平面の高低差を 1mm 以下とする。 なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測し、支承据付時のオフセット量 δ を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。				
						可動支承の移動可能量 注2)	設計移動量以上					
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コンクリート橋			±5	鋼橋	±(4+0.5×(B-2))
							橋軸方向				1/100	
						橋軸直角方向						
						可動支承の橋軸方向のずれ、同一支承線上の相対誤差	5					
可動支承の機能確認 注3)	温度変化に伴う移動量計算値の1/2以上											
8 道路編	4 鋼橋上部	5 鋼橋架設工	10	2	支承工 (ゴム支承)	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B: 支承中心間隔 (m) 上部構造部材下面とゴム支承面との接触面及びゴム支承と台座モルタルとの接触面に肌すきが無いことを確認。 支承の平面寸法が 300mm 以下の場合は、水平面の高低差を 1mm 以下とする。 なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測し、支承据付時のオフセット量 δ を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。				
						可動支承の移動可能量 注2)	設計移動量以上					
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コンクリート橋			±5	鋼橋	±(4+0.5×(B-2))
							橋軸方向				1/300	
						橋軸直角方向						
						可動支承の機能確認 注3)	5					
可動支承の移動量 注3)	温度変化に伴う移動量計算値の1/2以上											

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所
8 道路編	4 橋梁上部	8 橋梁付属物工	6	7	橋梁用防護柵工	天端幅 w1	-5~+10	1 径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。	
						地覆の幅 w2	-10~+20		
						高さ h1	-20~+30		
						高さ h2	-10~+20		
						有効幅員 w3	0~+30		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所			
8 道路編	4 鋼橋上部	5 鋼橋架設工	10	1	支承工 (鋼製支承)	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B: 支承中心間隔 (m) 支承の平面寸法が 300mm 以下の場合は、水平面の高低差を 1mm 以下とする。 なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測し、支承据付時のオフセット量 δ を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。				
						可動支承の移動可能量 注2)	設計移動量 ±10					
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コンクリート橋			±5	鋼橋	4+0.5×(B-2)
							橋軸方向				1/100	
						橋軸直角方向						
						可動支承の橋軸方向のずれ、同一支承上の相対誤差	5					
可動支承の移動量 注3)	温度変化に伴う移動量計算値の1/2以上											
8 道路編	4 鋼橋上部	5 鋼橋架設工	10	2	支承工 (ゴム支承)	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B: 支承中心間隔 (m) 上部構造部材下面とゴム支承面との接触面及びゴム支承と台座モルタルとの接触面に肌すきが無いことを確認。 支承の平面寸法が 300mm 以下の場合は、水平面の高低差を 1mm 以下とする。 なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測し、支承据付時のオフセット量 δ を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。				
						可動支承の移動可能量 注2)	設計移動量 ±10					
						支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コンクリート橋			±5	鋼橋	4+0.5×(B-2)
							橋軸方向				1/300	
						橋軸直角方向						
						可動支承の橋軸方向のずれ、同一支承上の相対誤差	5					
可動支承の移動量 注3)	温度変化に伴う移動量計算値の1/2以上											

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準	測定箇所
8 道路編	4 橋梁上部	8 橋梁付属物工	6	7	橋梁用防護柵工	幅 w	-5~+10	1 径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。	
						高さ h	-20~+30		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所		
8	道路編	6	トンネル	(N A T M)	5	覆工	3	覆工コンクリート工	基準高▽ (拱頂)	±50	(1) 基準高、幅、高さは、施工40mにつき1ヶ所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ロ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (ハ) 検測孔による巻厚の測定は図の(1)は40mに1ヶ所、(2)~(3)は100mに1ヶ所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2ヶ所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規格値を適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の3分の1以下のもの。 なお、変形収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)トンネル工編」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。	
									幅 w (全幅)	-50		
									高さ h (内法)	-50		
									厚さ t	設計値以上		
									延長 L	—		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所		
8	道路編	6	トンネル	(N A T M)	5	覆工	3	覆工コンクリート工	基準高▽ (拱頂)	±50	(1) 基準高、幅、高さは、施工40mにつき1ヶ所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ロ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (ハ) 検測孔による巻厚の測定は図の(1)は40mに1ヶ所、(2)~(3)は100mに1ヶ所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2ヶ所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規格値を適用除外とする。 ・良好な地山における岩又は吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の3分の1以下のもの。 なお、変形収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。	
									幅 w (全幅)	-50		
									高さ h (内法)	-50		
									厚さ t	設計値以上		
									延長 L	—		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所			
							個々の測定値 (X)	測定値の平均 (X ₀)					
8	道路編	14	道路維持	4	舗装工	5	1	切削オーバーレイ工	厚さ t (切削)	-7	-2	厚さは40m毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長40m毎に1ヶ所の割合とし、延長40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
									厚さ t (オーバーレイ)	-9			
									幅 w	-25			
									延長 L	-100			
									平坦性	—	3mプロファイルメーター (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下		
8	道路編	14	道路維持	4	舗装工	5	2	切削オーバーレイ工 (面管理の場合) 厚さ t または 標高較差 (切削) のみ	厚さ t (標高較差) (面管理として緩和)	-17 (17)	-2 (2)	1. 施工履歴データを用いた出来形管理要領(案)(路面切削工編)に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さ t または 標高較差 (切削) を算出する。計測密度は1点/㎡ (平面投影面積当たり) 以上とする。 3. 厚さ t または 標高較差 (切削) は、現舗装高と切削後の基準高との差で算出する。 4. 厚さ (オーバーレイ) は40m毎に「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 5. 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割合とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
									厚さ t (オーバーレイ)	-9			
									幅 w	-25			
									延長 L	-100			
									平坦性	—	3mプロファイルメーター (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下		

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値		測定基準	測定箇所	
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X ₀)			
8	道路編	14	道路維持	4	舗装工	5	切削オーバーレイ工	厚さ t	-9	厚さは40m毎に「現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長40m毎に1ヶ所の割合とし、延長40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
								幅 w	-25		
								延長 L	-100		
								平坦性	—		

品質管理基準及び規格値

工種	種別	試験区分	試験項目	試験方法	規格値	試験基準	摘要	試験成績表等による確認
1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く）	材料	必須	アルカリシリカ反応抑制対策	アルカリ骨材反応抑制対策について（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）	同左	骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。		○
		その他	骨材のふるい分け試験	JIS A 1102 JIS A 5005 JIS A 5011-1~4 JIS A 5021	設計図書による。	工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。		○

~~~~ 中略 ~~~~

|                                      |    |    |                           |                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                       |                                                   |   |   |
|--------------------------------------|----|----|---------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|---|---|
| （JISマーク表示されたレディミックスコンクリートを使用する場合は除く） | 材料 | 必須 | 骨材の微粒分量試験                 | JIS A 1103<br>JIS A 5005<br>JIS A 5308                                         | 粗骨材<br>砕石 3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下）<br>スラグ粗骨材 5.0%以下<br>それ以外（砂利等） 1.0%以下<br>細骨材<br>砕砂 9.0%以下（ただし、 <b>すりへり作用を受ける</b> 場合は5.0%以下）<br>スラグ細骨材 7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下）<br>それ以外（砂等） 5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下） | 工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。<br>（山砂の場合は、工事中1回/週以上）                                     |                                                   | ○ |   |
|                                      |    | 必須 | 砂の有機不純物試験                 | JIS A 1105                                                                     | 標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。                                                                                                                                                                                           | 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。                                                           | 濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。 | ○ |   |
|                                      |    | 必須 | モルタルの圧縮強度による砂の試験          | JIS A 1142                                                                     | 圧縮強度の90%以上                                                                                                                                                                                                                     | 試験となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。                                                       |                                                   |   | ○ |
|                                      |    | 必須 | 骨材中の粘土塊量の試験               | JIS A 1137                                                                     | 細骨材：1.0%以下<br>粗骨材：0.25%以下                                                                                                                                                                                                      | 工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。                                                           |                                                   |   | ○ |
|                                      |    | 必須 | 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験        | JIS A 1122<br>JIS A 5005                                                       | 細骨材：10%以下<br>粗骨材：12%以下                                                                                                                                                                                                         | 砂、砂利<br>工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。<br><b>洗砂</b> 、砕石<br>工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。 | 寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。                             |   | ○ |
|                                      |    | 必須 | セメントの物理試験                 | JIS R 5201                                                                     | JIS R 5210（ポルトランドセメント）<br>JIS R 5211（高炉セメント）<br>JIS R 5212（シリカセメント）<br>JIS R 5213（フライアッシュセメント）<br>JIS R 5214（エコセメント）                                                                                                           | 工事開始前、工事中1回/月以上                                                                       |                                                   |   | ○ |
|                                      |    | 必須 | ポルトランドセメントの化学分析           | JIS R 5202                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                       |                                                   |   | ○ |
|                                      |    | 必須 | 練混ぜ水の水質試験                 | 上水道水及び上水道水以外の水の場合：<br>JIS A 5308付属書C                                           | 懸濁物質の量：2g/L以下<br>溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下<br>塩化物イオン量：200ppm以下<br>セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内<br>モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上                                                                                                           | 工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。                                                         | 上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。     |   | ○ |
|                                      |    | 必須 | 回収水の場合：<br>JIS A 5308付属書C | 塩化物イオン量：200ppm以下<br>セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内<br>モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上 | 工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。<br><b>スラッジ水の濃度は1回/日</b>                                                                                                                                                                          | ・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。                                                    |                                                   |   | ○ |

品質管理基準及び規格値

| 工種                                                     | 種別 | 試験区分 | 試験項目       | 試験方法                                                     | 規格値      | 試験基準                                     | 摘要 | 試験成績表等による確認 |
|--------------------------------------------------------|----|------|------------|----------------------------------------------------------|----------|------------------------------------------|----|-------------|
| 1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く） | 材料 | 必須   | アルカリ骨材反応対策 | アルカリ骨材反応抑制対策について（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）   | 同左       | 骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 |    | ○           |
|                                                        |    | その他  | 骨材のふるい分け試験 | JIS A 1102<br>JIS A 5005<br>JIS A 5011-1~4<br>JIS A 5021 | 設計図書による。 | 工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。              |    | ○           |

~~~~ 中略 ~~~~

| | | | | | | | | | |
|--------------------------------------|----|----|---------------------------|--|---|---|---|---|---|
| （JISマーク表示されたレディミックスコンクリートを使用する場合は除く） | 材料 | 必須 | 骨材の微粒分量試験 | JIS A 1103
JIS A 5005
JIS A 5308 | 粗骨材
砕石 3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下）
スラグ粗骨材 5.0%以下
それ以外（砂利等） 1.0%以下
細骨材
砕石 9.0%以下（ただし、 粒形判定実績率が58%以上の 場合は5.0%以下）
スラグ細骨材 7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下）
それ以外（砂利等） 5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下） | 工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。
（山砂の場合は、工事中1回/週以上） | | ○ | |
| | | 必須 | 砂の有機不純物試験 | JIS A 1105 | 標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。 | 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。 | 濃い場合は、JIS 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮による試験方法」による。 | ○ | |
| | | 必須 | モルタルの圧縮強度による砂の試験 | JIS A 1142 | 圧縮強度の90%以上 | 試験となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。 | | | ○ |
| | | 必須 | 骨材中の粘土塊量の試験 | JIS A 1137 | 細骨材：1.0%以下
粗骨材：0.25%以下 | 工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 | | | ○ |
| | | 必須 | 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験 | JIS A 1122
JIS A 5005 | 細骨材：10%以下
粗骨材：12%以下 | 砂、砂利
工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。
洗砂 、砕石
工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。 | 寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。 | | ○ |
| | | 必須 | セメントの物理試験 | JIS R 5201 | JIS R 5210（ポルトランドセメント）
JIS R 5211（高炉セメント）
JIS R 5212（シリカセメント）
JIS R 5213（フライアッシュセメント）
JIS R 5214（エコセメント） | 工事開始前、工事中1回/月以上 | | | ○ |
| | | 必須 | ポルトランドセメントの化学分析 | JIS R 5202 | | | | | ○ |
| | | 必須 | 練混ぜ水の水質試験 | 上水道水及び上水道水以外の水の場合：
JIS A 5308付属書C | 懸濁物質の量：2g/L以下
溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下
塩化物イオン量：200ppm以下
セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内
モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上 | 工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。 | 上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。 | | ○ |
| | | 必須 | 回収水の場合：
JIS A 5308付属書C | 塩化物イオン量：200ppm以下
セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内
モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上 | 工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。 | ・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。 | | | ○ |

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 |
|--|----|------|---------|--|---|--|--|-------------|
| 1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く） | 施工 | 必須 | 塩化物総量規制 | 「コンクリートの耐久性向上」 | 原則0.3kg/m ³ 以下 | コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。 | <ul style="list-style-type: none"> 小規模工種[*]で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m³以上の場合は、50m³ごとに1回の試験を行う。 骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。 用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 <p>※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種）</p> | |
| | | | 単位水量測定 | 「レディーミキストコンクリート単位水量測定要領（案）（平成16年3月8日事務連絡）」 | 1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。
2) 測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。
なお、「15kg/m ³ 以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m ³ 以下の値を観測することをいう。
3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の配合設計±15kg/m ³ 以内になるまで全運搬車の測定を行う。
なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。 | 100m ³ /日以上の場合；
2回/日（午前1回、午後1回）以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。 | 示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。 | |

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 |
|--|----|------|---------|--------------------------|---|--|---|-------------|
| 1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く） | 施工 | 必須 | 塩化物総量規制 | 「コンクリートの耐久性向上」 | 原則0.3kg/m ³ 以下 | コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。 | <ul style="list-style-type: none"> 小規模工種[*]で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m³以上の場合は、50m³ごとに1回の試験を行う。 骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502, 503) または設計図書の規定により行う。 用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。 | |
| | | | 単位水量測定 | 「レディミキストコンクリートの品質確保について」 | 1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。
2) 測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。
3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m ³ 以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。
なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施した場合2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。 | 100m ³ /日以上の場合；
2回/日（午前1回、午後1回）以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。 | 示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。 | |

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 |
|--|-------|------|-------------------------------|--|--|---|---|-------------|
| 1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く） | 施工 | 必須 | スランブ試験 | JIS A 1101 | スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm
スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm
スランブ2.5cm：許容値±1.0cm | ・荷卸し時
1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクスコンクリートを用いる場合は原則として全運搬車測定を行う。
・道路橋床版の場合、全運搬車試験を行うが、スランブ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランブ試験の頻度について監督員と協議し低減することができる。 | ・小規模工種 [※] で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。

※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種） | |
| | | | コンクリートの圧縮強度試験 | JIS A 1108 | 1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。
3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。
（1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値） | ・荷卸し時
1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回
なお、テストピースは打設場所で採取し、1回につき6個（σ700・3個、σ2800・3個）とする。
・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個（σ3）を追加で採取する。 | | |
| | | | 空気量測定 | JIS A 1116
JIS A 1118
JIS A 1128 | ±1.5%（許容差） | ・荷卸し時
1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 | | |
| | | | コンクリートの曲げ強度試験（コンクリート舗装の場合、必須） | JIS A 1106 | 1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。
3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 | コンクリート舗装の場合に適用し、打設日1日につき2回（午前・午後）の割りで行う。なおテストピースは打設場所で採取し、1回につき原則として3個とする。 | | |
| | | | コアによる強度試験 | JIS A 1107 | 設計図書による。 | 品質に異常が認められた場合に行う。 | | |
| | | | コンクリートの洗い分析試験 | JIS A 1112 | | | | |
| | 施工後試験 | 必須 | ひび割れ調査 | スケールによる測定 | 0.2mm | 本数
総延長
最大ひび割れ幅等 | 高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルパト類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象（ただしいずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレキャストコンクリートは対象としない。）とし構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。
フーチング・底版等で竣工時に地中、水中にある部位については竣工前に調査する。
<u>ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。</u> | |

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 |
|--|-------|------|-------------------------------|--|--|---|---|-------------|
| 1 セメント・コンクリート（転圧コンクリート・コンクリートダム・覆工コンクリート・吹付けコンクリートを除く） | 施工 | 必須 | スランブ試験 | JIS A 1101 | スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm
スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm
スランブ2.5cm：許容値±1.0cm | ・荷卸し時
1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m ³ ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。ただし、道路橋鉄筋コンクリート床版にレディーミクスコンクリートを用いる場合は原則として全車測定を行う。
・道路橋床版の場合、全車試験を行うが、スランブ試験の結果が安定し良好な場合はその後スランブ試験の頻度について監督員と協議し低減することができる。 | ・小規模工種 [※] で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクスコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。

※小規模工種とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋門、樋管、水門、水路（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種） | |
| | | | コンクリートの圧縮強度試験 | JIS A 1108 | 1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。
3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。
（1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値） | ・荷卸し時
1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回
なお、テストピースは打設場所で採取し、1回につき6個（σ700・3本、σ2800・3本）とする。
・早強セメントを使用する場合には、必要に応じて1回につき3個（σ3）を追加で採取する。 | | |
| | | | 空気量測定 | JIS A 1116
JIS A 1118
JIS A 1128 | ±1.5%（許容差） | ・荷卸し時
1回/日または構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 | | |
| | | | コンクリートの曲げ強度試験（コンクリート舗装の場合、必須） | JIS A 1106 | 1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。
3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。 | コンクリート舗装の場合に適用し、打設日1日につき2回（午前・午後）の割りで行う。なおテストピースは打設場所で採取し、1回につき原則として3個とする。 | | |
| | | | コアによる強度試験 | JIS A 1107 | 設計図書による。 | 品質に異常が認められた場合に行う。 | | |
| | | | コンクリートの洗い分析試験 | JIS A 1112 | | | | |
| | 施工後試験 | 必須 | ひび割れ調査 | スケールによる測定 | 0.2mm | 本数
総延長
最大ひび割れ幅等 | 高さが、5m以上の鉄筋コンクリート擁壁、内空断面積が25㎡以上の鉄筋コンクリートカルパト類、橋梁上・下部工及び高さが3m以上の堰・水門・樋門を対象（ただしいずれの工種についてもプレキャスト製品及びプレキャストコンクリートは対象としない。）とし構造物躯体の地盤や他の構造物との接触面を除く全表面とする。
フーチング・底版等で竣工時に地中、水中にある部位については竣工前に調査する。 | |

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 |
|-----------------------------|----|------|--|--|----------------------|-------------|----|-------------|
| 2. プレキャストコンクリート製品 (JIS I類) | 材料 | 必須 | JISマーク確認
又は「その他」の
試験項目の確認 | 目視
(写真撮影) | | | | |
| | | 施工 | 製品の外観検査
(角欠け・ひび割れ調査) | 目視検査
(写真撮影) | 有害な角欠け・ひび割れの
無いこと | 全数 | | |
| 3. プレキャストコンクリート製品 (JIS II類) | 材料 | 必須 | 製品検査結果
(寸法・形状・外観、性能試験) ※
協議をした項目 | JIS A 5363
JIS A 5371
JIS A 5372
JIS A 5373 | 設計図書による。 | 製造工場の検査ロット毎 | | ○ |
| | | | JISマーク確認
又は「その他」の
試験項目の確認 | 目視
(写真撮影) | | | | |
| | 施工 | 必須 | 製品の外観検査
(角欠け・ひび割れ調査) | 目視検査
(写真撮影) | 有害な角欠け・ひび割れの無いこと | 全数 | | |

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 |
|-----------------------|--|--------------------|--|---|---|--|----|-------------|
| 4 プレキャストコンクリート製品（その他） | 材料 | 必須 | セメントのアルカリシリカ反応抑制対策 | アルカリ骨材反応抑制対策について（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号） | 「アルカリ骨材反応抑制対策について」（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）」 | 1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 | | ○ |
| | | | コンクリートの塩化物総量規制 | 「コンクリートの耐久性向上」 | 原則0.3kg/m ³ 以下 | 1回/月以上（塩化物量の多い砂の場合1回以上/週） | | ○ |
| | | | コンクリートのスランプ試験/スランプフロー試験 | JIS A 1101
JIS A 1150 | 製造工場の管理基準 | 1回/日以上 | | ○ |
| | | | コンクリートの圧縮強度試験 | JIS A 1108 | 1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。
3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。
（1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値） | | ○ | |
| | | | コンクリートの空気量測定（凍害を受ける恐れのあるコンクリート製品） | JIS A 1116
JIS A 1118
JIS A 1128 | JIS A 5364
4.5±1.5%（許容差） | | ○ | |
| | その他（JISマーク表示されたレゾイミクスコンクリートを使用する場合は除く） | 骨材のふるい分け試験（粒度・粗粒率） | JIS A 1102
JIS A 5005
JIS A 5011-1~4
JIS A 5021 | JIS A 5364
JIS A 5308 | 1回/月以上及び産地が変わった場合。 | | ○ | |
| | | | 骨材の密度及び吸水率試験 | JIS A 1109
JIS A 1110
JIS A 5005
JIS A 5011-1~4
JIS A 5021 | JIS A 5005（砕石及び砕砂）
JIS A 5011-1（高炉スラグ骨材）
JIS A 5011-2（フェロニッケルスラグ骨材）
JIS A 5011-3（銅スラグ骨材）
JIS A 5011-4（電気伊酸化スラグ骨材）
JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H） | | ○ | |
| | | | 粗骨材のすりへり試験 | JIS A 1121
JIS A 5005 | 1回/年以上及び産地が変わった場合。 | | ○ | |
| | | 骨材の微粒分量試験 | JIS A 1103
JIS A 5005 | 粗骨材：1.0%以下
細骨材：コンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合3.0%以下、その他の場合5.0%以下（砕砂およびスラグ細骨材を用いた場合はコンクリートの表面がすりへり作用を受ける場合5.0%以下その他の場合7.0%以下） | 1回/月以上及び産地が変わった場合。
（微粒分量の多い砂1回/週以上） | | ○ | |
| | | 砂の有機不純物試験 | JIS A 1105 | 標準色より濃いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。 | 1回/年以上及び産地が変わった場合。 | ・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。 | ○ | |
| | | 骨材中の粘土塊量の試験 | JIS A 1137 | 細骨材：1.0%以下
粗骨材：0.25%以下 | 1回/月以上及び産地が変わった場合。 | | ○ | |
| | | 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験 | JIS A 1122
JIS A 5005 | 細骨材：10%以下
粗骨材：12%以下 | 砂、砂利：
製作開始前、1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。
砕砂、砕石：
製作開始前、1回/年以上及び産地が変わった場合。 | | ○ | |

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 |
|------------------------|----|-----------------------------------|--|--|--|---|-----------|-------------|
| 4 プレキャストコンクリート製品 (その他) | 材料 | その他 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用) | セメントの物理試験 | JIS R 5201 | JIS R 5210 (ポルトランドセメント)
JIS R 5211 (高炉セメント)
JIS R 5212 (シリカセメント)
JIS R 5213 (フライアッシュセメント)
JIS R 5214 (エコセメント) | 1回/月以上 | | ○ |
| | | | セメントの化学分析 | JIS R 5202 | | | | ○ |
| | | コンクリート用混和材・化学混和剤 | JIS A 6201
JIS A 6202
JIS A 6204
JIS A 6206
JIS A 6207 | JIS A 6201 (フライアッシュ)
JIS A 6202 (膨張材)
JIS A 6204 (化学混和剤)
JIS A 6206 (高炉スラグ微粉末)
JIS A 6207 (シリカフェューム) | 1回/月以上
ただし、JIS A 6202 (膨張材) は1回/月以上、JIS A 6204 (化学混和剤) は1回/6ヶ月以上 | 試験成績表による。 | ○ | |
| | | 練混ぜ水の水質試験 | 上水道水及び上水道水以外の水の場合:
JIS A 5308附属書C | 懸濁物質の量: 2g/L以下
溶解性蒸発残留物の量: 1g/L以下
塩化物イオン量: 200ppm以下
セメントの凝結時間の差: 始発は30分以内、終結は60分以内
モルタルの圧縮強度比: 材齢7及び28日で90%以上 | 1回/年以上及び水質が変わった場合。 | 上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。 | ○ | |
| | | 必須 | 鋼材 | JIS G 3101
JIS G 3109
JIS G 3112
JIS G 3117
JIS G 3137
JIS G 3506
JIS G 3521
JIS G 3532
JIS G 3536
JIS G 3538
JIS G 3551
JIS G 4322
JIS G 5502 | JIS G 3101
JIS G 3109
JIS G 3112
JIS G 3117
JIS G 3137
JIS G 3506
JIS G 3521
JIS G 3532
JIS G 3536
JIS G 3538
JIS G 3551
JIS G 4322
JIS G 5502 | 1回/月又は入荷の都度 | 試験成績表による。 | ○ |
| 施工 | 必須 | 製品の外観検査 (角欠け・ひび割れ調査) | 目視検査 (写真撮影) | 有害な角欠け・ひび割れの無いこと | 全数 | | | |

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 |
|----|------|-------|------------|---|--|--|---|-------------|
| 5 | ガス圧接 | 施工前試験 | 必須
外観検査 | <ul style="list-style-type: none"> 目視 圧接面の研磨状況 垂れ下がり 焼き割れ 等 ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等 | <p>熱間押抜法以外の場合</p> <p>①軸心の偏心が鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/5以下。</p> <p>②ふくらみは鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1.4倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.5倍以上。</p> <p>③ふくらみの長さが鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1.1倍以上。ただし、両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.2倍以上。</p> <p>④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/4以下。</p> <p>⑤折れ曲がりの角度が2°以下。</p> <p>⑥片ふくらみの差が鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/5以下。</p> <p>⑦垂れ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。</p> <p>⑧その他有害と認められる欠陥があってはならない。</p> <p>熱間押抜法の場合</p> <p>①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない</p> <p>②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。</p> <p>③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があってはならない。</p> <p>④その他有害と認められる欠陥があってはならない。</p> | <p>鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接及び熱間押抜ガス圧接の場合は各3本のモデル供試体を作成し実施する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。直径19mm未満の鉄筋について手動ガス圧接、熱間押抜ガス圧接を行う場合、監督員と協議の上、施工前試験を省略することができる。 (1)SD490以外の鉄筋を圧接する場合 ・手動ガス圧接及び熱間押抜ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。 ・特に確認する必要がある場合とは、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。 ・自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りのないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。 (2)SD490の鉄筋を圧接する場合 ・手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押抜法のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。 | |

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 |
|----|------|-------|------------|--|---|--|--|-------------|
| 2 | ガス圧接 | 施工前試験 | 必須
外観検査 | <ul style="list-style-type: none"> 目視 圧接面の研磨状況 たれ下がり 焼き割れ 折れ曲がり 等 ノギス等による計測 (詳細外観検査) 軸心の偏心 ふくらみ ふくらみの長さ 圧接部のずれ 折れ曲がり 等 | <p>熱間押抜法以外の場合</p> <p>①軸心の偏心が鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1/5以下。</p> <p>②ふくらみは鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。</p> <p>③ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。</p> <p>④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径の1/4以下</p> <p>⑤折れ曲がりの角度が2°以下。</p> <p>⑥著しいたれ下がり、へこみ、焼き割れがない</p> <p>⑦その他有害と認められる欠陥があってはならない。</p> <p>熱間押抜法の場合</p> <p>①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない</p> <p>②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上</p> <p>③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があってはならない。</p> <p>④その他有害と認められる欠陥があってはならない。</p> | <p>鉄筋メーカー、圧接作業班、鉄筋径毎に自動ガス圧接の場合は各2本、手動ガス圧接の場合は各5本のモデル供試体を作成し実施する。</p> | <ul style="list-style-type: none"> モデル供試体の作成は、実際の作業と同一条件・同一材料で行う。 (1)直径19mm以上の鉄筋またはSD490以外の鉄筋を圧接する場合 ・手動ガス圧接及び熱間押抜ガス圧接を行う場合、材料、施工条件などを特に確認する必要がある場合には、施工前試験を行う。 ・特に確認する必要がある場合とは、施工実績の少ない材料を使用する場合、過酷な気象条件・高所などの作業環境下での施工条件、圧接技量資格者の熟練度などの確認が必要な場合などである。 ・自動ガス圧接を行う場合には、装置が正常で、かつ装置の設定条件に誤りのないことを確認するため、施工前試験を行わなければならない。 (2)直径19mm未満の鉄筋またはSD490の鉄筋を圧接する場合 ・手動ガス圧接、自動ガス圧接、熱間押抜ガス圧接のいずれにおいても、施工前試験を行わなければならない。 | |

| 工 種 | 種 別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘 要 | 試験成績表等による確認 |
|-----|------|-------|------------|--|---|--|--|-------------|
| 5 | ガス圧接 | 施工後試験 | 必須
外観検査 | <ul style="list-style-type: none"> 目視
圧接面の研磨状況
垂れ下がり
焼き割れ
等 ノギス等による計測
(詳細外観検査)
軸心の偏心
ふくらみ
ふくらみの長さ
圧接部のずれ
折れ曲がり
等 | <p>熱間押抜法以外の場合</p> <p>①軸心の偏心が鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/5以下。</p> <p>②ふくらみは鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1.4倍以上。ただし、<u>両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.5倍以上。</u></p> <p>③ふくらみの長さが鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1.1倍以上。ただし、<u>両方又はいずれか一方の鉄筋がSD490の場合は1.2倍以上。</u></p> <p>④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/4以下。</p> <p>⑤折れ曲がりの角度が2°以下。</p> <p>⑥片ふくらみの差が鉄筋径（径が異なる場合は、細い方の鉄筋）の1/5以下。</p> <p>⑦垂れ下がり、へこみ、焼き割れが著しくない。</p> <p>⑧その他有害と認められる欠陥があつてはならない。</p> <p>熱間押抜法の場合</p> <p>①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない</p> <p>②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上</p> <p>③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があつてはならない。</p> <p>④その他有害と認められる欠陥があつてはならない。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 目視は全数実施する。 特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観試験を行う。 | <p>熱間押抜法以外の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督員の承諾を得るものとし、処置後は外観検査及び超音波探傷検査を行う。 ①は、圧接部を切り取って再圧接する。 ②③は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみに修正する。 ④は、圧接部を切り取って再圧接する。 ⑤は、再加熱して修正する。 ⑥⑦は、圧接部を切り取って再圧接する。 <p>熱間押抜法の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督員の承諾を得る。 ①②③は、再加熱、再加圧、押抜きを行って修正し、修正後外観検査を行う。 ④は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 | |

中略

| | | | | | | | | |
|---|------|----|-----|---|-----------------------------|-------------------------|--|---|
| 6 | 既製杭工 | 施工 | 必須 | 鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接浸透深傷試験（溶剤除去性染色浸透探傷試験） | JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6 | 割れ及び有害な欠陥がないこと。 | 原則として全溶接箇所で行う。ただし、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は監督員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6により定められた認定技術者が行うものとする。試験箇所は杭の全周とする。 | |
| | | | その他 | 鋼管杭の現場溶接放射線透過試験 | JIS Z 3104 | JIS Z 3104の1類から3類であること。 | 原則として溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。（20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。） | |
| | | | その他 | 鋼管杭の現場溶接超音波探傷試験 | JIS Z 3060 | JIS Z 3060の1類から3類であること。 | 原則として溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から探傷し、その探傷長は30cm/1方向とする。（20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。） | 中掘り杭工法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波深傷試験とすることができる。 |

| 工 種 | 種 別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘 要 | 試験成績表等による確認 |
|-----|------|-------|------------|--|---|--|---|-------------|
| 2 | ガス圧接 | 施工後試験 | 必須
外観検査 | <ul style="list-style-type: none"> 目視
圧接面の研磨状況
たれ下がり
焼き割れ
折れ曲がり
等 ノギス等による計測
(詳細外観検査)
軸心の偏心
ふくらみ
ふくらみの長さ
圧接部のずれ
折れ曲がり
等 | <p>熱間押抜法以外の場合</p> <p>①軸心の偏心が鉄筋径（径が異なる場合は細いほうの鉄筋）の1/5以下。</p> <p>②ふくらみは鉄筋径（径の異なる場合は細いほうの鉄筋）の1.4倍以上。ただし、SD490の場合は1.5倍以上。</p> <p>③ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上。</p> <p>④ふくらみの頂点と圧接部のずれが鉄筋径の1/4以下</p> <p>⑤折れ曲がりの角度が2°以下。</p> <p>⑥著しいたれ下がり、へこみ、焼き割れがない</p> <p>⑦その他有害と認められる欠陥があつてはならない。</p> <p>熱間押抜法の場合</p> <p>①ふくらみを押抜いた後の圧接面に対応する位置の割れ、へこみがない</p> <p>②ふくらみの長さが鉄筋径の1.1倍以上。ただし、SD490の場合は1.2倍以上</p> <p>③鉄筋表面にオーバーヒートによる表面不整があつてはならない。</p> <p>④その他有害と認められる欠陥があつてはならない。</p> | <ul style="list-style-type: none"> 目視は全数実施する。 特に必要と認められたものに対してのみ詳細外観試験を行う。 | <p>熱間押抜法以外の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督員の承諾を得るものとし、処置後は外観検査及び超音波探傷検査を行う。 ①は、圧接部を切り取って再圧接する。 ②③は、再加熱し、圧力を加えて所定のふくらみに修正する。 ④は、圧接部を切り取って再圧接する。 ⑤は、再加熱して修正する。 ⑥は、圧接部を切り取って再圧接する。 <p>熱間押抜法の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 規格値を外れた場合は以下による。いずれの場合も監督員の承諾を得る。 ①②③は、再加熱、再加圧、押抜きを行って修正し、修正後外観検査を行う。 ④は、再加熱して修正し、修正後外観検査を行う。 | |

中略

| | | | | | | | | |
|---|------|----|-----|---|-----------------------------|-------------------------|--|---|
| 3 | 既製杭工 | 施工 | 必須 | 鋼管杭・コンクリート杭・H鋼杭の現場溶接浸透深傷試験（溶剤除去性染色浸透探傷試験） | JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6 | 割れ及び有害な欠陥がないこと。 | 原則として全溶接箇所で行う。ただし、施工方法や施工順序等から全数量の実施が困難な場合は監督員との協議により、現場状況に応じた数量とすることができる。なお、全溶接箇所の10%以上は、JIS Z 2343-1, 2, 3, 4, 5, 6により定められた認定技術者が行うものとする。試験箇所は杭の全周とする。 | |
| | | | その他 | 鋼管杭の現場溶接放射線透過試験 | JIS Z 3104 | JIS Z 3104の1種から3類であること。 | 原則として溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。（20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。） | |
| | | | その他 | 鋼管杭の現場溶接超音波探傷試験 | JIS Z 3060 | JIS Z 3106の1種から3類であること。 | 原則として溶接20ヶ所毎に1ヶ所とするが、施工方法や施工順序等から実施が困難な場合は現場状況に応じた数量とする。なお、対象箇所では鋼管杭を4方向から透過し、その撮影長は30cm/1方向とする。（20ヶ所毎に1ヶ所とは、溶接を20ヶ所施工した毎にその20ヶ所から任意の1ヶ所を試験することである。） | 中掘り杭工法等で、放射線透過試験が不可能な場合は、放射線透過試験に替えて超音波深傷試験とすることができる。 |

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 |
|--------|----|------|------------------------------------|---|--|--|---|-------------|
| 6 既製杭工 | 施工 | その他 | 鋼管杭・コンクリート杭（根固め）
水セメント比 | 比重の測定による水セメント比の推定 | | 設計図書による。
また、設計図書に記載されていない場合は60%～70%（ 出掘り杭工法 ）、60%（ プレ・リング杭工法 及び 鋼管ライメント杭工法 ）とする。 | 試験料の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。 | |
| | | | 鋼管杭・コンクリート杭（根固め）
セメントミルクの圧縮強度試験 | セメントミルク工法に用いる根固め液及びびくい周固定液の圧縮強度試験
JIS A 1108 | 設計図書による。 | 供試体の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とすることが多い。
なお、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成したφ5×10cmの内柱供試体によって求めるものとする。 | | |
| 7 下層路盤 | 材料 | 必須 | 修正CBR試験 | 舗装調査・試験法便覧 [4]-68 | 粒状路盤：修正CBR20%以上（クラッシュラン鉄鋼スラグは修正CBR30%以上）
アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシュランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が以下に示す数値より小さい場合は30%以上とする。
神奈川県・・・40cm | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時
・小規模以下の工事：施工前 | <ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①施工面積で、2,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m³以上1,000m³未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 | ○ |
| | | | 骨材のふるい分け試験 | JIS A 1102 | JIS A 5001
表2参照 | 1) アスファルト舗装：同一配合の骨材が100t以上のもの | | |

～～～ 中略 ～～～

| | | | | | | | |
|--|--|--|---------------|-------------------|--------|---|---|
| | | | 鉄鋼スラグの水浸膨張性試験 | 舗装調査・試験法便覧 [4]-80 | 1.5%以下 | <ul style="list-style-type: none"> ・CS：クラッシュラン鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①施工面積で、2,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m³以上1,000m³未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 | ○ |
|--|--|--|---------------|-------------------|--------|---|---|

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 |
|--------|----|------|--------------------------------------|---|--|--|---|-------------|
| 3 既製杭工 | 施工 | その他 | 鋼管杭・コンクリート杭（根固め）
水セメント比 試験 | 比重の測定による水セメント比の推定 | | 設計図書による。
また、設計図書に記載されていない場合は60%～70%（ 出掘り杭工法 ）、60%（ プレ・リング杭工法 及び 鋼管ライメント杭工法 ）とする。 | 試験料の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とする。 | |
| | | | 鋼管杭・コンクリート杭（根固め）
セメントミルクの圧縮強度試験 | セメントミルク工法に用いる根固め液及びびくい周固定液の圧縮強度試験
JIS A 1108 | 設計図書による。 | 供試体の採取回数は一般に単杭では30本に1回、継杭では20本に1回とし、採取本数は1回につき3本とすることが多い。
なお、供試体はセメントミルクの供試体の作成方法に従って作成したφ5×10cmの内柱供試体によって求めるものとする。 | | |
| 4 下層路盤 | 材料 | 必須 | 修正CBR試験 | 舗装調査・試験法便覧 [4]-6 | 粒状路盤：修正CBR20%以上（クラッシュラン鉄鋼スラグは修正CBR30%以上）
アスファルトコンクリート再生骨材を含む再生クラッシュランを用いる場合で、上層路盤、基層、表層の合計厚が以下に示す数値より小さい場合は30%以上とする。
神奈川県・・・40cm | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時
・小規模以下の工事：施工前 | <ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①施工面積で、2,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m³以上1,000m³未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 | ○ |
| | | | 骨材のふるい分け試験 | JIS A 1102 | JIS A 5001
表2参照 | 1) アスファルト舗装：同一配合の骨材が100t以上のもの | | |

～～～ 中略 ～～～

| | | | | | | | |
|--|--|--|---------------|-------------------|--------|---|---|
| | | | 鉄鋼スラグの水浸膨張性試験 | 舗装調査・試験法便覧 [4]-16 | 1.5%以下 | <ul style="list-style-type: none"> ・CS：クラッシュラン鉄鋼スラグに適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 <ul style="list-style-type: none"> ①施工面積で、2,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m³以上1,000m³未満） ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 | ○ |
|--|--|--|---------------|-------------------|--------|---|---|

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 |
|--------|------------|----------|---------------|---|--|--|--|-------------|
| 7 下層路盤 | 施工 | 必須 | 現場密度の測定 | 舗装調査・試験法便覧[4]-256
砂置換法（JIS A 1214）
砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる。 | 最大乾燥密度の93%以上
X ₁₀ 95%以上
X ₀ 96%以上
X ₀ 97%以上
歩道箇所：設計図書による。 | ・ 締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。
・ 締固め度は、10孔の測定値の平均値X ₁₀ が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X ₃ が規格値を満足するものとするが、X ₃ が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X ₆ が規格値を満足していればよい。
・ 1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。
例)
3,001～10,000㎡：10孔
10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10孔追加し測定箇所が均等になるように設定すること。
例えば12,000㎡の場合、6,000㎡/1ロット毎に10孔、合計20孔
・ 1工事あたり3,000㎡以下の場合は、3孔以上で測定する。ただし、施工面積により測定数が適切でない場合は協議により省略することも出来る。 | | |
| | | | ブルーフローリング | 舗装調査・試験法便覧[4]-288 | | ・ 全幅、全区間で実施する。 | ・ 荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。 | |
| | | | 平板載荷試験 | JIS A 1215 | | 1,000㎡につき2回の割合で行う。 | ・ セメントコンクリートの路盤に適用する。 | |
| | | | 骨材のふるい分け試験 | JIS A 1102 | | ・ 中規模以上の工事：異常が認められたとき。 | ・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 | |
| | | | 土の液性限界・塑性限界試験 | JIS A 1205 | 塑性指数PI：6以下 | | | |
| 含水比試験 | JIS A 1203 | 設計図書による。 | | | ・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 | | | |

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 |
|--------|------------|----------|---------------|---|--|---|--|-------------|
| 4 下層路盤 | 施工 | 必須 | 現場密度の測定 | 舗装調査・試験法便覧[4]-185
砂置換法（JIS A 1214）
砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる。 | 最大乾燥密度の93%以上
X ₁₀ 95%以上
X ₀ 96%以上
X ₀ 97%以上
歩道箇所：設計図書による。 | ・ 締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。
・ 締固め度は、10個の測定値の平均値X ₁₀ が規格値を満足するものとする。また、10個の平均値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X ₃ が規格値を満足するものとするが、X ₃ が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X ₆ が規格値を満足していればよい。
・ 1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個（10孔）で測定する。
例)
3,001～10,000㎡：10個
10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10個追加し測定箇所が均等になるように設定すること。
例えば12,000㎡の場合、6,000㎡/1ロット毎に10個、合計20個
・ 1工事あたり3,000㎡以下の場合は、3個（3孔）以上で測定する。ただし、施工面積により測定数が適切でない場合は協議により省略することも出来る。 | | |
| | | | ブルーフローリング | 舗装調査・試験法便覧[4]-210 | | ・ 全幅、全区間で実施する。 | ・ 荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。 | |
| | | | 平板載荷試験 | JIS A 1215 | | 1,000㎡につき2回の割合で行う。 | ・ セメントコンクリートの路盤に適用する。 | |
| | | | 骨材のふるい分け試験 | JIS A 1102 | | ・ 中規模以上の工事：異常が認められたとき。 | ・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 | |
| | | | 土の液性限界・塑性限界試験 | JIS A 1205 | 塑性指数PI：6以下 | | | |
| 含水比試験 | JIS A 1203 | 設計図書による。 | | | ・ 中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 | | | |

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 |
|--------|----|------|---------------|------------------|--|---|---|-------------|
| 8 上層路盤 | 材料 | 必須 | 修正CBR試験 | 舗装調査・試験法便覧[4]-68 | 修正CBR 80%以上
アスファルトコンクリート再生骨材含む場合90%以上
40℃で行った場合80%以上 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時
・小規模以下の工事：施工前 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。
・小規模工事は、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。
①施工面積で、2,000m ² 以上10,000m ² 未満
②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満）
ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。
1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | ○ |
| | | | 鉄鋼スラグの修正CBR試験 | 舗装調査・試験法便覧[4]-68 | 修正CBR 80%以上 | ・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びFHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。
・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。
・小規模工事は、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。
①施工面積で、2,000m ² 以上10,000m ² 未満
②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満）
ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。
1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | ○ | |

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 |
|--------|----|------|---------------|-----------------|--|---|---|-------------|
| 5 上層路盤 | 材料 | 必須 | 修正CBR試験 | 舗装調査・試験法便覧[4]-5 | 修正CBR 80%以上
アスファルトコンクリート再生骨材含む場合90%以上
40℃で行った場合80%以上 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時
・小規模以下の工事：施工前 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。
・小規模工事は、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。
①施工面積で、2,000m ² 以上10,000m ² 未満
②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満）
ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。
1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | ○ |
| | | | 鉄鋼スラグの修正CBR試験 | 舗装調査・試験法便覧[4]-5 | 修正CBR 80%以上 | ・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びFHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。
・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。
・小規模工事は、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。
①施工面積で、2,000m ² 以上10,000m ² 未満
②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満）
ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。
1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | ○ | |

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 |
|--------|----|------|----------------|-----------------------------|---------------|--|--|-------------|
| 8 上層路盤 | 材料 | 必須 | 鉄鋼スラグの呈色判定試験 | JIS A 5015 舗装調査・試験法便覧[4]-73 | 呈色なし | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時
・小規模以下の工事：施工前 | ・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。
・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。
・小規模工事は、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。
①施工面積で、2,000m ² 以上10,000m ² 未満
②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満）ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。
1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | ○ |
| | | | 鉄鋼スラグの水浸膨張性試験 | 舗装調査・試験法便覧[4]-80 | 1.5%以下 | ・HMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。
・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。
・小規模工事は、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。
①施工面積で、2,000m ² 以上10,000m ² 未満
②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満）ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。
1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | ○ | |
| | | | 鉄鋼スラグの一軸圧縮試験 | 舗装調査・試験法便覧[4]-75 | 1.2Mpa以上(14日) | ・HMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。
・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。
・小規模工事は、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。
①施工面積で、2,000m ² 以上10,000m ² 未満
②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満）ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。
1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | ○ | |
| | | | 鉄鋼スラグの単位容積質量試験 | 舗装調査・試験法便覧[2]-131 | 1.50kg/L以上 | ・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。
・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。
・小規模工事は、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。
①施工面積で、2,000m ² 以上10,000m ² 未満
②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満）ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。
1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | ○ | |

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 |
|--------|----|------|----------------|--------------------------|---------------|--|--|-------------|
| 5 上層路盤 | 材料 | 必須 | 鉄鋼スラグの呈色判定試験 | JIS A 5015 舗装試験法便覧[4]-10 | 呈色なし | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時
・小規模以下の工事：施工前 | ・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。
・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。
・小規模工事は、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。
①施工面積で、2,000m ² 以上10,000m ² 未満
②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満）ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。
1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | ○ |
| | | | 鉄鋼スラグの水浸膨張性試験 | 舗装調査・試験法便覧[4]-16 | 1.5%以下 | ・HMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。
・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。
・小規模工事は、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。
①施工面積で、2,000m ² 以上10,000m ² 未満
②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満）ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。
1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | ○ | |
| | | | 鉄鋼スラグの一軸圧縮試験 | 舗装調査・試験法便覧[4]-12 | 1.2Mpa以上(14日) | ・HMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。
・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。
・小規模工事は、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。
①施工面積で、2,000m ² 以上10,000m ² 未満
②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満）ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。
1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | ○ | |
| | | | 鉄鋼スラグの単位容積質量試験 | 舗装調査・試験法便覧[2]-106 | 1.50kg/L以上 | ・MS：粒度調整鉄鋼スラグ及びHMS：水硬性粒度調整鉄鋼スラグに適用する。
・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。
・小規模工事は、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。
①施工面積で、2,000m ² 以上10,000m ² 未満
②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満）ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。
1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | ○ | |

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 | |
|----------------|----|---------------|---------------|---|--|--|---|-------------|--|
| 8 上層路盤 | 施工 | 必須 | 現場密度の測定 | 舗装調査・試験法便覧[4]-256
砂置換法（JIS A 1214）
砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる。 | 最大乾燥密度の93%以上
X_{10} 95%以上
X_0 95.5%以上
X_3 96.5%以上 | ・縮固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。
・縮固め度は、10孔の測定値の平均値 X_{10} が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値 X_3 が規格値を満足するものとするが、 X_3 が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値 X_6 が規格値を満足していればよい。
・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。
例)
3,001~10,000㎡：10孔
10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10孔追加し測定箇所が均等になるように設定すること。
例えば12,000㎡の場合、6,000㎡/1ロット毎に10孔、合計20孔
・1工事あたり3,000㎡以下の場合は、3孔以上で測定する。ただし、施工面積により測定数が適切でない場合は協議により省略することも出来る。 | | | |
| | | | 粒度（2.36mmフルイ） | 舗装調査・試験法便覧[2]-16 | 2.36mmふるい：±15%以内 | ・中規模以上の工事：定期的または随時（1回～2回/日） | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 | | |
| | | | 粒度（75μmフルイ） | 舗装調査・試験法便覧[2]-16 | 75μmふるい：±6%以内 | | | | |
| | | その他 | 平板載荷試験 | JIS A 1215 | | 1,000㎡につき2回の割合で行う。 | セメントコンクリートの路盤に適用する。 | | |
| | | 土の液性限界・塑性限界試験 | JIS A 1205 | 塑性指数PI：4以下 | 観察により異常が認められたとき。 | | | | |
| | | 含水比試験 | JIS A 1203 | 設計図書による。 | | | | | |
| 9 アスファルト安定処理路盤 | | | アスファルト舗装に準じる | | | | | | |
| 10 セメント安定処理路盤 | 材料 | 必須 | 一軸圧縮試験 | 舗装調査・試験法便覧[4]-102 | 下層路盤：一軸圧縮強さ [7日間] 0.98Mpa
上層路盤：一軸圧縮強さ [7日間] 2.9Mpa（アスファルト舗装）
2.0Mpa（セメントコンクリート舗装）。 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時
・小規模以下の工事：施工前 | ・安定処理材に適用する。
・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。
・小規模工事は、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。
①施工面積で、2,000㎡以上10,000㎡未満
②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m3以上1,000m3未満）
ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。
1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | | |

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 | |
|----------------|----|---------------|---------------|---|--|---|---|-------------|--|
| 5 上層路盤 | 施工 | 必須 | 現場密度の測定 | 舗装調査・試験法便覧[4]-185
砂置換法（JIS A 1214）
砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる。 | 最大乾燥密度の93%以上
X_{10} 95%以上
X_0 95.5%以上
X_3 96.5%以上 | ・縮固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。
・縮固め度は、10個の測定値の平均値 X_{10} が規格値を満足するものとする。また、10個の平均値が得がたい場合は3個の測定値の平均値 X_3 が規格値を満足するものとするが、 X_3 が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値 X_6 が規格値を満足していればよい。
・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個（10孔）で測定する。
例)
3,001~10,000㎡：10個
10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10個追加し測定箇所が均等になるように設定すること。
例えば12,000㎡の場合、6,000㎡/1ロット毎に10個、合計20個
・1工事あたり3,000㎡以下の場合は、3個（3孔）以上で測定する。ただし、施工面積により測定数が適切でない場合は協議により省略することも出来る。 | | | |
| | | | 粒度（2.36mmフルイ） | 舗装調査・試験法便覧[2]-14 | 2.36mmふるい：±15%以内 | ・中規模以上の工事：定期的または随時（1回～2回/日） | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 | | |
| | | | 粒度（75μmフルイ） | 舗装調査・試験法便覧[2]-14 | 75μmふるい：±6%以内 | | | | |
| | | その他 | 平板載荷試験 | JIS A 1215 | | 1,000㎡につき2回の割合で行う。 | セメントコンクリートの路盤に適用する。 | | |
| | | 土の液性限界・塑性限界試験 | JIS A 1205 | 塑性指数PI：4以下 | 観察により異常が認められたとき。 | | | | |
| | | 含水比試験 | JIS A 1203 | 設計図書による。 | | | | | |
| 6 アスファルト安定処理路盤 | | | アスファルト舗装に準じる | | | | | | |
| 7 セメント安定処理路盤 | 材料 | 必須 | 一軸圧縮試験 | 舗装調査・試験法便覧[4]-38 | 下層路盤：一軸圧縮強さ [7日間] 0.98Mpa
上層路盤：一軸圧縮強さ [7日間] 2.9Mpa（アスファルト舗装）
2.0Mpa（セメントコンクリート舗装）。 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時
・小規模以下の工事：施工前 | ・安定処理材に適用する。
・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。
・小規模工事は、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。
①施工面積で、2,000㎡以上10,000㎡未満
②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m3以上1,000m3未満）
ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。
1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | | |

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 |
|---------------|----|------|---------------|---------------------------------|--|--------------------------------------|---|-------------|
| 10 セメント安定処理路盤 | 材料 | 必須 | 骨材の修正CBR試験 | 舗装調査・試験法便覧[4]-68 | 下層路盤：10%以上
上層路盤：20%以上 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時
・小規模以下の工事：施工前 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。
・小規模工事は、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。
①施工面積で、2,000m ² 以上10,000m ² 未満
②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満）
ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。
1) アスファルト舗装：同一配合の材料が100t以上のもの | ○ |
| | | | 土の液性限界・塑性限界試験 | JIS A 1205
舗装調査・試験法便覧[4]-167 | 下層路盤
塑性指数PI：9以下
上層路盤
塑性指数PI：9以下 | 1) アスファルト舗装：同一配合の材料が100t以上のもの | | |

~~~~ 中略 ~~~~

|             |    |         |                            |                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                |                              |   |
|-------------|----|---------|----------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------|---|
| 施工          | 必須 | 現場密度の測定 | 舗装調査・試験法便覧[4]-256          | 最大乾燥密度の93%以上。<br>X <sub>10</sub> 95%以上<br>X <sub>6</sub> 95.5%以上<br>X <sub>3</sub> 96.5%以上<br>歩道箇所：設計図書による。 | ・縮固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。<br>・縮固め度は、10孔の測定値の平均値X <sub>10</sub> が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X <sub>3</sub> が規格値を満足するものとするが、X <sub>3</sub> が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X <sub>6</sub> が規格値を満足していればよい。<br>・1工事あたり3,000m <sup>2</sup> を超える場合は、10,000m <sup>2</sup> 以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。<br>例)<br>3,001~10,000m <sup>2</sup> ：10孔<br>10,001m <sup>2</sup> 以上の場合、10,000m <sup>2</sup> 毎に10孔追加し測定箇所が均等になるように設定すること。<br>例えば12,000m <sup>2</sup> の場合、6,000m <sup>2</sup> /1ロット毎に10孔、合計20孔<br>・1工事あたり3,000m <sup>2</sup> 以下の場合は、3孔以上で測定する。ただし、施工面積により測定数が適切でない場合は協議により省略することも出来る。 |                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                |                              |   |
|             |    |         | 砂置換法（JIS A 1214）           |                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                | 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる。 |   |
|             |    |         | 砂置換法（JIS A 1214）           |                                                                                                             |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                | 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる。 |   |
| その他         | 必須 | 含水比試験   | JIS A 1203                 | 設計図書による。                                                                                                    | 観察により異常が認められたとき。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                |                              |   |
|             |    | セメント量試験 | 舗装調査・試験法便覧[4]-293, [4]-297 | ±1.2%以内                                                                                                     | ・中規模以上の工事：異常が認められたとき（1~2回/日）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 |                                                                                                                                                                                                |                              |   |
| 11 アスファルト舗装 | 材料 | 必須      | 骨材のふるい分け試験                 | JIS A 1102                                                                                                  | JIS A 5001 表2参照                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模以下の工事：施工前                                                                    | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。                                                                                        | ○                            |   |
|             |    |         | 骨材の密度及び吸水率試験               | JIS A 1109<br>JIS A 1110                                                                                    | 表層・基層<br>表乾密度：2.45g/cm <sup>3</sup> 以上<br>吸水率：3.0%以下                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |                                                                                                         | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。<br>・小規模工事は、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。<br><br>(以下、省略) | ○                            |   |
|             |    |         | 骨材中の粘土塊量の試験                | JIS A 1137                                                                                                  | 粘土、粘土塊量：0.25%以下                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                |                              | ○ |
|             |    |         | 粗骨材の形状試験                   | 舗装調査・試験法便覧[2]-51                                                                                            | 細長、あるいは扁平な石片：10%以下                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                |                              | ○ |

| 工種           | 種別 | 試験区分 | 試験項目          | 試験方法                            | 規格値                                      | 試験基準                                 | 摘要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 試験成績表等による確認 |
|--------------|----|------|---------------|---------------------------------|------------------------------------------|--------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 7 セメント安定処理路盤 | 材料 | 必須   | 骨材の修正CBR試験    | 舗装調査・試験法便覧[4]-5                 | 下層路盤：10%以上<br>上層路盤：20%以上                 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模以下の工事：施工前 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。<br>・小規模工事は、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。<br>①施工面積で、2,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満<br>②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満）<br>ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。<br>1) アスファルト舗装：同一配合の材料が100t以上のもの | ○           |
|              |    |      | 土の液性限界・塑性限界試験 | JIS A 1205<br>舗装調査・試験法便覧[4]-103 | 下層路盤<br>塑性指数PI：9以下<br>上層路盤<br>塑性指数PI：9以下 | 1) アスファルト舗装：同一配合の材料が100t以上のもの        |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |             |

~~~~ 中略 ~~~~

| | | | | | | | | | |
|------------|----|---------|----------------------------|---|---|---|--|------------------------------|---|
| 施工 | 必須 | 現場密度の測定 | 舗装調査・試験法便覧[4]-185 | 最大乾燥密度の93%以上。
X ₁₀ 95%以上
X ₆ 95.5%以上
X ₃ 96.5%以上
歩道箇所：設計図書による。 | ・縮固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。
・縮固め度は、10個の測定値の平均値X ₁₀ が規格値を満足するものとする。また、10個の平均値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X ₃ が規格値を満足するものとするが、X ₃ が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X ₆ が規格値を満足していればよい。
・1工事あたり3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10個（10孔）で測定する。
例)
3,001~10,000m ² ：10個
10,001m ² 以上の場合、10,000m ² 毎に10個追加し測定箇所が均等になるように設定すること。
例えば12,000m ² の場合、6,000m ² /1ロット毎に10個、合計20個
・1工事あたり3,000m ² 以下の場合は、3個（3孔）以上で測定する。ただし、施工面積により測定数が適切でない場合は協議により省略することも出来る。 | | | | |
| | | | 砂置換法（JIS A 1214） | | | | | 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる。 | |
| | | | 砂置換法（JIS A 1214） | | | | | 砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる。 | |
| その他 | 必須 | 含水比試験 | JIS A 1203 | 設計図書による。 | 観察により異常が認められたとき。 | | | | |
| | | セメント量試験 | 舗装調査・試験法便覧[4]-213, [4]-218 | ±1.2%以内 | ・中規模以上の工事：異常が認められたとき（1~2回/日） | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 | | | |
| 8 アスファルト舗装 | 材料 | 必須 | 骨材のふるい分け試験 | JIS A 1102 | JIS A 5001 表2参照 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時
・小規模以下の工事：施工前 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 | ○ | |
| | | | 骨材の密度及び吸水率試験 | JIS A 1109
JIS A 1110 | 表層・基層
表乾密度：2.45g/cm ³ 以上
吸水率：3.0%以下 | | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。
・小規模工事は、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。

(以下、省略) | ○ | |
| | | | 骨材中の粘土塊量の試験 | JIS A 1137 | 粘土、粘土塊量：0.25%以下 | | | | ○ |
| | | | 粗骨材の形状試験 | 舗装調査・試験法便覧[2]-45 | 細長、あるいは扁平な石片：10%以下 | | | | ○ |

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 |
|-------------|----|------|--------------------|------------------|---|--|---|-------------|
| 11 アスファルト舗装 | 材料 | その他 | フィラーの塑性指数試験 | JIS A 1205 | 4以下 | <ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 | <ul style="list-style-type: none"> ・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で、2,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m³以上1,000m³未満）ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | ○ |
| | | | フィラーのフロー試験 | 舗装調査・試験法便覧[2]-83 | 50%以下 | | | ○ |
| | | | フィラーの水浸膨張試験 | 舗装調査・試験法便覧[2]-74 | 3%以下 | | | ○ |
| | | | フィラーの剥離抵抗試験 | 舗装調査・試験法便覧[2]-78 | 1/4以下 | | | ○ |
| | | | 製鋼スラグの水浸膨張試験 | 舗装調査・試験法便覧[2]-94 | 水浸膨張比：2.0%以下 | | | ○ |
| | | | 製鋼スラグの密度及び吸水率試験 | JIS A 1110 | SS
表乾密度：2.45g/cm ³ 以上
吸水率：3.0%以下 | | | ○ |
| | | | 粗骨材のすりへり試験 | JIS A 1121 | すり減り量
砕石：30%以下
CSS：50%以下
SS：30%以下 | | | ○ |
| | | | 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験 | JIS A 1122 | 損失量：12%以下 | | | ○ |
| | | | 針入度試験 | JIS K 2207 | 舗装施工便覧参照
・舗装用石油アスファルト：表3.3.1
・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3
・セミプローンアスファルト：表3.3.4 | | | ○ |

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 |
|------------|------------|---|--------------------|------------------|---|--|---|-------------|
| 8 アスファルト舗装 | 材料 | その他 | フィラーの塑性指数試験 | JIS A 1205 | 4以下 | <ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 | <ul style="list-style-type: none"> ・火成岩類を粉砕した石粉を用いる場合に適用する。 ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m²あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で、2,000m²以上10,000m²未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m³以上1,000m³未満）ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | ○ |
| | | | フィラーのフロー試験 | 舗装調査・試験法便覧[2]-65 | 50%以下 | | | ○ |
| | | | フィラーの水浸膨張試験 | 舗装調査・試験法便覧[2]-59 | 3%以下 | | | ○ |
| | | | フィラーの剥離抵抗試験 | 舗装調査・試験法便覧[2]-61 | 1/4以下 | | | ○ |
| | | | 製鋼スラグの水浸膨張試験 | 舗装調査・試験法便覧[2]-77 | 水浸膨張比：2.0%以下 | | | ○ |
| | | | 製鋼スラグの密度及び吸水率試験 | JIS A 1110 | SS
表乾密度：2.45g/cm ³ 以上
吸水率：3.0%以下 | | | ○ |
| | | | 粗骨材のすりへり試験 | JIS A 1121 | すり減り量
砕石：30%以下
CSS：50%以下
SS：30%以下 | | | ○ |
| | | | 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験 | JIS A 1122 | 損失量：12%以下 | | | ○ |
| | | | 粗骨材中の軟石量試験 | JIS A 1126 | 軟石量：5%以下 | | | ○ |
| 針入度試験 | JIS K 2207 | 舗装施工便覧参照
・舗装用石油アスファルト：表3.3.1
・ポリマー改質アスファルト：表3.3.3
・セミプローンアスファルト：表3.3.4 | ○ | | | | | |

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 |
|-------------|----|------|----------------|-------------------|--|--|---|-------------|
| 11 アスファルト舗装 | 材料 | その他 | 密度試験 | JIS K 2207 | 舗装施工便覧参照
・舗装用石油アスファルト：表 3.3.1
・ポリマー改質アスファルト：表 3.3.3
・セミブローンアスファルト：表 3.3.4 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時
・小規模以下の工事：施工前 | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m ² あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。
・小規模工事は、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。
①施工面積で、2,000m ² 以上10,000m ² 未満
②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満）ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。
1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | ○ |
| | | | 高温動粘度試験 | 舗装調査・試験法便覧[2]-212 | 舗装施工便覧参照
・セミブローンアスファルト：表 3.3.4 | | ○ | |
| | | | 60℃粘度試験 | 舗装調査・試験法便覧[2]-224 | | | ○ | |
| | | | タフネス・テナンティ試験 | 舗装調査・試験法便覧[2]-289 | 舗装施工便覧参照
・ポリマー改質アスファルト：表 3.3.3 | | ○ | |
| プラント | 必須 | | 粒度 (2.36mmフルイ) | 舗装調査・試験法便覧[2]-16 | 2.36mmふるい：±12%以内基準粒度 | ・中規模以上の工事：定期的または随時。
・小規模以下の工事：異常が認められたとき。
印字記録の場合：全数 | | ○ |
| | | | 粒度 (75μmフルイ) | 舗装調査・試験法便覧[2]-16 | 75μmふるい：±5%以内基準粒度 | 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日 | | ○ |

~~~~ 中略 ~~~~

|      |    |  |                |                   |                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                               |   |
|------|----|--|----------------|-------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------|---|
| その他  |    |  | 水浸ホイールトラッキング試験 | 舗装調査・試験法便覧[3]-65  | 設計図書による。                                                                                                | 設計図書による。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | アスファルト混合物の耐剥離性の確認                                             | ○ |
|      |    |  | ホイールトラッキング試験   | 舗装調査・試験法便覧[3]-44  |                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | アスファルト混合物の耐流動性の確認                                             | ○ |
|      |    |  | ラベリング試験        | 舗装調査・試験法便覧[3]-18  |                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | アスファルト混合物の耐摩耗性の確認                                             | ○ |
| 舗設現場 | 必須 |  | 現場密度の測定        | 舗装調査・試験法便覧[3]-218 | 基準密度の94%以上。<br>X <sub>10</sub> 96%以上<br>X <sub>6</sub> 96%以上<br>X <sub>3</sub> 96.5%以上<br>歩道箇所：設計図書による。 | ・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。<br>・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の測定値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。<br>・1工事あたり3,000m <sup>2</sup> を超える場合は、10,000m <sup>2</sup> 以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定する。<br>例)<br>3,001～10,000m <sup>2</sup> ：10孔<br>10,001m <sup>2</sup> 以上の場合、10,000m <sup>2</sup> 毎に10孔追加し測定箇所が均等になるように設定すること。<br>例えば12,000m <sup>2</sup> の場合、6,000m <sup>2</sup> /1ロット毎に10孔、合計20孔<br>・1工事あたり3,000m <sup>2</sup> 以下の場合は、3孔以上で測定する。ただし、施工面積により測定数が適切でない場合は協議により省略することも出来る。 | ・橋面舗装はコア採取しないでAs合材量（プラント出荷数量）と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。 |   |
|      |    |  | 温度測定（初転圧前）     | 温度計による。           | 110℃以上                                                                                                  | 随時                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            | 測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）。                                       |   |
|      |    |  | 外観検査（混合物）      | 目視                |                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               |                                                               |   |
| その他  |    |  | すべり抵抗試験        | 舗装調査・試験法便覧[1]-101 | 設計図書による。                                                                                                | 舗設車線毎200m毎に1回                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |                                                               |   |

| 工種         | 種別 | 試験区分 | 試験項目           | 試験方法              | 規格値                                                                                | 試験基準                                                                           | 摘要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 試験成績表等による確認 |
|------------|----|------|----------------|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 8 アスファルト舗装 | 材料 | その他  | 密度試験           | JIS K 2207        | 舗装施工便覧参照<br>・舗装用石油アスファルト：表 3.3.1<br>・ポリマー改質アスファルト：表 3.3.3<br>・セミブローンアスファルト：表 3.3.4 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時<br>・小規模以下の工事：施工前                                           | ・中規模以上の工事とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000m <sup>2</sup> あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。<br>・小規模工事は、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。<br>①施工面積で、2,000m <sup>2</sup> 以上10,000m <sup>2</sup> 未満<br>②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m <sup>3</sup> 以上1,000m <sup>3</sup> 未満）ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。<br>1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | ○           |
|            |    |      | 高温動粘度試験        | 舗装調査・試験法便覧[2]-180 | 舗装施工便覧参照<br>・セミブローンアスファルト：表 3.3.4                                                  |                                                                                | ○                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |             |
|            |    |      | 60℃粘度試験        | 舗装調査・試験法便覧[2]-192 |                                                                                    |                                                                                | ○                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |             |
|            |    |      | タフネス・テナンティ試験   | 舗装調査・試験法便覧[2]-244 | 舗装施工便覧参照<br>・ポリマー改質アスファルト：表 3.3.3                                                  |                                                                                | ○                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |             |
| プラント       | 必須 |      | 粒度 (2.36mmフルイ) | 舗装調査・試験法便覧[2]-14  | 2.36mmふるい：±12%以内基準粒度                                                               | ・中規模以上の工事：定期的または随時。<br>・小規模以下の工事：異常が認められたとき。<br>印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1～2回/日 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | ○           |
|            |    |      | 粒度 (75μmフルイ)   | 舗装調査・試験法便覧[2]-14  | 75μmふるい：±5%以内基準粒度                                                                  |                                                                                |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         | ○           |

~~~~ 中略 ~~~~

| | | | | | | | | |
|------|----|--|----------------|------------------|---|---|---|--|
| その他 | | | 水浸ホイールトラッキング試験 | 舗装調査・試験法便覧[3]-57 | 設計図書による | 設計図書による。 | アスファルト混合物の耐剥離性の確認 | |
| | | | ホイールトラッキング試験 | 舗装調査・試験法便覧[3]-39 | | | アスファルト混合物の耐流動性の確認 | |
| | | | ラベリング試験 | 舗装調査・試験法便覧[3]-17 | | | アスファルト混合物の耐摩耗性の確認 | |
| 舗設現場 | 必須 | | 現場密度の測定 | 舗装調査・試験法便覧[3]-91 | 基準密度の94%以上。
X ₁₀ 96%以上
X ₆ 96%以上
X ₃ 96.5%以上
歩道箇所：設計図書による。 | ・締固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。
・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の平均値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。
・1工事あたり3,000m ² を超える場合は、10,000m ² 以下を1ロットとし、1ロットあたり10個(10孔)で測定する。
例)
3,001～10,000m ² ：10個
10,001m ² 以上の場合、10,000m ² 毎に10個追加し測定箇所が均等になるように設定すること。
例えば12,000m ² の場合、6,000m ² /1ロット毎に10個、合計20個
・1工事あたり3,000m ² 以下の場合は、3個(3孔)以上で測定する。ただし、施工面積により測定数が適切でない場合は協議により省略することも出来る。 | ・橋面舗装はコア採取しないでAs合材量（プラント出荷数量）と舗設面積及び厚さでの密度管理、または転圧回数による管理を行う。 | |
| | | | 温度測定（初転圧前） | 温度計による | 110℃以上 | 随時 | 測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回）。 | |
| | | | 外観検査（混合物） | 目視 | | | | |
| その他 | | | すべり抵抗試験 | 舗装調査・試験法便覧[1]-84 | 設計図書による | 舗設車線毎200m毎に1回 | | |

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 | |
|-------------|--|------|---------------------------|--|--|--|---|-------------|---|
| 12 転圧コンクリート | 材料（JISマーク表示されたレディミクスドコンクリートを使用する場合は除く） | その他 | 骨材の微粒分量試験 | JIA A 1103
JIS A 5005
JIS A 5308 | 粗骨材
砕石 3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下）
スラグ粗骨材 5.0%以下
それ以外（砂利等） 1.0%以下
細骨材
砕砂、スラグ細骨材 5.0%以下
それ以外（砂等） 3.0%以下（ただし、砕砂で粘土、シルト等を含まない場合は5.0%以下） | 工事開始前、材料の変更時 | | ○ | |
| | | | 砂の有機不純物試験 | JIS A 1105 | 標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。 | 濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。 | ○ | | |
| | | | モルタルの圧縮強度による砂の試験 | JIS A 1142 | 圧縮強度の90%以上 | 試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。 | ○ | | |
| | | | 骨材中の粘土塊量の試験 | JIS A 1137 | 細骨材：1.0%以下
粗骨材：0.25%以下 | 工事開始前、材料の変更時 | 観察で問題なければ省略できる。 | ○ | |
| | | | 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験 | JIS A 1122
JIS A 5005 | 細骨材：10%以下
粗骨材：12%以下 | | 寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。 | ○ | |
| | | | セメントの物理試験 | JIS R 5201 | JIS R 5210（ポルトランドセメント）
JIS R 5211（高炉セメント）
JIS R 5212（シリカセメント）
JIS R 5213（フライアッシュセメント）
JIS R 5214（エコセメント） | 工事開始前、工事中1回/月以上 | | ○ | |
| | | | その他 | ポルトランドセメントの化学分析 | JIS R 5202 | JIS R 5210（ポルトランドセメント）
JIS R 5211（高炉セメント）
JIS R 5212（シリカセメント）
JIS R 5213（フライアッシュセメント）
JIS R 5214（エコセメント） | 工事開始前、工事中1回/月以上 | | ○ |
| | | | 練混ぜ水の水質試験 | 上水道水及び上水道水以外の水の場合：
JIS A 5308付属書C | 懸濁物質の量：2g/L以下
溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下
塩化物イオン量：200ppm以下
セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内
モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上 | 工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 | 上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。 | ○ | |
| | | | 回収水の場合：
JIS A 5308付属書C | 塩化物イオン量：200ppm以下
セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内
モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上 | 工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。
<u>スラッジ水の濃度は1回/日</u> | ・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。 | ○ | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 | |
|------------|--|------|---|--|--|--|---|-------------|---|
| 9 転圧コンクリート | 材料（JISマーク表示されたレディミクスドコンクリートを使用する場合は除く） | その他 | 骨材の微粒分量試験 | JIA A 1103
JIS A 5005
JIS A 5308 | 粗骨材
砕石 3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下）
スラグ粗骨材 5.0%以下
それ以外（砂利等） 1.0%以下
細骨材
砕石、スラグ砕石 5.0%以下
それ以外（砂利等） 3.0%以下（ただし、砕石で粘土、シルト等を含まない場合は5.0%以下） | 工事開始前、材料の変更時 | | ○ | |
| | | | 粗骨材中の軟石量試験 | JIS A 1126 | 軟石量：5%以下 | | 観察で問題なければ省略できる。 | ○ | |
| | | | 砂の有機不純物試験 | JIS A 1105 | 標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。 | 濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタルの圧縮強度による試験方法」による。 | ○ | | |
| | | | モルタルの圧縮強度による砂の試験 | JIS A 1142 | 圧縮強度の90%以上 | 試料となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。 | ○ | | |
| | | | 骨材中の粘土塊量の試験 | JIS A 1137 | 細骨材：1.0%以下
粗骨材：0.25%以下 | 工事開始前、材料の変更時 | 観察で問題なければ省略できる。 | ○ | |
| | | | 骨材中に含まれる密度1.95g/cm ³ の液体に浮く粒子の試験 | JIS A 1141 | 0.5%以下 | | | ○ | |
| | | | 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験 | JIS A 1122
JIS A 5005 | 細骨材：10%未満
粗骨材：12%以下 | | 寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。 | ○ | |
| | | | セメントの物理試験 | JIS R 5201 | JIS R 5210（ポルトランドセメント）
JIS R 5211（高炉セメント）
JIS R 5212（シリカセメント）
JIS R 5213（フライアッシュセメント）
JIS R 5214（エコセメント） | 工事開始前、工事中1回/月以上 | | ○ | |
| | | | その他 | ポルトランドセメントの化学分析 | JIS R 5202 | JIS R 5210（ポルトランドセメント）
JIS R 5211（高炉セメント）
JIS R 5212（シリカセメント）
JIS R 5213（フライアッシュセメント）
JIS R 5214（エコセメント） | 工事開始前、工事中1回/月以上 | | ○ |
| | | | 練混ぜ水の水質試験 | 上水道水及び上水道水以外の水の場合：
JIS A 5308付属書C | 懸濁物質の量：2g/L以下
溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下
塩化物イオン量：200ppm以下
セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内
モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上 | 工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 | 上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。 | ○ | |
| | | | 回収水の場合：
JIS A 5308付属書C | 塩化物イオン量：200ppm以下
セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内
モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上 | 工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 | ・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。 | ○ | | |

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 | | | | | | | | | | | | | |
|-------------|--|-----------|--|--|--|-------------------|---------------------------------|-------------|-------------|--|--|-------------------|--|---|------------------------------------|---|-----------|---|---|---|---|
| 12 転圧コンクリート | 製造
その他
(JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用) | 計量設備の計量精度 | 水：±1%以内
セメント：±1%以内
骨材：±3%以内
混和材：±2%以内
(高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内)
混和剤：±3%以内 | 水：±1%以内
セメント：±1%以内
骨材：±3%以内
混和材：±2%以内
(高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内)
混和剤：±3%以内 | 水：±1%以内
セメント：±1%以内
骨材：±3%以内
混和材：±2%以内
(高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内)
混和剤：±3%以内 | 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上 | ・レディミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。 | ○ | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | ミキサの練混ぜ性能試験 | バッチミキサの場合：
JIS A 1119
JIS A 8603-1
JIS A 8603-2 | コンクリートの練混ぜ量
公称容量の場合：
コンクリート中のモルタル量の偏差率：0.8%以下
コンクリート中の粗骨材量の偏差率：5%以下
圧縮強度の偏差率：7.5%以下
コンクリート中の空気量の偏差率：10%以下
コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下 | 工事開始前及び工事中1回/年以上。 | ・総使用量が50m ³ 未満の場合は1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 | ○ | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | 連続ミキサの場合：
土木学会規準JSCE-I 502-2013 | コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下
コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下
圧縮強度差：7.5%以下
空気量差：1%以下
スランプ差：3cm以下 | ○ | | | | |
| | | | | | | | | | 細骨材の表面水率試験 | JIS A 1111 | 設計図書による。 | 2回/日以上 | レディミクストコンクリート以外の場合に適用する。 | ○ | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | 粗骨材の表面水率試験 | JIS A 1125 | 1回/日以上 | ○ | | | |
| | | | | | | | | | 施工 | 必須 | コンシステンシーVC試験 | 修正VC値の±10秒 | 1日2回（午前・午後）以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。ただし運搬車ごとに目視観察を行う。 | / | | | | | / | / | |
| | | | | | | | | | | | | | | | マーシャル突き固め試験 | 舗装調査・試験法便覧[3]-344
※いずれか1方法 | 目標値の±1.5% | / | | | / |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

中略

| | | | | | | | | |
|----------------|----|----|--------------|--------------------------|--|--|---|---|
| 12 転圧コンクリート | 施工 | 必須 | 現場密度の測定 | RI水分密度計 | 基準密度の95.5%以上。 | 40mに1回（横断方向に3ヶ所） | / | / |
| | | | コアによる密度測定 | 舗装調査・試験法便覧[3]-353 | / | 1,000m ² に1個の割合でコアを採取して測定 | / | / |
| 13 グースアスファルト舗装 | 材料 | 必須 | 骨材のふるい分け試験 | JIS A 1102 | JIS A 5001 表2参照 | <ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 | <ul style="list-style-type: none"> ・中規模工事以上とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 | ○ |
| | | | 骨材の密度及び吸水率試験 | JIS A 1109
JIS A 1110 | 表層・基層
表乾密度：2.45g/cm ³ 以上
吸水率：3.0%以下 | | | ○ |
| | | | 骨材中の粘土塊量の試験 | JIS A 1137 | 粘土、粘土塊量：0.25%以下 | | | ○ |
| | | | 粗骨材の形状試験 | 舗装調査・試験法便覧[2]-51 | 細長、あるいは扁平な石片：10%以下 | | | ○ |

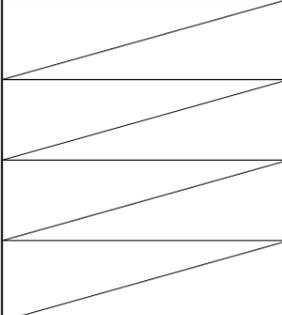
| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 | | | | | | | | | | | | | |
|------------|--|-----------|--|--|--|-------------------|---------------------------------|-------------|-------------|--|--|-------------------|--|---|------------------------------------|---|-----------|---|---|---|---|
| 9 転圧コンクリート | 製造
その他
(JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用) | 計量設備の計量精度 | 水：±1%以内
セメント：±1%以内
骨材：±3%以内
混和材：±2%以内
(高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内)
混和剤：±3%以内 | 水：±1%以内
セメント：±1%以内
骨材：±3%以内
混和材：±2%以内
(高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内)
混和剤：±3%以内 | 水：±1%以内
セメント：±1%以内
骨材：±3%以内
混和材：±2%以内
(高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内)
混和剤：±3%以内 | 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上 | ・レディミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。 | ○ | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | ミキサの練混ぜ性能試験 | バッチミキサの場合：
JIS A 1119
JIS A 8603-1
JIS A 8603-2 | コンクリートの練混ぜ量
公称容量の場合：
コンクリート中のモルタル量の偏差率：0.8%以下
コンクリート中の粗骨材量の偏差率：5%以下
圧縮強度の偏差率：7.5%以下
コンクリート中の空気量の偏差率：10%以下
コンシステンシー（スランプ）の偏差率：15%以下 | 工事開始前及び工事中1回/年以上。 | ・総使用量が50m ³ 未満の場合は1回以上の試験、またはレディミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。 | ○ | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | 連続ミキサの場合：
土木学会規準JSCE-I 502-2013 | コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下
コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下
圧縮強度差：7.5%以下
空気量差：1%以下
スランプ差：3cm以下 | ○ | | | | |
| | | | | | | | | | 細骨材の表面水率試験 | JIS A 1111 | 設計図書による。 | 2回/日以上 | レディミクストコンクリート以外の場合に適用する。 | ○ | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | 粗骨材の表面水率試験 | JIS A 1125 | 1回/日以上 | ○ | | | |
| | | | | | | | | | 施工 | 必須 | コンシステンシーVC試験 | 修正VC値の±10秒 | 1日2回（午前・午後）以上、その他コンシステンシーの変動が認められる場合などに随時実施する。ただし運搬車ごとに目視観察を行う。 | / | | | | | / | / | |
| | | | | | | | | | | | | | | | マーシャル突き固め試験 | 舗装調査・試験法便覧[3]-290
※いずれか1方法 | 目標値の±1.5% | / | | | / |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

中略

| | | | | | | | | |
|----------------|----|----|--------------|--------------------------|--|--|---|---|
| 9 転圧コンクリート | 施工 | 必須 | 現場密度の測定 | RI水分密度計 | 基準密度の95.5%以上。 | 40mに1回（横断方向に3ヶ所） | / | / |
| | | | コアによる密度測定 | 舗装調査・試験法便覧[3]-300 | / | 1,000m ² に1個の割合でコアを採取して測定 | / | / |
| 10 グースアスファルト舗装 | 材料 | 必須 | 骨材のふるい分け試験 | JIS A 1102 | JIS A 5001 表2参照 | <ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 | <ul style="list-style-type: none"> ・中規模工事以上とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 | ○ |
| | | | 骨材の密度及び吸水率試験 | JIS A 1109
JIS A 1110 | 表層・基層
表乾密度：2.45g/cm ³ 以上
吸水率：3.0%以下 | | | ○ |
| | | | 骨材中の粘土塊量の試験 | JIS A 1137 | 粘土、粘土塊量：0.25%以下 | | | ○ |
| | | | 粗骨材の形状試験 | 舗装調査・試験法便覧[2]-45 | 細長、あるいは扁平な石片：10%以下 | | | ○ |

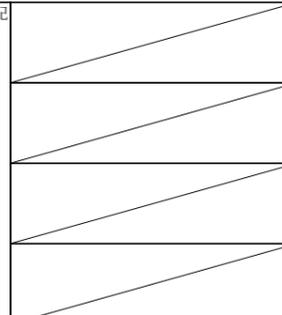
| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 |
|------------------------|----|------|--------------------|------------|---------------|--|---|-------------|
| 13 グース
アスファルト
舗装 | 材料 | その他 | 粗骨材のすりへり試験 | JIS A 1121 | 30%以下 | <ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 | <ul style="list-style-type: none"> ・中規模工事以上とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。
①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満
②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m3以上1,000m3未満）。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。
1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | ○ |
| | | | 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験 | JIS A 1122 | 損失量：12%以下 | | | ○ |
| | | | 針入度試験 | JIS K 2207 | 15～30(1/10mm) | | | ○ |
| | | | 軟化点試験 | JIS K 2207 | 58～68℃ | | | ○ |

～～～ 中略 ～～～

| | | | | | | | | | |
|------|----|------------|---------------------|-------------------|---|------------------------------------|--|--|----|
| プラント | 必須 | | 貫入試験40℃ | 舗装調査・試験法便覧[3]-402 | 貫入量(40℃)目標値
表層：1～4mm
基層：1～6mm | 配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。 |  | ○ | |
| | | | リュエル流動性試験240℃ | 舗装調査・試験法便覧[3]-407 | 3～20秒(目標値) | | | ○ | |
| | | | ホイールトラックング試験 | 舗装調査・試験法便覧[3]-44 | 300以上 | | | ○ | |
| | | | 曲げ試験 | 舗装調査・試験法便覧[3]-79 | 破断ひずみ(-10℃、50mm/min)
8.0×10 ⁻³ 以上 | | | ○ | |
| | | | 粒度(2.36mmフルイ) | 舗装調査・試験法便覧[2]-16 | 2.36mmふるい：±12%以内基準粒度 | | | <ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。
①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満
②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m3以上1,000m3未満）。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。
1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | ○ |
| | | | 粒度(75μmフルイ) | 舗装調査・試験法便覧[2]-16 | 75μmふるい：±5%以内基準粒度 | | | | ○ |
| | | | アスファルト量抽出粒度分析試験 | 舗装調査・試験法便覧[4]-318 | アスファルト量：±0.9%以内 | | | | ○ |
| | | | 温度測定(アスファルト・骨材・混合物) | 温度計による。 | アスファルト：220℃以下
石粉：常温～150℃ | | | | 随時 |
| 舗設現場 | 必須 | 温度測定(初転圧前) | 温度計による。 | | 随時 | 測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回) | ○ | | |

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 |
|------------------------|----|------|--------------------|------------|---------------|--|---|-------------|
| 10 グース
アスファルト
舗装 | 材料 | その他 | 粗骨材のすりへり試験 | JIS A 1121 | 30%以下 | <ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 | <ul style="list-style-type: none"> ・中規模工事以上とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。
①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満
②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m3以上1,000m3未満）。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。
1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | ○ |
| | | | 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験 | JIS A 1122 | 損失量：12%以下 | | | ○ |
| | | | 粗骨材中の軟石量試験 | JIS A 1126 | 軟石量：5%以下 | | | ○ |
| | | | 針入度試験 | JIS K 2207 | 15～30(1/10mm) | | | ○ |

～～～ 中略 ～～～

| | | | | | | | | | |
|------|----|------------|---------------------|-------------------|---|------------------------------------|---|--|----|
| プラント | 必須 | | 貫入試験40℃ | 舗装調査・試験法便覧[3]-315 | 貫入量(40℃)目標値
表層：1～4mm
基層：1～6mm | 配合毎に各1回。ただし、同一配合の合材100t未満の場合も実施する。 |  | ○ | |
| | | | リュエル流動性試験240℃ | 舗装調査・試験法便覧[3]-320 | 3～20秒(目標値) | | | ○ | |
| | | | ホイールトラックング試験 | 舗装調査・試験法便覧[3]-39 | 300以上 | | | ○ | |
| | | | 曲げ試験 | 舗装調査・試験法便覧[3]-69 | 破断ひずみ(-10℃、50mm/min)
8.0×10 ⁻³ 以上 | | | ○ | |
| | | | 粒度(2.36mmフルイ) | 舗装調査・試験法便覧[2]-14 | 2.36mmふるい：±12%以内基準粒度 | | | <ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：定期的又は随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。
①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満
②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m3以上1,000m3未満）。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。
1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | ○ |
| | | | 粒度(75μmフルイ) | 舗装調査・試験法便覧[2]-14 | 75μmふるい：±5%以内基準粒度 | | | | ○ |
| | | | アスファルト量抽出粒度分析試験 | 舗装調査・試験法便覧[4]-238 | アスファルト量：±0.9%以内 | | | | ○ |
| | | | 温度測定(アスファルト・骨材・混合物) | 温度計による。 | アスファルト：220℃以下
石粉：常温～150℃ | | | | 随時 |
| 舗設現場 | 必須 | 温度測定(初転圧前) | 温度計による。 | | 随時 | 測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回) | ○ | | |

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 |
|-------------|----|------|------------------------------------|--|--|---|----|-------------|
| 14. 路床安定処理工 | 材料 | 必須 | 土の締固め試験 | JIS A 1210 | 設計図書による。 | 当初及び土質の変化したとき。 | | |
| | | | CBR試験 | 舗装調査・試験法便覧[4]-227, [4]-230 | | | | |
| | 施工 | 必須 | 現場密度の測定
※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。 | 最大粒径 \leq 53mm：砂置換法（JIS A 1214）
最大粒径 $>$ 53mm：舗装調査・試験法便覧[4]-185 突砂法 | 設計図書による。 | 500 m^3 につき1回の割合で行う。ただし、1,500 m^3 未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。 | | |
| | | | または、RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案） | | 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500 m^2 を標準とし、1日の施工面積が2,000 m^2 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。
・500 m^2 未満：5点
・500 m^2 以上1,000 m^2 未満：10点
・1,000 m^2 以上2,000 m^2 未満：15点 | ・最大粒径 $<$ 100mmの場合に適用する。
・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上、（再）転圧を行うものとする。 | | |

~~~~ 中略 ~~~~

|  |     |  |           |                               |          |                                                         |                                                       |  |
|--|-----|--|-----------|-------------------------------|----------|---------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------|--|
|  |     |  | ブルーフローリング | 舗装調査・試験法便覧[4]-288             |          | 路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。                                     | ・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。 |  |
|  | その他 |  | 平板載荷試験    | JIS A 1215                    |          | 延長40mにつき1箇所の割で行う。                                       | ・セメントコンクリートの路盤に適用する。                                  |  |
|  |     |  | 現場CBR試験   | JIS A 1222                    | 設計図書による。 | 各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。                                  |                                                       |  |
|  |     |  | 含水比試験     | JIS A 1203                    |          | 500 $m^3$ につき1回の割合で行う。ただし、1,500 $m^3$ 未満の工事は1工事当たり3回以上。 |                                                       |  |
|  |     |  | たわみ量      | 舗装調査・試験法便覧[1]-284 (ベンゲルマンヒール) |          | ブルーフローリングでの不良箇所について実施                                   |                                                       |  |

| 工種          | 種別 | 試験区分 | 試験項目                               | 試験方法                                                                     | 規格値      | 試験基準                                                                                                                                                                                                                 | 摘要                                                                                          | 試験成績表等による確認 |  |
|-------------|----|------|------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|----------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|--|
| 11. 路床安定処理工 | 材料 | 必須   | 土の締固め試験                            | JIS A 1210                                                               | 設計図書による。 | 当初及び土質の変化したとき。                                                                                                                                                                                                       |                                                                                             |             |  |
|             |    |      | CBR試験                              | 舗装調査・試験法便覧[4]-155, [4]-158                                               |          |                                                                                                                                                                                                                      |                                                                                             |             |  |
|             | 施工 | 必須   | 現場密度の測定<br>※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。 | 最大粒径 $\leq$ 53mm：砂置換法（JIS A 1214）<br>最大粒径 $>$ 53mm：舗装調査・試験法便覧[4]-185 突砂法 | 設計図書による。 | 500 $m^3$ につき1回の割合で行う。ただし、500 $m^3$ 未満の工事は1工事当たり3回以上。1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判断を行う。                                                                                                                                    |                                                                                             |             |  |
|             |    |      | または、RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）          |                                                                          | 設計図書による。 | 1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500 $m^2$ を標準とし、1日の施工面積が2,000 $m^2$ 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。<br>・500 $m^2$ 未満：5点<br>・500 $m^2$ 以上1,000 $m^2$ 未満：10点<br>・1,000 $m^2$ 以上2,000 $m^2$ 未満：15点 | ・最大粒径 $<$ 100mmの場合に適用する。<br>・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員との協議の上、（再）転圧を行うものとする。 |             |  |

~~~~ 中略 ~~~~

| | | | | | | | | |
|--|-----|--|-----------|-------------------------------|----------|---|---|--|
| | | | ブルーフローリング | 舗装調査・試験法便覧[4]-210 | | 路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。 | ・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。 | |
| | その他 | | 平板載荷試験 | JIS A 1215 | | 延長40mにつき1箇所の割で行う。 | ・セメントコンクリートの路盤に適用する。 | |
| | | | 現場CBR試験 | JIS A 1222 | 設計図書による。 | 各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。 | | |
| | | | 含水比試験 | JIS A 1203 | | 500 m^3 につき1回の割合で行う。ただし、1,500 m^3 未満の工事は1工事当たり3回以上。 | | |
| | | | たわみ量 | 舗装調査・試験法便覧[1]-227 (ベンゲルマンヒール) | 設計図書による。 | ブルーフローリングでの不良箇所について実施 | | |

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 |
|------------------------|----|-----------|----------------------|--------------------------------|--|--|--|-------------|
| 15 表層安定処理工
(表層混合処理) | 施工 | 必須
その他 | ブルーフローリング | 舗装調査・試験法便覧[4]-288 | | 路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。 | ・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。 | |
| | | | 平板載荷試験 | JIS A 1215 | | 各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。 | | |
| | | | 現場CBR試験 | JIS A1222 | 設計図書による。 | | | |
| | | | 含水比試験 | JIS A 1203 | | 500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。 | | |
| | | | たわみ量 | 舗装調査・試験法便覧[2]-16
(ベンゲルマンヒム) | | ブルーフローリングでの不良箇所について実施。 | | |
| 16 固結工 | 材料 | 必須 | 土の一軸圧縮試験 | JIS A 1216 | 設計図書による。
なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものを。 | 当初及び土質の変化したとき。 | ・配合を定めるための試験である。
・ <u>ボーリング等により供試体採取する。</u> | |
| | | | ゲルタイム試験 | | | 当初及び土質の変化したとき。 | 配合を定めるための試験である。 | |
| | 施工 | 必須 | <u>改良体全長の連続性確認</u> | <u>ボーリングコアの目視確認</u> | | <u>改良体の上端から下端までの全長をボーリングにより採取し、全長において連続して改良されていることを目視確認する。</u>
<u>改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。</u>
<u>現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。</u> | ・ <u>ボーリング等により供試体採取する。</u>
・改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してもよい。 | |
| | | | 土の一軸圧縮試験
(改良体の強度) | JIS A 1216 | ①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上
②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上
なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものを。 | 改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。試験は1本の改良体について、上、中、下それぞれ1回、計3回とする。ただし、1本の改良体で設計強度を変えている場合は、各設計強度毎に3回とする。現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。 | ・改良体の強度確認には、改良体全長の連続性を確認したボーリングコアを利用してもよい。 | |

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 |
|------------------------|----|-----------|-----------|---------------------------------|---|---|--|-------------|
| 12 表層安定処理工
(表層混合処理) | 施工 | 必須
その他 | ブルーフローリング | 舗装調査・試験法便覧[4]-210 | | 路床仕上げ後、全幅、全区間で実施する。 | ・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。 | |
| | | | 平板載荷試験 | JIS A 1215 | | 各車線ごとに延長40mにつき1回の割で行う。 | | |
| | | | 現場CBR試験 | JIS A1222 | 設計図書による。 | | | |
| | | | 含水比試験 | JIS A 1203 | | 500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。 | | |
| | | | たわみ量 | 舗装調査・試験法便覧[7]-227
(ベンゲルマンヒム) | | ブルーフローリングでの不良箇所について実施。 | | |
| 13 固結工 | 材料 | 必須 | 土の一軸圧縮試験 | JIS A 1216 | 設計図書による
なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものを | 当初及び土質の変化したとき。 | 配合を定めるための試験である。 | |
| | | | ゲルタイム試験 | | | 当初及び土質の変化したとき。 | 配合を定めるための試験である。 | |
| | 施工 | 必須 | 土の一軸圧縮試験 | JIS A 1216 | ①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上
②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上
なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものを | 改良体500本未満は3本、500本以上は250本増えるごとに1本追加する。試験は1本の改良体について、上、中、下それぞれ1回、計3回とする。ただし、1本の改良体で設計強度を変えている場合は、各設計強度毎に3回とする。現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。 | ・ <u>ボーリング等により供試体採取する。</u> | |

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 |
|----------|----|------|-----------------|------------------------------------|-------------------------------------|--|---------------------------|-------------|
| 17 アンカー工 | 施工 | 必須 | モルタルの圧縮強度試験 | JIS A 1108 | 設計図書による。 | 2回（午前・午後）/日 | | |
| | | | モルタルのフロー値試験 | JISCE-F 521-2018 | 10～18秒 Pロート（グラントアンカー設計施工マニュアルに合わせる） | 練りませ開始前に試験は2回行い、その平均値をフロー値とする。 | | |
| | | | 適性試験（多サイケル確認試験） | グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（JGS4101-2012） | 設計アンカー力に対して十分に安全であること。 | ・施工数量の5%かつ3本以上。
・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。 | ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。 | |

～～～ 中略 ～～～

| | | | | | | | | |
|----------|----|----|------------------------------------|---|--|---|--|--|
| 18 補強土壁工 | 施工 | 必須 | 現場密度の測定
※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。 | 最大粒径≦53mm：砂置換法（JIS A 1214）
最大粒径>53mm：舗装調査・試験法便覧[4]-256 突砂法 | 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは90%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）。または、設計図書による。 | 500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。
1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。 | ・橋台背面アブローチ部における規格値は、下記の通りとする。
（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）
【一般の橋台背面】
平均92%以上、かつ最小90%以上
【インテグラルアバット構造の橋台背面】
平均97%以上、かつ最小95%以上 | |
| | | | または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」 | 最大の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは92%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）または、設計図書による。 | 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。
路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。
・500m ² 未満：5点
・500m ² 以上1,000m ² 未満：10点
・1,000m ² 以上2,000m ² 未満：15点 | ・最大粒径<100mmの場合に適用する。
・左記の規格値を満たしているも、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。
・橋台背面アブローチ部における規格値は、下記の通りとする。
（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）
【一般の橋台背面】
平均92%以上、かつ最小90%以上
【インテグラルアバット構造の橋台背面】
平均97%以上、かつ最小95%以上 | | |
| | | | または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による。 | 施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。 | 1.盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。
2.管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500m ² を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。
3.1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。
4.土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。 | | | |

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 |
|----------|----|------|-----------------|------------------------------------|------------------------|--|---------------------------|-------------|
| 14 アンカー工 | 施工 | 必須 | モルタルの圧縮強度試験 | JIS A 1108 | 設計図書による。 | 2回（午前・午後）/日 | | |
| | | | モルタルのフロー値試験 | JIS R 5201 | | 練りませ開始前に試験は2回行い、その平均値をフロー値とする。 | | |
| | | | 適性試験（多サイケル確認試験） | グラウンドアンカー設計・施工基準、同解説（JGS4101-2012） | 設計アンカー力に対して十分に安全であること。 | ・施工数量の5%かつ3本以上。
・初期荷重は計画最大荷重の約0.1倍とし、引き抜き試験に準じた方法で載荷と除荷を繰り返す。 | ただし、モルタルの必要強度の確認後に実施すること。 | |

～～～ 中略 ～～～

| | | | | | | | | |
|----------|----|----|------------------------------------|--|--|---|--|--|
| 15 補強土壁工 | 施工 | 必須 | 現場密度の測定
※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。 | 最大粒径≦53mm：砂置換法（JIS A 1214）
最大粒径>53mm：舗装調査・試験法便覧[4]-185 突砂法 | 次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは90%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）。ただし、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法（例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合）に適用する。または、設計図書による。 | 500m ³ につき1回の割合で行う。ただし、1,500m ³ 未満の工事は1工事当たり3回以上。
1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。 | ・橋台背面アブローチ部における規格値は、下記の通りとする。
（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）
【一般の橋台背面】
平均92%以上、かつ最小90%以上
【インテグラルアバット構造の橋台背面】
平均97%以上、かつ最小95%以上 | |
| | | | または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」 | 最大の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは92%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）
ただし、標準の施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法（例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合）に適用する。または、設計図書による。 | 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。
・500m ² 未満：5点
・500m ² 以上1,000m ² 未満：10点
・1,000m ² 以上2,000m ² 未満：15点 | ・最大粒径<100mmの場合に適用する。
・左記の規格値を満たしているも、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。
・橋台背面アブローチ部における規格値は、下記の通りとする。
（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）
【一般の橋台背面】
平均92%以上、かつ最小90%以上
【インテグラルアバット構造の橋台背面】
平均97%以上、かつ最小95%以上 | | |
| | | | または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による。 | 施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。ただし、路肩から1m以内と締固め機械が近寄れない構造物周辺は除く。 | 1.盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。
2.管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500m ² を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。
3.1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。
4.土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。 | | | |

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 |
|------------------|------------|------------|---------------------------------|--|---|--|---|-------------|
| 19 吹付工 | 材料 | 必須 | アルカリシリカ反応抑制対策 | アルカリ骨材反応抑制対策について(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号) | 同左 | 骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 | | ○ |
| | | | 骨材のふるい分け試験 | JIS A 1102
JIS A 5005
JIS A 5011-1~4
JIS A 5021 | 設計図書による。 | 工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 | | ○ |
| | | | 骨材の密度及び吸水率試験 | JIS A 1109
JIS A 1110
JIS A 5005
JIS A 5011-1~4
JIS A 5021 | 絶乾密度：2.5以上
細骨材の吸水率：3.5%以下
粗骨材の吸水率：3.0%以下
(砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照) | JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂)
JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材)
JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材)
JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材)
JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材)
JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H) | | ○ |
| | | | 骨材の微粒分量試験 | JIS A 1103
JIS A 5005
JIS A 5308 | 粗骨材
砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下)
スラグ粗骨材 5.0%以下
それ以外(砂利等) 1.0%以下
細骨材
砕砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下)
スラグ細骨材 7.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下)
それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下) | 工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。(山砂の場合は、工事中1回/週以上) | | ○ |
| | | | 砂の有機不純物試験 | JIS A 1105 | 標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。 | 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。 | 濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。 | |
| モルタルの圧縮強度による砂の試験 | JIS A 1142 | 圧縮強度の90%以上 | 試験となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。 | | | ○ | | |

~~~~ 中略 ~~~~

|     |                           |                                                                                |                                                                                                                      |                                   |                                               |  |   |
|-----|---------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------------------|--|---|
| その他 | 練混ぜ水の水質試験                 | 上水道水及び上水道水以外の水の場合：<br>JIS A 5308付属書C                                           | 懸濁物質の量：2g/L以下<br>溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下<br>塩化物イオン量：200ppm以下<br>セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内<br>モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上 | 工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。     | 上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。 |  | ○ |
|     | 回収水の場合：<br>JIS A 5308附属書C | 塩化物イオン量：200ppm以下<br>セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内<br>モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上 | 工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。<br>スラッジ水の濃度は1回/日                                                                       | その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。 |                                               |  | ○ |

| 工種               | 種別         | 試験区分       | 試験項目                            | 試験方法                                                                   | 規格値                                                                                                                                                                         | 試験基準                                                                                                                                                                                                                                       | 摘要                                                | 試験成績表等による確認 |
|------------------|------------|------------|---------------------------------|------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|-------------|
| 16 吹付工           | 材料         | 必須         | アルカリ骨材反応対策                      | アルカリ骨材反応抑制対策について(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)                 | 同左                                                                                                                                                                          | 骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。                                                                                                                                                                                                   |                                                   | ○           |
|                  |            |            | 骨材のふるい分け試験                      | JIS A 1102<br>JIS A 5005<br>JIS A 5011-1~4<br>JIS A 5021               | 設計図書による。                                                                                                                                                                    | 工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。                                                                                                                                                                                                                |                                                   | ○           |
|                  |            |            | 骨材の密度及び吸水率試験                    | JIS A 1109<br>JIS A 1110<br>JIS A 5005<br>JIS A 5011-1~4<br>JIS A 5021 | 絶乾密度：2.5以上<br>細骨材の吸水率：3.5%以下<br>粗骨材の吸水率：3.0%以下<br>(砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照)                                                                       | JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂)<br>JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材)<br>JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材)<br>JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材)<br>JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材)<br>JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H) |                                                   | ○           |
|                  |            |            | 骨材の微粒分量試験                       | JIS A 1103<br>JIS A 5005<br>JIS A 5308                                 | 粗骨材<br>砕石 3.0%以下(ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下)<br>スラグ粗骨材 5.0%以下<br>それ以外(砂利等) 1.0%以下<br>細骨材<br>砕砂 9.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下)<br>それ以外(砂等) 5.0%以下(ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下) | 工事開始前、工事中1回/月以上および産地が変わった場合。(山砂の場合は、工事中1回/週以上)                                                                                                                                                                                             |                                                   | ○           |
|                  |            |            | 砂の有機不純物試験                       | JIS A 1105                                                             | 標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。                                                                                                                                        | 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。                                                                                                                                                                                                                | 濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。 |             |
| モルタルの圧縮強度による砂の試験 | JIS A 1142 | 圧縮強度の90%以上 | 試験となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。 |                                                                        |                                                                                                                                                                             | ○                                                                                                                                                                                                                                          |                                                   |             |

~~~~ 中略 ~~~~

| | | | | | | | |
|-----|---------------------------|--|--|-----------------------------------|---|--|---|
| その他 | 練混ぜ水の水質試験 | 上水道水及び上水道水以外の水の場合：
JIS A 5308付属書C | 懸濁物質の量：2g/L以下
溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下
塩化物イオン量：200ppm以下
セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内
モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上 | 工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。 | 上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。 | | ○ |
| | 回収水の場合：
JIS A 5308附属書C | 塩化物イオン量：200ppm以下
セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内
モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上 | 工事開始前及び工事中1回/年以上および水質が変わった場合。
スラッジ水の濃度は1回/日 | その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。 | | | ○ |

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 |
|--------|---------------------|---------|------------------------------------|---|--|---|---|-------------|
| 19 吹付工 | 製造(プラント)を使用する場合を除く) | その他 | 計量設備の計量精度 | | 水：±1%以内
セメント：±1%以内
骨材：±3%以内
混和材：±2%以内
(高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内)
混和剤：±3%以内 | 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上 | ・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。
・急結材は適用外。 | ○ |
| | | | ミキサの練混ぜ性能試験 | バッチミキサの場合：
JIS A 1119
JIS A 8603-1
JIS A 8603-2 | コンクリートの練混ぜ量
公称容量の場合：
コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下
コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下
圧縮強度の偏差率：7.5%以下
コンクリート中空気量の偏差率：10%以下
コンシステンシー (スランプ)の偏差率：15%以下 | 工事開始前及び工事中1回/年以上。 | ・小規模工種*で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。
※小規模工事とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路、(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種) | ○ |
| | | | 連続ミキサの場合：
土木学会規準JSCE-I 502-2013 | コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下
コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下
圧縮強度差：7.5%以下
空気量差：1%以下
スランプ差：3cm以下 | | ○ | | |
| 施工 | その他 | 塩化物総量規制 | コンクリートの耐久性向上 | コンクリートの耐久向上 | 原則0.3kg/m ³ 以下 | コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。 | ・小規模工種*で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またはレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。
・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2018, 503-2018)または設計図書の規定により行う。
・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。
※小規模工事とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路、(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種) | ○ |
| | | | スランプ試験(モルタル除く) | JIS A 1101 | スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm
スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm | ・荷卸し時1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 | ・小規模工種*で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。
※小規模工事については、塩化物総量規制の項目を参照 | ○ |
| | | | 必須 | コンクリートの圧縮強度試験 | JIS A 1107
JIS A 1108
土木学会規準JSCE F561-2013 | 3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。 | 吹付1日につき1回行う。
なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。 | |

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 |
|--------|---------------------|---------|------------------------------------|---|---|---|--|-------------|
| 16 吹付工 | 製造(プラント)を使用する場合を除く) | その他 | 計量設備の計量精度 | | 水：±1%以内
セメント：±1%以内
骨材：±3%以内
混和材：±2%以内
(高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内)
混和剤：±3%以内 | 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上 | ・レディーミクストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。
・急結材は適用外。 | ○ |
| | | | ミキサの練混ぜ性能試験 | バッチミキサの場合：
JIS A 1119
JIS A 8603-1
JIS A 8603-2 | コンクリートの練混ぜ量
公称容量の場合：
コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下
コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下
圧縮強度の偏差率：7.5%以下
コンクリート中空気量の偏差率：10%以下
コンシステンシー (スランプ)の偏差率：15%以下
<u>公称容量の1/2の場合</u>
<u>コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下</u>
<u>コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下</u> | 工事開始前及び工事中1回/年以上。 | ・小規模工種*で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。
※小規模工事とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路、(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種) | ○ |
| | | | 連続ミキサの場合：
土木学会規準JSCE-I 502-2013 | コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下
コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下
圧縮強度差：7.5%以下
空気量差：1%以下
スランプ差：3cm以下 | | ○ | | |
| 施工 | その他 | 塩化物総量規制 | コンクリートの耐久性向上 | コンクリートの耐久向上 | 原則0.3kg/m ³ 以下 | コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする)試験の判定は3回の測定値の平均値。 | ・小規模工種*で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。
・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502, 503)または設計図書の規定により行う。
・用心鉄筋等を有さない無筋構造物の場合は省略できる。
※小規模工事とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路、(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種) | ○ |
| | | | スランプ試験(モルタル除く) | JIS A 1101 | スランプ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm
スランプ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm | ・荷卸し時1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 | ・小規模工種*で1工種当りの総使用量が50m ³ 未満の場合は1工種1回以上の試験、またレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m ³ 以上の場合は、50m ³ ごとに1回の試験を行う。
※小規模工事については、塩化物総量規制の項目を参照 | ○ |
| | | | 必須 | コンクリートの圧縮強度試験 | JIS A 1108
土木学会規準JSCE F561-2013 | 3本の強度の平均値が材令28日で設計強度以上とする。 | 吹付1日につき1回行う。
なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で28日養生し、直径50mmのコアを切り取りキャッピングを行う。原則として1回に3本とする。 | |

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 | |
|------------|----|------|------------------|--|--|--|--|-------------|---|
| 20 現場吹付法砕工 | 材料 | 必須 | アルカリシリカ反応抑制対策 | アルカリ骨材反応抑制対策について（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号） | 同左 | 骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 | | ○ | |
| | | | 骨材のふるい分け試験 | JIS A 1102
JIS A 5005
JIS A 5011-1~4
JIS A 5021 | 設計図書による。 | 工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 | | ○ | |
| | | | 骨材の密度及び吸水率試験 | JIS A 1109
JIS A 1110
JIS A 5005
JIS A 5011-1~4
JIS A 5021 | 絶乾密度：2.5以上
細骨材の吸水率：3.5%以下
粗骨材の吸水率：3.0%以下
（砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照） | JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂）
JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材）
JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材）
JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材）
JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材）
JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H） | | ○ | |
| | | | 骨材の微粒分量試験 | JIS A 1103
JIS A 5005
JIS A 5308 | 粗骨材
砕石 3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下）
スラグ粗骨材 5.0%以下
それ以外（砂利等） 1.0%以下
細骨材
砕砂 9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下）
<u>スラグ細骨材 7.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下）</u>
それ以外（砂等） 5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下） | 工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。
（山砂の場合は、工事中1回/週以上） | | ○ | |
| | | | 砂の有機不純物試験 | JIS A 1105 | 標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。 | 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。 | 濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタルの圧縮強度による試験方法」による。 | | ○ |
| | | | モルタルの圧縮強度による砂の試験 | JIS A 1142 | 圧縮強度の90%以上 | 試験となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。 | | | ○ |

~~~~ 中略 ~~~~

|  |  |  |                           |                                                                                |                                                                                                                      |                                    |                                               |   |   |
|--|--|--|---------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|-----------------------------------------------|---|---|
|  |  |  | 練混ぜ水の水質試験                 | 上水道水及び上水道水以外の水の場合：<br>JIS A 5308付属書C                                           | 懸濁物質の量：2g/L以下<br>溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下<br>塩化物イオン量：200ppm以下<br>セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内<br>モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上 | 工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。       | 上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。 |   | ○ |
|  |  |  | 回収水の場合：<br>JIS A 5308付属書C | 塩化物イオン量：200ppm以下<br>セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内<br>モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上 | 工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。<br><u>スラッジ水の濃度は1回/日</u>                                                                 | ・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。 |                                               | ○ |   |

| 工種         | 種別 | 試験区分 | 試験項目             | 試験方法                                                                   | 規格値                                                                                                                                                                         | 試験基準                                                                                                                                                                                                                                 | 摘要                                                 | 試験成績表等による確認 |   |
|------------|----|------|------------------|------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|-------------|---|
| 17 現場吹付法砕工 | 材料 | 必須   | アルカリ骨材反応対策       | アルカリ骨材反応抑制対策について（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号）                 | 同左                                                                                                                                                                          | 骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。                                                                                                                                                                                             |                                                    | ○           |   |
|            |    |      | 骨材のふるい分け試験       | JIS A 1102<br>JIS A 5005<br>JIS A 5011-1~4<br>JIS A 5021               | 設計図書による。                                                                                                                                                                    | 工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。                                                                                                                                                                                                          |                                                    | ○           |   |
|            |    |      | 骨材の密度及び吸水率試験     | JIS A 1109<br>JIS A 1110<br>JIS A 5005<br>JIS A 5011-1~4<br>JIS A 5021 | 絶乾密度：2.5以上<br>細骨材の吸水率：3.5%以下<br>粗骨材の吸水率：3.0%以下<br>（砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については摘要を参照）                                                                       | JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂）<br>JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材）<br>JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材）<br>JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材）<br>JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材）<br>JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H） |                                                    | ○           |   |
|            |    |      | 骨材の微粒分量試験        | JIS A 1103<br>JIS A 5005<br>JIS A 5308                                 | 粗骨材<br>砕石 3.0%以下（ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下）<br>スラグ粗骨材 5.0%以下<br>それ以外（砂利等） 1.0%以下<br>細骨材<br>砕砂 9.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下）<br>それ以外（砂等） 5.0%以下（ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下） | 工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。<br>（山砂の場合は、工事中1回/週以上）                                                                                                                                                                                    |                                                    | ○           |   |
|            |    |      | 砂の有機不純物試験        | JIS A 1105                                                             | 標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。                                                                                                                                        | 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。                                                                                                                                                                                                          | 濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタルの圧縮強度による試験方法」による。 |             | ○ |
|            |    |      | モルタルの圧縮強度による砂の試験 | JIS A 1142                                                             | 圧縮強度の90%以上                                                                                                                                                                  | 試験となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。                                                                                                                                                                                                      |                                                    |             | ○ |

~~~~ 中略 ~~~~

| | | | | | | | | | |
|--|--|--|---------------------------|--|--|------------------------------------|---|---|---|
| | | | 練混ぜ水の水質試験 | 上水道水及び上水道水以外の水の場合：
JIS A 5308付属書C | 懸濁物質の量：2g/L以下
溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下
塩化物イオン量：200ppm以下
セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内
モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上 | 工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 | 上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。 | | ○ |
| | | | 回収水の場合：
JIS A 5308付属書C | 塩化物イオン量：200ppm以下
セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内
モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上 | 工事開始前及び工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。
<u>スラッジ水の濃度は1回/日</u> | ・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。 | | ○ | |

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 |
|------------|--|--|--|---|---|---|---------------------------------|-------------|
| 20 現場吹付法砕工 | 製造は除く
(JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合) | 必須 | 細骨材の表面水率試験 | JIS A 1111 | 設計図書による。 | 2回/日以上 | レディミキストコンクリート以外の場合に適用する。 | ○ |
| | | | 粗骨材の表面水率試験 | JIS A 1125 | | 1回/日以上 | | ○ |
| | | その他 | 計量設備の計量精度 | | 水：±1%以内
セメント：±1%以内
骨材：±3%以内
混和材：±2%以内
(高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内)
混和剤：±3%以内 | 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上。 | ・レディミキストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。 | ○ |
| | | ミキサの練混ぜ性能試験 | バッチミキサの場合：
JIS A 1119
JIS A 8603-1
JIS A 8603-2

連続ミキサの場合：
土木学会規準JSCE-I 502-2013 | コンクリートの練混ぜ量
公称容量の場合：
コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下
コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下
圧縮強度の偏差率：7.5%以下
コンクリート内の空気量の偏差率：10%以下
コンシステンシー（スランブ）の偏差率：15%以下

コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下
コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下
圧縮強度差：7.5%以下
空気量差：1%以下
スランブ差：3cm以下 | 工事開始前及び工事中1回/年以上。 | ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。
※小規模工事とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路、(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種) | ○ | |
| 施工 | その他 | スランブ試験(モルタル除く) | JIS A 1101 | スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm
スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm | ・荷卸し時1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 | ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。
※小規模工事とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路、(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種) | | |
| 必須 | コンクリートの圧縮強度試験 | JIS A 1107
JIS A 1108
土木学会規準JSCE F561-2013 | 設計図書による。 | 1回6本 吹付1日につき1回行う。
なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本(σ7…3本、σ28…3本、)とする。 | ・参考値：18N/mm ² 以上(材令28日)
・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。
※小規模工事については、スランブ試験の項目を参照 | | | |
| その他 | 塩化物総量規制 | コンクリートの耐久性向上 | 原則0.3kg/m ³ 以下 | コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回)試験の判定は3回の測定値の平均値。 | ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。
・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2018, 503-2018)または設計図書の規定により行う。
※小規模工事については、スランブ試験の項目を参照 | | | |

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 |
|------------|---|--|--|---|---|---|---------------------------------|-------------|
| 17 現場吹付法砕工 | 製造は除く
(JISマーク表示されたレディミキストコンクリートを使用する場合を除く) | 必須 | 細骨材の表面水率試験 | JIS A 1111 | 設計図書による。 | 2回/日以上 | レディミキストコンクリート以外の場合に適用する。 | |
| | | | 粗骨材の表面水率試験 | JIS A 1125 | | 1回/日以上 | | |
| | | その他 | 計量設備の計量精度 | | 水：±1%以内
セメント：±1%以内
骨材：±3%以内
混和材：±2%以内
(高炉スラグ微粉末の場合は±1%以内)
混和剤：±3%以内 | 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上。 | ・レディミキストコンクリートの場合、印字記録により確認を行う。 | ○ |
| | | ミキサの練混ぜ性能試験 | バッチミキサの場合：
JIS A 1119
JIS A 8603-1
JIS A 8603-2

連続ミキサの場合：
土木学会規準JSCE-I 502-2013 | コンクリートの練混ぜ量
公称容量の場合：
コンクリート内のモルタル量の偏差率：0.8%以下
コンクリート内の粗骨材量の偏差率：5%以下
圧縮強度の偏差率：7.5%以下
コンクリート内の空気量の偏差率：10%以下
コンシステンシー（スランブ）の偏差率：15%以下

コンクリート中のモルタル単位容積質量差：0.8%以下
コンクリート中の単位粗骨材量の差：5%以下
圧縮強度差：7.5%以下
空気量差：1%以下
スランブ差：3cm以下 | 工事開始前及び工事中1回/年以上。 | ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。
※小規模工事とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路、(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種) | ○ | |
| 施工 | その他 | スランブ試験(モルタル除く) | JIS A 1101 | スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm
スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm | ・荷卸し時1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 | ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。
※小規模工事とは、以下の工種を除く工種とする。(橋台、橋脚、杭類(場所打杭、井筒基礎等)、橋梁上部工(桁、床版、高欄等)、擁壁工(高さ1m以上)、函渠工、樋門、樋管、水門、水路、(内幅2.0m以上)、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種) | | |
| 必須 | コンクリートの圧縮強度試験 | JIS A 1117
JIS A 1108
土木学会規準JSCE F561-2013 | 設計図書による。 | 1回6本 吹付1日につき1回行う。
なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリート(モルタル)を吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本(σ7…3本、σ28…3本、)とする。 | ・参考値：18N/mm ² 以上(材令28日)
・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。
※小規模工事については、スランブ試験の項目を参照 | | | |
| その他 | 塩化物総量規制 | コンクリートの耐久性向上 | 原則0.3kg/m ³ 以下 | コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回)試験の判定は3回の測定値の平均値。 | ・小規模工種※で1工種当りの総使用量が50m3未満の場合は1工種1回以上の試験、またレディミキストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m3以上の場合は、50m3ごとに1回の試験を行う。
・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502, 503)または設計図書の規定により行う。
※小規模工事については、スランブ試験の項目を参照 | | | |

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 |
|---------|----|------|------------------------------------|--|--|---|---|-------------|
| 21 河川土工 | 施工 | 必須 | 現場密度の測定
※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。 | 最大粒径 $\leq 53\text{mm}$ ：
砂置換法（JIS A 1214） | 最大乾燥密度の90%以上。
ただし、上記により難しい場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。
【砂質土（ $25\% \leq 75\mu\text{m}$ ふるい通過分 $< 50\%$ ）】
空気間隙率 V_a が $V_a \leq 15\%$
【粘性土（ $50\% \leq 75\mu\text{m}$ ふるい通過分）】
飽和度 S_r が $85\% \leq S_r \leq 95\%$ または空気間隙率 V_a が $2\% \leq V_a \leq 10\%$
または、設計図書による。 | 築堤は、 $1,000\text{m}^3$ に1回の割合、または堤体延長 20m に3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。
1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。 | 左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。 | |
| | | | | 最大粒径 $> 53\text{mm}$ ：
舗装調査・試験法便覧[4]-256
突砂法 | 1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上。ただし、上記により難しい場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。
【砂質土（ $25\% \leq 75\mu\text{m}$ ふるい通過分 $< 50\%$ ）】
空気間隙率 V_a が $V_a \leq 15\%$
【粘性土（ $50\% \leq 75\mu\text{m}$ ふるい通過分）】
飽和度 S_r が $85\% \leq S_r \leq 95\%$ または空気間隙率 V_a が $2\% \leq V_a \leq 10\%$
または、設計図書による。 | 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。
築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は $1,500\text{m}^2$ を標準とし、1日の施工面積が $2,000\text{m}^2$ 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。
・ 500m^2 未満：5点
・ 500m^2 以上 $1,000\text{m}^2$ 未満：10点
・ $1,000\text{m}^2$ 以上 $2,000\text{m}^2$ 未満：15点 | ・最大粒径 $< 100\text{mm}$ の場合に適用する。
・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。 | |
| | | | | または、「TS・GNSSを用いた盛土の締め管理要領（案）」による。 | 施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。 | 1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。
2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。
3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。 | | |
| その他 | | | 土の含水比試験 | JIS A 1203 | 設計図書による。 | 含水比の変化が認められたとき。 | | |
| | | | コーン指数の測定 | 舗装調査・試験法便覧[1]-273 | | トラフィカビリティが悪いとき。 | | |

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 |
|---------|----|------|------------------------------------|--|--|---|---|-------------|
| 18 河川土工 | 施工 | 必須 | 現場密度の測定
※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。 | 最大粒径 $\leq 53\text{mm}$ ：
砂置換法（JIS A 1214） | 最大乾燥密度の90%以上。
ただし、上記により難しい場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。
【砂質土（ $25\% \leq 75\mu\text{m}$ ふるい通過分 $< 50\%$ ）】
空気間隙率 V_a が $V_a \leq 15\%$
【粘性土（ $50\% \leq 75\mu\text{m}$ ふるい通過分）】
飽和度 S_r が $85\% \leq S_r \leq 95\%$ または空気間隙率 V_a が $2\% \leq V_a \leq 10\%$
または、設計図書による。 | 築堤は、 $1,000\text{m}^3$ に1回の割合、または堤体延長 20m に3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。
1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。 | 左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。 | |
| | | | | 最大粒径 $> 53\text{mm}$ ：
舗装調査・試験法便覧[4]-185
突砂法 | 1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上。ただし、上記により難しい場合は、飽和度または空気間隙率の規定によることができる。
【砂質土（ $25\% \leq 75\mu\text{m}$ ふるい通過分 $< 50\%$ ）】
空気間隙率 V_a が $V_a \leq 15\%$
【粘性土（ $50\% \leq 75\mu\text{m}$ ふるい通過分）】
飽和度 S_r が $85\% \leq S_r \leq 95\%$ または空気間隙率 V_a が $2\% \leq V_a \leq 10\%$
または、設計図書による。 | 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は $1,500\text{m}^2$ を標準とし、1日の施工面積が $2,000\text{m}^2$ 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。
・ 500m^2 未満：5点
・ 500m^2 以上 $1,000\text{m}^2$ 未満：10点
・ $1,000\text{m}^2$ 以上 $2,000\text{m}^2$ 未満：15点
または、設計図書による。 | ・最大粒径 $< 100\text{mm}$ の場合に適用する。
・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。 | |
| | | | | または、「TS・GNSSを用いた盛土の締め管理要領（案）」による。 | 施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。 | 1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。
2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。
3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。 | | |
| その他 | | | 土の含水比試験 | JIS A 1203 | 設計図書による。 | 含水比の変化が認められたとき。 | | |
| | | | コーン指数の測定 | 舗装調査・試験法便覧[1]-216 | | トラフィカビリティが悪いとき。 | | |

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 |
|---------------------------------|---|--|------------------------------------|--|-----------------------------|---|---|-------------|
| 22 海岸土工 | 施工 | 必須 | 現場密度の測定
※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。 | 最大粒径≦53mm：
砂置換法（JIS A 1214） | ・最大乾燥密度の85%以上、または設計図書に示された値 | 築堤は、1,000m ³ に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。
1回の試験につき3孔で測定し、3孔の 最低値 で判定を行う。 | ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。 | |
| | | | | 最大粒径>53mm：
舗装調査・試験法便覧[4]-256
突砂法 | | | | |
| | | | | または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」による。 | | | | |
| または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による。 | 施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。 | 1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。
2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。
3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。 | | | | | | |
| その他 | | | 土の含水比試験 | JIS A 1203 | 設計図書による。 | 含水比の変化が認められたとき。 | | |
| | | | コーン指数の測定 | 舗装調査・試験法便覧[1]-273 | | トラフィカビリティが悪いとき。 | | |

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 |
|---------------------------------|---|---|------------------------------------|--|-----------------------------|---|---|-------------|
| 19 海岸土工 | 施工 | 必須 | 現場密度の測定
※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。 | 最大粒径≦53mm：
砂置換法（JIS A 1214） | ・最大乾燥密度の85%以上、または設計図書に示された値 | 築堤は、1,000m ³ に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。
1回の試験につき3孔で測定し、3孔の 平均値 で判定を行う。 | ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。 | |
| | | | | 最大粒径>53mm：
舗装調査・試験法便覧[4]-185
突砂法 | | | | |
| | | | | または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」による。 | | | | |
| または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による。 | 施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。 | 1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。
2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500m²を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m²以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。
3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。 | | | | | | |
| その他 | | | 土の含水比試験 | JIS A 1203 | 設計図書による。 | 含水比の変化が認められたとき。 | | |
| | | | コーン指数の測定 | 舗装調査・試験法便覧[1]-216 | | トラフィカビリティが悪いとき。 | | |

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 | |
|---------------------------------|---|--|---------|------------|------------------------------------|--|--|---|--|
| 23 砂防土工 | 材料 | 必須 | 土の締固め試験 | JIS A 1210 | 設計図書による。 | 当初及び土質の変化した時。 | | | |
| | | | 施工 | 必須 | 現場密度の測定
※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。 | 最大粒径≤53mm：砂置換法（JIS A 1214）
最大粒径>53mm：舗装調査・試験法便覧[4]-256突砂法 | ・最大乾燥密度の85%以上、または設計図書に示された値
1,000m ³ に1回の割合、または設計図書による。
1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判定を行う。 | ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。 | |
| | | | | | または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」による。 | 1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。または、設計図書による。 | 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。
築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。
・500m ² 未満：5点
・500m ² 以上1,000m ² 未満：10点
・1,000m ² 以上2,000m ² 未満：15点 | ・最大粒径<100mmの場合に適用する。
・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。 | |
| または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による。 | 施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。 | 1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。
2. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。
3. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。 | | | | | | | |

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 | |
|---------------------------------|---|--|---------|------------|------------------------------------|--|--|--|--|
| 20 砂防土工 | 材料 | 必須 | 土の締固め試験 | JIS A 1210 | 設計図書による。 | 当初及び土質の変化した時。 | | | |
| | | | 施工 | 必須 | 現場密度の測定
※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。 | 最大粒径≤53mm：砂置換法（JIS A 1214）
最大粒径>53mm：舗装調査・試験法便覧[4]-185突砂法 | ・最大乾燥密度の85%以上、または設計図書に示された値
築堤は、1,000m ³ に1回の割合、または堤体延長20mに3回の割合の内、測定頻度の高い方で実施する。
1回の試験につき3孔で測定し、3孔の平均値で判定を行う。 | ・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。 | |
| | | | | | または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」による。 | 1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の90%以上。または、設計図書による。 | 築堤は、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m ² を標準とし、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。
・500m ² 未満：5点
・500m ² 以上1,000m ² 未満：10点
・1,000m ² 以上2,000m ² 未満：15点 | ・最大粒径<100mmの場合に適用する。
・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督職員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。 | |
| または、「TS・GNSSを用いた盛土の締固め管理要領」による。 | 施工範囲を小分割した管理ブロックの全てが規定回数だけ締め固められたことを確認する。 | 1. 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位毎に管理を行う。
2. 管理単位は築堤、路体路床とも1日の1層あたりの施工面積は1,500m ² を標準とする。また、1日の施工面積が2,000m ² 以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。
3. 1日の施工が複数層に及ぶ場合でも1管理単位を複数層にまたがらせることはしないものとする。
4. 土取り場の状況や土質状況が変わる場合には、新規の管理単位として取り扱うものとする。 | | | | | | | |

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 |
|---------|----|------|------------------------------------|---|--|--|----|-------------|
| 24 道路土工 | 施工 | 必須 | 現場密度の測定
※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。 | 最大粒径≤53mm：
砂置換法（JIS A 1214）

最大粒径>53mm：
舗装調査・試験法便覧[4]-256
突砂法 | 【砂質土】
・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）
・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは90%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）

【粘性度】
・路体：自然含水比またはトラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2% ≤ Va ≤ 10% または飽和度Srが85% ≤ Sr ≤ 95%。
・路床及び構造物取付け部：トラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2% ≤ Va ≤ 8%。
ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。
その他、設計図書による。 | 路体の場合、1,000m3につき1回の割合で行う。ただし、5,000m3未満の工事は、1工事当たり3回以上。
路床及び構造物取付け部の場合、500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。
1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判断を行う。 | | |
| | | | または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」による。 | 【砂質土】
・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）
・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは92%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）

【粘性度】
・路体、路床及び構造物取付け部：自然含水比またはトラフィカビリティーが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。
または、設計図書による。 | 盛土を管理する単位（以下「管理単位」）に分割して管理単位ごとに管理を行うものとする。
路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。
1管理単位あたりの測定点数の目安を以下に示す。
・500m2未満：5点
・500m2以上1,000m2未満：10点
・1,000m2以上2,000m2未満：15点 | ・最大粒径<100mmの場合に適用する。
・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。 | | |

～～～ 中路 ～～～

| | | | | | | | | |
|--|--|--|-----------|-------------------|--|---|--|--|
| | | | ブルーフローリング | 舗装調査・試験法便覧[4]-288 | | 路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。 | ・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。 | |
|--|--|--|-----------|-------------------|--|---|--|--|

～～～ 中路 ～～～

| | | | | | | | | |
|--|-----|----------|----------------------------------|----------|---------------------------|--|--|--|
| | その他 | コーン指数の測定 | 舗装調査・試験法便覧[1]-273 | 設計図書による。 | 必要に応じて（例）トラフィカビリティーが悪いとき。 | | | |
| | | たわみ量 | 舗装調査・試験法便覧[1]-284
(ベンゲルマンビーム) | | ブルーフローリングでの不良箇所について実施 | | | |

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 |
|---------|----|------|------------------------------------|---|--|---|----|-------------|
| 20 道路土工 | 施工 | 必須 | 現場密度の測定
※右記試験方法（3種類）のいずれかを実施する。 | 最大粒径≤53mm：
砂置換法（JIS A 1214）

最大粒径>53mm：
舗装調査・試験法便覧[4]-185
突砂法 | 【砂質土】
・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の90%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）
・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、最大乾燥密度の95%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは90%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）
<u>ただし、JIS A 1210 C・D・E法での管理は、標準施工仕様よりも締固めエネルギーの大きな転圧方法（例えば、標準よりも転圧力の大きな機械を使用する場合や1層あたりの仕上り厚を薄くする場合）に適用する。</u>
【粘性度】
・路体：自然含水比またはトラフィカビリティーが確保できる含水比において、空気間隙率Vaが2% ≤ Va ≤ 8%
1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上。ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。
その他、設計図書による。 | 路体の場合、1,000m3につき1回の割合で行う。ただし、5,000m3未満の工事は、1工事当たり3回以上。
路床の場合、500m3につき1回の割合で行う。ただし、1,500m3未満の工事は1工事当たり3回以上。
1回の試験につき3孔で測定し、3孔の最低値で判断を行う。 | | |
| | | | または、「RI計器を用いた盛土の締固め管理要領（案）」による。 | 【砂質土】
・路体：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の92%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）
・路床及び構造物取付け部：次の密度への締固めが可能な範囲の含水比において、1管理単位の現場乾燥密度の平均値が最大乾燥密度の97%以上（締固め試験（JIS A 1210）A・B法）もしくは92%以上（締固め試験（JIS A 1210）C・D・E法）

【粘性度】
・路体、路床及び構造物取付け部：自然含水比またはトラフィカビリティーが確保できる含水比において、1管理単位の現場空気間隙率の平均値が8%以下。ただし、締固め管理が可能な場合は、砂質土の基準を適用することができる。
または、設計図書による。 | 路体・路床とも、1日の1層あたりの施工面積を基準とする。管理単位の面積は1,500m2を標準とし、1日の施工面積が2,000m2以上の場合、その施工面積を2管理単位以上に分割するものとする。
1管理単位あたりの測定点数の目安を下表に示す。
・500m2未満：5点
・500m2以上1,000m2未満：10点
・1,000m2以上2,000m2未満：15点 | ・最大粒径<100mmの場合に適用する。
・左記の規格値を満たしていても、規格値を著しく下回っている点が存在した場合は、監督員と協議の上で、（再）転圧を行うものとする。 | | |

～～～ 中路 ～～～

| | | | | | | | | |
|--|--|--|-----------|-------------------|--|---|--|--|
| | | | ブルーフローリング | 舗装調査・試験法便覧[4]-210 | | 路床仕上げ後全幅、全区間について実施する。ただし、現道打換工事、仮設用道路維持工事は除く。 | ・荷重車については、施工時に用いた転圧機械と同等以上の締固め効果を持つローラやトラック等を用いるものとする。 | |
|--|--|--|-----------|-------------------|--|---|--|--|

～～～ 中路 ～～～

| | | | | | | | | |
|--|-----|----------|----------------------------------|----------|---------------------------|--|--|--|
| | その他 | コーン指数の測定 | 舗装調査・試験法便覧[1]-216 | 設計図書による。 | 必要に応じて（例）トラフィカビリティーが悪いとき。 | | | |
| | | たわみ量 | 舗装調査・試験法便覧[1]-227
(ベンゲルマンビーム) | | ブルーフローリングでの不良箇所について実施 | | | |

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 | |
|-------------|--|---|---|--|--|--|--|--|---|
| 26 コンクリートダム | 材料
必須

（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く） | 必須 | アルカリシリカ反応抑制対策 | アルカリ骨材反応抑制対策について（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号） | 同左 | 骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 | | ○ | |
| | | | その他 | 骨材の密度及び吸水率試験 | JIS A 1109
JIS A 1110
JIS A 5005
JIS A 5011-1~4
JIS A 5021 | 絶乾密度：2.5以上
吸水率：[2013年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編による。 | 工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 | JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂）
JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材）
JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材）
JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材）
JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材）
JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H） | ○ |
| | | | 骨材のふるい分け試験 | JIS A 1102
JIS A 5005
JIS A 5021 | 設計図書による。 | 工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 | | ○ | |
| | | | セメントの物理試験 | JIS R 5201 | JIS R 5210（ポルトランドセメント）
JIS R 5211（高炉セメント）
JIS R 5212（シリカセメント）
JIS R 5213（フライアッシュセメント）
JIS R 5214（エコセメント） | 工事開始前、工事中1回/月以上 | | ○ | |
| | | | ポルトランドセメントの化学分析 | JIS R 5202 | JIS R 5213（フライアッシュセメント）
JIS R 5214（エコセメント） | | | ○ | |
| | | | 砂の有機不純物試験 | JIS A 1105 | 標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。 | 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。 | ・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタル圧縮強度による試験方法」による。 | ○ | |
| | | | モルタルの圧縮強度による砂の試験 | JIS A 1142 | 圧縮強度の90%以上 | 試験となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。 | | ○ | |
| 骨材の微粒分量試験 | JIS A 1103 | 粗骨材：1.0%以下。ただし、砕石の場合、微粒分量試験で失われるものが砕石粉のときは、3.0%以下。
細骨材：
・7.0%以下。ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下。
・ 砕砂 の場合、微粒分量試験で失われるものが砕石粉であって、粘土、シルトなどを含まないときには9.0%以下。ただし、同様の場合で、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下。 | 工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。
（山砂の場合は、工事中1回/週以上） | | ○ | | | | |

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 | |
|-------------|--|---|---|--|--|--|---|--|---|
| 23 コンクリートダム | 材料
必須

（JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く） | 必須 | アルカリ骨材反応対策 | アルカリ骨材反応抑制対策について（平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号） | 同左 | 骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 | | ○ | |
| | | | その他 | 骨材の密度及び吸水率試験 | JIS A 1109
JIS A 1110
JIS A 5005
JIS A 5011-1~4
JIS A 5021 | 絶乾密度：2.5以上
吸水率：[2013年制定]コンクリート標準示方書 ダムコンクリート編による。 | 工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 | JIS A 5005（コンクリート用砕石及び砕砂）
JIS A 5011-1（コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材）
JIS A 5011-2（コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材）
JIS A 5011-3（コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材）
JIS A 5011-4（コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材）
JIS A 5021（コンクリート用再生骨材H） | ○ |
| | | | 骨材のふるい分け試験 | JIS A 1102
JIS A 5005
JIS A 5021 | 設計図書による。 | 工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 | | ○ | |
| | | | セメントの物理試験 | JIS R 5201 | JIS R 5210（ポルトランドセメント）
JIS R 5211（高炉セメント）
JIS R 5212（シリカセメント）
JIS R 5213（フライアッシュセメント）
JIS R 5214（エコセメント） | 工事開始前、工事中1回/月以上 | | ○ | |
| | | | ポルトランドセメントの化学分析 | JIS R 5202 | JIS R 5213（フライアッシュセメント）
JIS R 5214（エコセメント） | | | ○ | |
| | | | 砂の有機不純物試験 | JIS A 1105 | 標準色より淡いこと。濃い場合でも圧縮強度が90%以上の場合は使用できる。 | 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。 | ・濃い場合は、JIS A 1142「有機不純物を含む細骨材のモルタルの圧縮強度による試験方法」による。 | ○ | |
| | | | モルタルの圧縮強度による砂の試験 | JIS A 1142 | 圧縮強度の90%以上 | 試験となる砂の上部における溶液の色が標準色液の色より濃い場合。 | | ○ | |
| 骨材の微粒分量試験 | JIS A 1103 | 粗骨材：1.0%以下。ただし、砕石の場合、微粒分量試験で失われるものが砕石粉のときは、3.0%以下。
細骨材：
・7.0%以下。ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下。
・ 砕石 の場合、微粒分量試験で失われるものが砕石粉であって、粘土、シルトなどを含まないときには9.0%以下。ただし、同様の場合で、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下。 | 工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。
（山砂の場合は、工事中1回/週以上） | | ○ | | | | |

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 |
|-------------|----|------|---------------------------|--|--|---|---|-------------|
| 26 コンクリートダム | 材料 | その他 | 骨材中の粘土塊量の試験 | JIS A 1137 | 細骨材：1.0%以下
粗骨材：0.25%以下 | 工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 | | ○ |
| | | | 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験 | JIS A 1122
JIS A 5005 | 細骨材：10%以下
粗骨材：12%以下 | 砂、砂利：
工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。
砕砂、砕石：
工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。 | 寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。 | ○ |
| | | | 粗骨材のすりへり試験 | JIS A 1121 | 40%以下 | 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。 | | ○ |
| | | | 練混ぜ水の水質試験 | 上水道水及び上水道水以外の水の場合：
JIS A 5308付属書C | 懸濁物質の量：2g/L以下
溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下
塩化物イオン量：200ppm以下
セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内
モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上 | 工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 | 上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。 | ○ |
| | | | 回収水の場合：
JIS A 5308付属書C | 塩化物イオン量：200ppm以下
セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内
モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上 | 工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。
スラッジ水の濃度は1回/日 | ・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。 | ○ | |

～～～ 中略 ～～～

| | | | | | | |
|----|----|---------|--------------|---------------------------|---|---|
| 施工 | 必須 | 塩化物総量規制 | コンクリートの耐久性向上 | 原則0.3kg/m ³ 以下 | コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。 | <ul style="list-style-type: none"> ・小規模工種[※]で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上の試験、またレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m³以上の場合は、50m³ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502-2018, 503-2018）または設計図書の規定により行う。 ※小規模工事とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋管、樋管、水門、水路、（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種） |
|----|----|---------|--------------|---------------------------|---|---|

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 |
|---------------------------|--|-----------------------------|------------------------------------|--------------------------------------|--|---|---|-------------|
| 23 コンクリートダム | 材料 | その他 | 粗骨材中の軟石量試験 | JIS A 1126 | 軟石量：5%以下 | 工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 | | ○ |
| | | | 骨材中の粘土塊量の試験 | JIS A 1137 | 細骨材：1.0%以下
粗骨材：0.25%以下 | 工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 | | ○ |
| | | | 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験 | JIS A 1122
JIS A 5005 | 細骨材：10%以下
粗骨材：12%以下 | 砂、砂利：
工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。
砕砂、砕石：
工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。 | 寒冷地で凍結のおそれのある地点に適用する。 | ○ |
| | | | 粗骨材のすりへり試験 | JIS A 1121 | 40%以下 | 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。 | | ○ |
| | | | 練混ぜ水の水質試験 | 上水道水及び上水道水以外の水の場合：
JIS A 5308付属書C | 懸濁物質の量：2g/L以下
溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下
塩化物イオン量：200ppm以下
セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内
モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上 | 工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 | 上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。 | ○ |
| 回収水の場合：
JIS A 5308付属書C | 塩化物イオン量：200ppm以下
セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内
モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上 | 工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 | ・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。 | ○ | | | | |

～～～ 中略 ～～～

| | | | | | | |
|----|----|---------|--------------|---------------------------|---|---|
| 施工 | 必須 | 塩化物総量規制 | コンクリートの耐久性向上 | 原則0.3kg/m ³ 以下 | コンクリートの打設が午前と午後にまたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。（1試験の測定回数は3回とする）試験の判定は3回の測定値の平均値。 | <ul style="list-style-type: none"> ・小規模工種[※]で1工種当りの総使用量が50m³未満の場合は1工種1回以上の試験、またレディーミクストコンクリート工場の品質証明書等のみとすることができる。1工種当りの総使用量が50m³以上の場合は、50m³ごとに1回の試験を行う。 ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」（JSCE-C502, 503）または設計図書の規定により行う。 ※小規模工事とは、以下の工種を除く工種とする。（橋台、橋脚、杭類（場所打杭、井筒基礎等）、橋梁上部工（桁、床版、高欄等）、擁壁工（高さ1m以上）、函渠工、樋管、樋管、水門、水路、（内幅2.0m以上）、護岸、ダム及び堰、トンネル、舗装、その他これらに類する工種及び特記仕様書で指定された工種） |
|----|----|---------|--------------|---------------------------|---|---|

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 |
|-------------|----|------|--------|--|--|--|---|-------------|
| 26 コンクリートダム | 施工 | 必須 | 単位水量測定 | 「 レディーミキストコンクリート単位水量測定要領（案）（平成16年3月8日事務連絡） 」 | 1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。
2) 測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。
<u>なお、「15kg/m³以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m³以内の値を観測することをいう。</u>
3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。 <u>その後の配合設計±15kg/m³以内になるまで全運搬車の測定を行う。</u>
なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。 | 100m ³ /日以上の場合：2回/日（午前1回、午後1回）以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数が多い方を採用する。 | 示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。 | |

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 |
|-------------|----|------|--------|--|--|---|---|-------------|
| 23 コンクリートダム | 施工 | 必須 | 単位水量測定 | レディミキストコンクリートの品質確保について | 1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m ³ の範囲にある場合はそのまま施工してよい。
2) 測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/m ³ の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m ³ 以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。
3) 配合設計±20kg/m ³ の指示値を越える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。 <u>その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m³以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m³以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。</u>
なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。 | 100m ³ /日以上の場合：2回/日（午前1回、午後1回）以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて100～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数が多い方を採用する。 | 示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。 | |

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 |
|--------------------|---|--------------|--|---|--|--|----|-------------|
| 27 覆工コンクリート (NATM) | 材料 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く) | 必須 | アルカリシリカ反応抑制対策 | アルカリ骨材反応抑制対策について (平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号) | 同左 | 骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 | | ○ |
| | | その他 | 骨材のふるい分け試験 | JIS A 1102
JIS A 5005
JIS A 5011-1~4
JIS A 5021 | 設計図書による。 | 工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 | | ○ |
| | | 骨材の密度及び吸水率試験 | JIS A 1109
JIS A 1110
JIS A 5005
JIS A 5011-1~4
JIS A 5021 | 絶乾密度：2.5以上
細骨材の吸水率：3.5%以下
粗骨材の吸水率：3.0%以下
(砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については適用を参照) | JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂)
JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材)
JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材)
JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材)
JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材)
JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H) | | ○ | |
| | | 粗骨材のすりへり試験 | JIS A 1121
JIS A 5005 | 砕石 40%以下
砂利 35%以下 | 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。 | | ○ | |
| | | 骨材の微粒分量試験 | JIS A 1103
JIS A 5005
JIS A 5308 | 粗骨材
砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下)
スラグ粗骨材 5.0%以下
それ以外 (砂利等) 1.0%以下
細骨材
砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下)
スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下)
それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下) | 工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。(山砂の場合は、工事中1回/週以上) | | ○ | |

~~~~ 中略 ~~~~

|  |  |  |                           |                                                                                |                                                                                                                      |                                    |                                               |   |   |
|--|--|--|---------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|-----------------------------------------------|---|---|
|  |  |  | 練混ぜ水の水質試験                 | 上水道水及び上水道水以外の水の場合：<br>JIS A 5308付属書C                                           | 懸濁物質の量：2g/L以下<br>溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下<br>塩化物イオン量：200ppm以下<br>セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内<br>モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上 | 工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。        | 上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。 |   | ○ |
|  |  |  | 回収水の場合：<br>JIS A 5308付属書C | 塩化物イオン量：200ppm以下<br>セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内<br>モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上 | 工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。<br><u>スラッジ水の濃度は1回/日</u>                                                                  | ・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。 |                                               | ○ |   |

| 工種                 | 種別                                      | 試験区分         | 試験項目                                                                   | 試験方法                                                                                                                                                                                                                        | 規格値                                                                                                                                                                                                                                        | 試験基準                                     | 摘要 | 試験成績表等による確認 |
|--------------------|-----------------------------------------|--------------|------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------|----|-------------|
| 24 覆工コンクリート (NATM) | 材料 (JISマーク表示されたレディミクストコンクリートを使用する場合は除く) | 必須           | アルカリ骨材反応対策                                                             | アルカリ骨材反応抑制対策について (平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号)                                                                                                                                                                     | 同左                                                                                                                                                                                                                                         | 骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 |    | ○           |
|                    |                                         | その他          | 骨材のふるい分け試験                                                             | JIS A 1102<br>JIS A 5005<br>JIS A 5011-1~4<br>JIS A 5021                                                                                                                                                                    | 設計図書による。                                                                                                                                                                                                                                   | 工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。              |    | ○           |
|                    |                                         | 骨材の密度及び吸水率試験 | JIS A 1109<br>JIS A 1110<br>JIS A 5005<br>JIS A 5011-1~4<br>JIS A 5021 | 絶乾密度：2.5以上<br>細骨材の吸水率：3.5%以下<br>粗骨材の吸水率：3.0%以下<br>(砕砂・砕石、高炉スラグ骨材、フェロニッケルスラグ細骨材、銅スラグ細骨材の規格値については適用を参照)                                                                                                                       | JIS A 5005 (コンクリート用砕石及び砕砂)<br>JIS A 5011-1 (コンクリート用スラグ骨材-第1部：高炉スラグ骨材)<br>JIS A 5011-2 (コンクリート用スラグ骨材-第2部：フェロニッケルスラグ骨材)<br>JIS A 5011-3 (コンクリート用スラグ骨材-第3部：銅スラグ骨材)<br>JIS A 5011-4 (コンクリート用スラグ骨材-第4部：電気炉酸化スラグ骨材)<br>JIS A 5021 (コンクリート用再生骨材H) |                                          | ○  |             |
|                    |                                         | 粗骨材のすりへり試験   | JIS A 1121<br>JIS A 5005                                               | 砕石 40%以下<br>砂利 35%以下                                                                                                                                                                                                        | 工事開始前、工事中1回/年以上及び産地が変わった場合。ただし、砂利の場合は、工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。                                                                                                                                                                          |                                          | ○  |             |
|                    |                                         | 骨材の微粒分量試験    | JIS A 1103<br>JIS A 5005<br>JIS A 5308                                 | 粗骨材<br>砕石 3.0%以下 (ただし、粒形判定実績率が58%以上の場合は5.0%以下)<br>スラグ粗骨材 5.0%以下<br>それ以外 (砂利等) 1.0%以下<br>細骨材<br>砕砂 9.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下)<br>スラグ細骨材 7.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は5.0%以下)<br>それ以外 (砂等) 5.0%以下 (ただし、すりへり作用を受ける場合は3.0%以下) | 工事開始前、工事中1回/月以上及び産地が変わった場合。(山砂の場合は、工事中1回/週以上)                                                                                                                                                                                              |                                          | ○  |             |

~~~~ 中略 ~~~~

| | | | | | | | | | |
|--|--|--|---------------------------|--|--|------------------------------------|---|---|---|
| | | | 練混ぜ水の水質試験 | 上水道水及び上水道水以外の水の場合：
JIS A 5308付属書C | 懸濁物質の量：2g/L以下
溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下
塩化物イオン量：200ppm以下
セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内
モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上 | 工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 | 上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。 | | ○ |
| | | | 回収水の場合：
JIS A 5308付属書C | 塩化物イオン量：200ppm以下
セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内
モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上 | 工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。
<u>スラッジ水の濃度は1回/日</u> | ・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。 | | ○ | |

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 | |
|--------------------|----|------|---------------|--|---|---|---|-------------|--|
| 27 覆工コンクリート (NATM) | 施工 | 必須 | スランブ試験 | JIS A 1101 | スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm
スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm | ・荷卸し時
1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m3ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。 | | | |
| | | | 単位水量測定 | 「レディーミキストコンクリート単位水量測定要領（案）（平成16年3月8日事務連絡）」 | 1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3の範囲にある場合はそのまま施工してよい。
2) 測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/m3の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。
<u>なお、「15kg/m3以内で安定するまで」とは、2回連続して15kg/m3以内の値を観測することをいう。</u>
3) 配合設計±20kg/m3の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。 <u>その後の配合設計±15kg/m3以内になるまで全運搬車の測定を行う。</u>
なお、測定値が管理値または指示値を超えた場合は1回に限り再試験を実施することができる。再試験を実施した場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。 | 100m3/日以上の場合：
2回/日（午前1回、午後1回）以上、重要構造物の場合は重要度に応じて100～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。 | 示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。 | | |
| | | | コンクリートの圧縮強度試験 | JIS A 1108 | 1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。
3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。
(1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値) | ・荷卸し時
1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。なお、テストピースは打設場所で採取し、1回につき6本（σ700・3本、σ2800・3本）とする。 | | | |
| | | | 塩化物総量規制 | コンクリートの耐久性向上 | 原則0.3kg/m ³ 以下 | コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。 | ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。 | | |
| | | | 空気量測定 | JIS A 1116
JIS A 1118
JIS A 1128 | ±1.5% (許容差) | ・荷卸し時
1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m3ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。 | | | |
| | | | コアによる強度試験 | JIS A 1107 | 設計図書による。 | 品質に異常が認められた場合に行う。 | | | |
| | | | コンクリートの洗い分析試験 | JIS A 1112 | | 1回 品質に異常が認められた場合に行う。 | | | |

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 | |
|--------------------|----|------|---------------|--|---|---|---|-------------|--|
| 24 覆工コンクリート (NATM) | 施工 | 必須 | スランブ試験 | JIS A 1101 | スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm
スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm | ・荷卸し時
1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m3ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。 | | | |
| | | | 単位水量測定 | レディーミキストコンクリートの品質確保について | 1) 測定した単位水量が、配合設計±15kg/m3の範囲にある場合はそのまま施工してよい。
2) 測定した単位水量が、配合設計±15を超え±20kg/m3の範囲にある場合は、水量変動の原因を調査し、生コン製造者に改善を指示し、その運搬車の生コンは打設する。その後、配合設計±15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。
3) 配合設計±20kg/m3の指示値を超える場合は、生コンを打込まずに、持ち帰らせ、水量変動の原因を調査し、生コン製造業者に改善を指示しなければならない。 <u>その後の全運搬車の測定を行い、配合設計±20kg/m3以内になることを確認する。更に、配合設計±15kg/m3以内で安定するまで、運搬車の3台毎に1回、単位水量の測定を行う。</u>
なお、管理値または指示値を超える場合は1回に限り試験を実施することができる。再試験を実施したい場合は2回の測定結果のうち、配合設計との差の絶対値の小さい方で評価してよい。 | 100m ³ /日以上の場合：
2回/日（午前1回、午後1回）以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて100～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められたときとし、測定回数は多い方を採用する。 | 示方配合の単位水量の上限値は、粗骨材の最大寸法が20mm～25mmの場合は175kg/m ³ 、40mmの場合は165kg/m ³ を基本とする。 | | |
| | | | コンクリートの圧縮強度試験 | JIS A 1108 | 1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。
3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。
(1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値) | ・荷卸し時
1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20m ³ ～150m3ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。なお、テストピースは打設場所で採取し、1回につき6本（σ700・3本、σ2800・3本）とする。 | | | |
| | | | 塩化物総量規制 | コンクリートの耐久性向上 | 原則0.3kg/m ³ 以下 | コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。 | ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502, 503) または設計図書の規定により行う。 | | |
| | | | 空気量測定 | JIS A 1116
JIS A 1118
JIS A 1128 | ±1.5% (許容差) | ・荷卸し時
1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m3ごとに1回、および荷卸し時に品質変化が認められた時。 | | | |
| | | | コアによる強度試験 | JIS A 1107 | 設計図書による。 | 品質に異常が認められた場合に行う。 | | | |
| | | | コンクリートの洗い分析試験 | JIS A 1112 | | 1回 品質に異常が認められた場合に行う。 | | | |

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 |
|---------------------|-------|------|------------------|--|--------|---|--|-------------|
| 27 覆工コンクリート (NATM) | 施工後試験 | 必須 | ひび割れ調査 | スケールによる測定 | 0.2mm | 本数
総延長
最大ひび割れ幅等 | ひび割れ幅が0.2mm以上の場合は、「ひび割れ発生状況の調査」を実施する。 | |
| | | | テストハンマーによる強度推定調査 | JSCE-G 504-2013 | 設計基準強度 | 強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3ヶ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5箇所実施
材齢28日～91日の間に試験を行う。 | 再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督員と協議するものとする。 | |
| | | その他 | コアによる強度試験 | JIA A 1107 | 設計基準強度 | 所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。 | コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。
圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督員と協議するものとする。 | |
| 28 吹付けコンクリート (NATM) | 材料 | 必須 | アルカリシリカ反応抑制対策 | アルカリ骨材反応抑制対策について
(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号) | 同左 | 骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 | | ○ |

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 |
|---------------------|-------|------|------------------|--|--------|---|--|-------------|
| 24 覆工コンクリート (NATM) | 施工後試験 | 必須 | ひび割れ調査 | スケールによる測定 | 0.2mm | 本数
総延長
最大ひび割れ | | |
| | | | テストハンマーによる強度推定調査 | JSCE-G 504-2013 | 設計基準強度 | 強度が同じブロックを1構造物の単位とし、各単位につき3ヶ所の調査を実施。また、調査の結果、平均値が設計基準強度を下回った場合と、1回の試験結果が設計基準強度の85%以下となった場合は、その箇所の周辺において、再調査を5箇所実施
材齢28日～91日の間に試験を行う。 | 再調査の平均強度が、所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、コアによる強度試験を行う。工期等により、基準期間内に調査を行えない場合は監督員と協議するものとする。 | |
| | | その他 | コアによる強度試験 | JIA A 1107 | 設計基準強度 | 所定の強度を得られない箇所付近において、原位置のコアを採取。 | コア採取位置、供試体の抜き取り寸法等の決定に際しては、設置された鉄筋を損傷させないよう十分な検討を行う。
圧縮強度試験の平均強度が所定の強度が得られない場合、もしくは1ヶ所の強度が設計強度の85%を下回った場合は、監督員と協議するものとする。 | |
| 25 吹付けコンクリート (NATM) | 材料 | 必須 | アルカリ骨材反応対策 | アルカリ骨材反応抑制対策について
(平成14年7月31日付け国官技第112号、国港環第35号、国空建第78号) | 同左 | 骨材試験を行う場合は、工事開始前、工事中1回/6ヶ月以上及び産地が変わった場合。 | | ○ |

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 |
|---------------------|----|------|-----------|--------------------------------------|--|---|---|-------------|
| 28 吹付けコンクリート (NATM) | 材料 | その他 | 練混ぜ水の水質試験 | 上水道水及び上水道水以外の水の場合：
JIS A 5308付属書C | 懸濁物質の量：2g/L以下
溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下
塩化物イオン量：200ppm以下
セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内
モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上 | 工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。 | 上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。 | ○ |
| | | | | 回収水の場合：
JIS A 5308付属書C | 塩化物イオン量：200ppm以下
セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内
モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上 | 工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。
<u>スラッジ水の濃度は1回/日</u> | ・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。 | ○ |

~~~~ 中略 ~~~~

|    |    |           |            |                          |                                             |                                                                                                                          |                                                                                                                                                |                                                                                 |  |  |
|----|----|-----------|------------|--------------------------|---------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------|--|--|
| 施工 | 必須 |           | 塩化物総量規制    | 「コンクリートの耐久性向上」           | 原則0.3kg/m <sup>3</sup> 以下                   | コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。 | ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502-2018, 503-2018) または設計図書の規定により行う。                                                                   |                                                                                 |  |  |
|    |    |           |            | コンクリートの圧縮強度試験            | JIS A 1108<br>土木学会規準JSCE F561-2013          | 1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。<br>3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。<br>(1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値)                               | トンネル施工長40m毎に1回 材齢7日、28日 (2×3=6供試体) なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリートを吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本 (σ7…3本、σ28…3本、) とする。 |                                                                                 |  |  |
|    |    |           |            | 吹付けコンクリートの初期強度(引抜きせん断強度) | 引抜き方法による吹付けコンクリートの初期強度試験方法 (JSCE-G561-2010) | 1日強度で5N/mm <sup>2</sup> 以上                                                                                               | トンネル施工長40mごとに1回                                                                                                                                |                                                                                 |  |  |
|    |    |           |            | その他                      | スランブ試験                                      | JIS A 1101                                                                                                               | スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm<br>スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm                                                                                          | ・荷卸し時<br>1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 |  |  |
|    |    |           |            |                          | 空気量測定                                       | JIS A 1116<br>JIS A 1118<br>JIS A 1128                                                                                   | ±1.5% (許容差)                                                                                                                                    | ・荷卸し時<br>1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m <sup>3</sup> ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 |  |  |
|    |    | コアによる強度試験 | JIS A 1107 | 設計図書による。                 | 品質に異常が認められた場合に行う。                           |                                                                                                                          |                                                                                                                                                |                                                                                 |  |  |

| 工種                  | 種別 | 試験区分 | 試験項目      | 試験方法                                 | 規格値                                                                                                                  | 試験基準                               | 摘要                                            | 試験成績表等による確認 |
|---------------------|----|------|-----------|--------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|-----------------------------------------------|-------------|
| 25 吹付けコンクリート (NATM) | 材料 |      | 練混ぜ水の水質試験 | 上水道水及び上水道水以外の水の場合：<br>JIS A 5308付属書C | 懸濁物質の量：2g/L以下<br>溶解性蒸発残留物の量：1g/L以下<br>塩化物イオン量：200ppm以下<br>セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内<br>モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上 | 工事開始前、工事中1回/年以上及び水質が変わった場合。        | 上水道を使用している場合は試験に換え、上水道を使用していることを示す資料による確認を行う。 | ○           |
|                     |    |      |           | 回収水の場合：<br>JIS A 5308付属書C            | 塩化物イオン量：200ppm以下<br>セメントの凝結時間の差：始発は30分以内、終結は60分以内<br>モルタルの圧縮強度比：材齢7及び28日で90%以上                                       | ・その原水は上水道水及び上水道水以外の水の規定に適合するものとする。 | ○                                             |             |

~~~~ 中略 ~~~~

| | | | | | | | | | | |
|----|----|-----------|------------|----------------|------------------------------------|--|--|---|--|--|
| 施工 | 必須 | | 塩化物総量規制 | 「コンクリートの耐久性向上」 | 原則0.3kg/m ³ 以下 | コンクリートの打設が午前と午後にもたがる場合は、午前に1回コンクリート打設前に行い、その試験結果が塩化物総量の規制値の1/2以下の場合は、午後の試験を省略することができる。(1試験の測定回数は3回とする) 試験の判定は3回の測定値の平均値。 | ・骨材に海砂を使用する場合は、「海砂の塩化物イオン含有率試験方法」(JSCE-C502, 503) または設計図書の規定により行う。 | | | |
| | | | | コンクリートの圧縮強度試験 | JIS A 1108
土木学会規準JSCE F561-2013 | 1回の試験結果は指定した呼び強度の85%以上であること。
3回の試験結果の平均値は、指定した呼び強度以上であること。
(1回の試験結果は、3個の供試体の試験値の平均値) | トンネル施工長40m毎に1回 材齢7日、28日 (2×3=6供試体) なお、テストピースは現場に配置された型枠に工事で使用するのと同じコンクリートを吹付け、現場で7日間及び28日間放置後、φ5cmのコアを切り取りキャッピングを行う。1回に6本 (σ7…3本、σ28…3本、) とする。 | | | |
| | | | | その他 | スランブ試験 | JIS A 1101 | スランブ5cm以上8cm未満：許容差±1.5cm
スランブ8cm以上18cm以下：許容差±2.5cm | ・荷卸し時
1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 | | |
| | | | | | 空気量測定 | JIS A 1116
JIS A 1118
JIS A 1128 | ±1.5% (許容差) | ・荷卸し時
1回/日以上、構造物の重要度と工事の規模に応じて20～150m ³ ごとに1回、及び荷卸し時に品質変化が認められた時。 | | |
| | | コアによる強度試験 | JIS A 1107 | 設計図書による。 | 品質に異常が認められた場合に行う。 | | | | | |

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 |
|------------|-------|-----------------|---------------|--|--|--|--|-------------|
| 30 路上再生路盤工 | 材料 | 必須 | 修正CBR試験 | 舗装調査・試験法便覧[4]-68 | 修正CBR20%以上 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時
・小規模以下の工事：施工前 | ・中規模工事以上とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。
・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。
①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満
②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満）。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。
1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | |
| | | | 土の粒度試験 | JIS A 1204 | 舗装再生便覧参照表-3.2.8 路上再生路盤用素材の望ましい粒度範囲による | 当初及び材料の変化時 | | |
| | | | 土の含水比試験 | JIS A 1203 | 設計図書による。 | | | |
| | | | 土の液性限界・塑性限界試験 | JIS A 1205 | 塑性指数PI：9以下 | | | |
| | その他 | セメントの物理試験 | JIS R 5201 | JIS R 5210（ポルトランドセメント）
JIS R 5211（高炉セメント）
JIS R 5212（シリカセメント）
JIS R 5213（フライアッシュセメント）
JIS R 5214（エコセメント） | 工事開始前、工事中1回/月以上 | | ○ | |
| | | ポルトランドセメントの化学分析 | JIS R 5202 | JIS R 5213（フライアッシュセメント）
JIS R 5214（エコセメント） | | | ○ | |
| | 施工 | 必須 | 現場密度の測定 | 舗装調査・試験法便覧[4]-256
砂置換法（JIS A 1214）

砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる。 | 基準密度の93%以上。
X ₁₀ 95%以上
X ₆ 95.5%以上
X ₃ 96.5%以上 | ・締固め度は、個々の測定値が基準密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。
・締固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。
・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。
例)
3,001～10,000㎡：10孔
10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10孔追加し測定箇所が均等になるように設定すること。
例えば12,000㎡の場合、6,000㎡/1ロット毎に10孔、合計20孔
・1工事あたり3,000㎡以下の場合は、3孔以上で測定する。ただし、施工面積により測定数が適切でない場合は協議により省略することも出来る。 | | |
| | | | 土の一軸圧縮試験 | 舗装調査・試験法便覧[4]-133 | 設計図書による。 | 当初及び材料の変化時 | | |
| | | | CAEの一軸圧縮試験 | 舗装調査・試験法便覧[4]-135 | CAEの一軸圧縮試験とは、路上再生アスファルト乳剤安定処理路盤材料の一軸圧縮試験を指す。 | | | |
| | 含水比試験 | JIS A 1203 | | 1～2回/日 | | | | |

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 |
|------------|-------|-----------------|---------------|--|--|---|--|-------------|
| 27 路上再生路盤工 | 材料 | 必須 | 修正CBR試験 | 舗装調査・試験法便覧[4]-5 | 修正CBR20%以上 | ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時
・小規模以下の工事：施工前 | ・中規模工事以上とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。
・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。
①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満
②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m ³ 以上1,000m ³ 未満）。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。
1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | |
| | | | 土の粒度試験 | JIS A 1204 | 舗装再生便覧参照表-3.2.8 路上再生路盤用素材の望ましい粒度範囲による | 当初及び材料の変化時 | | |
| | | | 土の含水比試験 | JIS A 1203 | 設計図書による。 | | | |
| | | | 土の液性限界・塑性限界試験 | JIS A 1205 | 塑性指数PI：9以下 | | | |
| | その他 | セメントの物理試験 | JIS R 5201 | JIS R 5210（ポルトランドセメント）
JIS R 5211（高炉セメント）
JIS R 5212（シリカセメント）
JIS R 5213（フライアッシュセメント）
JIS R 5214（エコセメント） | 工事開始前、工事中1回/月以上 | | ○ | |
| | | ポルトランドセメントの化学分析 | JIS R 5202 | JIS R 5213（フライアッシュセメント）
JIS R 5214（エコセメント） | | | ○ | |
| | 施工 | 必須 | 現場密度の測定 | 舗装調査・試験法便覧[4]-185
砂置換法（JIS A 1214）

砂置換法は、最大粒径が53mm以下の場合のみ適用できる。 | 最大乾燥密度の93%以上。
X ₁₀ 95%以上
X ₆ 95.5%以上
X ₃ 96.5%以上 | ・締固め度は、個々の測定値が最大乾燥密度の93%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。
・締固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の平均値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。
・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個（10孔）で測定する。
例)
3,001～10,000㎡：10個
10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10個追加し測定箇所が均等になるように設定すること。
例えば12,000㎡の場合、6,000㎡/1ロット毎に10個、合計20個
・1工事あたり3,000㎡以下の場合は、3個（3孔）以上で測定する。ただし、施工面積により測定数が適切でない場合は協議により省略することも出来る。 | | |
| | | | 土の一軸圧縮試験 | 舗装調査・試験法便覧[4]-68 | 設計図書による。 | 当初及び材料の変化時 | | |
| | | | CAEの一軸圧縮試験 | 舗装調査・試験法便覧[4]-69 | CAEの一軸圧縮試験とは、路上再生アスファルト乳剤安定処理路盤材料の一軸圧縮試験を指す。 | | | |
| | 含水比試験 | JIS A 1203 | | 1～2回/日 | | | | |

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 | | | | |
|------------------|-----|-----------------|-------------------------|---|--|--|---|-------------|-----------------|----------|--------|------------------------|
| 31 路上表層再生工 | 材料 | 必須 | 既設表層混合物の密度試験 | 舗装調査・試験法便覧[3]-218 | | 当初及び材料の変化時 | 十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。 | | | | | |
| | | | 既設表層混合物の最大比重試験 | 舗装調査・試験法便覧[4]-309 | | | | | | | | |
| | | | 既設表層混合物のアスファルト量抽出粒度分析試験 | 舗装調査・試験法便覧[4]-318 | | | | | | | | |
| | | | 既設表層混合物のふるい分け試験 | 舗装調査・試験法便覧[2]-16 | | | | | | | | |
| | | | 新規アスファルト混合物 | 「アスファルト舗装」に準じる。 | 同左 | | | | ○ | | | |
| 施工 | 必須 | 現場密度の測定 | 舗装調査・試験法便覧[3]-218 | 基準密度の96%以上
X10 98%以上
X6 98%以上
X3 98.5%以上 | <ul style="list-style-type: none"> ・縮固め度は、個々の測定値が基準密度の96%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・縮固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。 例)
3,001~10,000㎡：10孔
10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10孔追加し測定箇所が均等になるように設定すること。
例えば12,000㎡の場合、6,000㎡/1ロット毎に10孔、合計20孔
・1工事あたり3,000㎡以下の場合、3孔以上で測定する。ただし、施工面積により測定数が適切でない場合は協議により省略することも出来る。 | 空疎率による管理でもよい。 | | | | | | |
| | | | | | | | | 温度測定 | 温度計による。 | 110℃以上 | 随時 | 測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回） |
| | | | | | | | | かきほぐし深さ | 舗装再生便覧 付録-8に準じる | -0.7cm以内 | 1000㎡毎 | |
| | | | | | | | | その他 | その他 | | | |
| 施工 | その他 | 粒度（2.36mmフルイ） | 舗装調査・試験法便覧[2]-16 | 2.36mmふるい：±12%以内 | 適宜 | 目標値を設定した場合のみ実施する。 | | | | | | |
| | | 粒度（75μmフルイ） | 舗装調査・試験法便覧[2]-16 | 75μmふるい：±5%以内 | | | | | | | | |
| | | アスファルト量抽出粒度分析試験 | 舗装調査・試験法便覧[4]-318 | アスファルト量：±0.9%以内 | | | | | | | | |
| 32 排水性舗装工・透水性舗装工 | 材料 | 必須 | 骨材のふるい分け試験 | JIS A 1102 | 「舗装施工便覧」3-3-2(3)による。 | <ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 | <ul style="list-style-type: none"> ・中規模工事以上とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m3以上1,000m3未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。
1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | ○ | | | | |
| | | | 骨材の密度及び吸水率試験 | JIS A 1109
JIS A 1110 | 砕石・玉砕、製鋼スラグ（SS）
表乾比重：2.45以上
吸水率：3.0%以下 | | | ○ | | | | |
| | | | 骨材中の粘土塊量の試験 | JIS A 1137 | 粘土、粘土塊量：0.25%以下 | | | ○ | | | | |
| | | | 粗骨材の形状試験 | 舗装調査・試験法便覧[2]-51 | 細長、あるいは扁平な石片：10%以下 | | | ○ | | | | |
| | | | 骨材のふるい分け試験 | JIS A 1102 | 「舗装施工便覧」3-3-2(3)による。 | | | ○ | | | | |

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 | | | | |
|------------------|-----|-----------------|-------------------------|---|--|--|---|-------------|-----------------|----------|--------|------------------------|
| 28 路上表層再生工 | 材料 | 必須 | 既設表層混合物の密度試験 | 舗装調査・試験法便覧[3]-91 | | 当初及び材料の変化時 | 十分なデータがある場合や事前調査時のデータが利用できる場合にはそれらを用いてもよい。 | | | | | |
| | | | 既設表層混合物の最大比重試験 | 舗装調査・試験法便覧[4]-229 | | | | | | | | |
| | | | 既設表層混合物のアスファルト量抽出粒度分析試験 | 舗装調査・試験法便覧[4]-238 | | | | | | | | |
| | | | 既設表層混合物のふるい分け試験 | 舗装調査・試験法便覧[2]-14 | | | | | | | | |
| | | | 新規アスファルト混合物 | 「アスファルト舗装」に準じる。 | 同左 | | | | ○ | | | |
| 施工 | 必須 | 現場密度の測定 | 舗装調査・試験法便覧[3]-91 | 基準密度の96%以上
X10 98%以上
X6 98%以上
X3 98.5%以上 | <ul style="list-style-type: none"> ・縮固め度は、個々の測定値が基準密度の96%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。 ・縮固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の平均値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値からはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。 ・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個（10孔）で測定する。 例)
3,001~10,000㎡：10個
10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10個追加し測定箇所が均等になるように設定すること。
例えば12,000㎡の場合、6,000㎡/1ロット毎に10個、合計20個
・1工事あたり3,000㎡以下の場合、3個（3孔）以上で測定する。ただし、施工面積により測定数が適切でない場合は協議により省略することも出来る。 | 空疎率による管理でもよい。 | | | | | | |
| | | | | | | | | 温度測定 | 温度計による。 | 110℃以上 | 随時 | 測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回） |
| | | | | | | | | かきほぐし深さ | 舗装再生便覧 付録-8に準じる | -0.7cm以内 | 1000㎡毎 | |
| | | | | | | | | その他 | その他 | | | |
| 施工 | その他 | 粒度（2.36mmフルイ） | 舗装調査・試験法便覧[2]-14 | 2.36mmふるい：±12%以内 | 適宜 | 目標値を設定した場合のみ実施する。 | | | | | | |
| | | 粒度（75μmフルイ） | 舗装調査・試験法便覧[2]-14 | 75μmふるい：±5%以内 | | | | | | | | |
| | | アスファルト量抽出粒度分析試験 | 舗装調査・試験法便覧[4]-238 | アスファルト量：±0.9%以内 | | | | | | | | |
| 29 排水性舗装工・透水性舗装工 | 材料 | 必須 | 骨材のふるい分け試験 | JIS A 1102 | 「舗装施工便覧」3-3-2(3)による。 | <ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 | <ul style="list-style-type: none"> ・中規模工事以上とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m3以上1,000m3未満）。 ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。
1)アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | ○ | | | | |
| | | | 骨材の密度及び吸水率試験 | JIS A 1109
JIS A 1110 | 砕石・玉砕、製鋼スラグ（SS）
表乾比重：2.45以上
吸水率：3.0%以下 | | | ○ | | | | |
| | | | 骨材中の粘土塊量の試験 | JIS A 1137 | 粘土、粘土塊量：0.25%以下 | | | ○ | | | | |
| | | | 粗骨材の形状試験 | 舗装調査・試験法便覧[2]-45 | 細長、あるいは扁平な石片：10%以下 | | | ○ | | | | |
| | | | 骨材のふるい分け試験 | JIS A 1102 | 「舗装施工便覧」3-3-2(3)による。 | | | ○ | | | | |

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 |
|------------------|----|------|--------------------|------------------|-----------------------|--|---|-------------|
| 32 排水性舗装工・透水性舗装工 | 材料 | その他 | ファイラーの塑性指数試験 | JIS A 1205 | 4以下 | <ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：施工前、材料変更時 ・小規模以下の工事：施工前 | <ul style="list-style-type: none"> ・中規模工事以上とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m³以上1,000m³未満）。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | ○ |
| | | | ファイラーのフロー試験 | 舗装調査・試験法便覧[2]-83 | 50%以下 | | | ○ |
| | | | 製鋼スラグの水浸膨張性試験 | 舗装調査・試験法便覧[2]-94 | 水浸膨張比：2.0%以下 | | | ○ |
| | | | 粗骨材のすりへり試験 | JIS A 1121 | 碎石・玉砕、製鋼スラグ(SS)：30%以下 | | | ○ |
| | | | 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験 | JIS A 1122 | 損失量：12%以下 | | | ○ |
| | | | 針入度試験 | JIS K 2207 | 40(1/10mm)以上 | | | ○ |

~~~~ 中略 ~~~~

|      |    |               |                   |                                               |                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                      |   |
|------|----|---------------|-------------------|-----------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|---|
|      |    |               | タフネス・テナンティ試験      | 舗装調査・試験法便覧[2]-289                             | タフネス：20N・m                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                      | ○ |
|      |    |               | 密度試験              | JIS K 2207                                    |                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                      | ○ |
| プラント | 必須 | 粒度(2.36mmフルイ) | 舗装調査・試験法便覧[2]-16  | 2.36mmふるい：±12%以内基準粒度                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・中規模以上の工事：定期的または随時。</li> <li>・小規模以下の工事：異常が認められたとき。</li> <li>印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1~2回/日</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・中規模工事以上とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</li> <li>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。</li> <li>①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満</li> <li>②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m<sup>3</sup>以上1,000m<sup>3</sup>未満）。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。</li> <li>1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</li> </ul> | ○                    |   |
|      |    |               | 舗装調査・試験法便覧[2]-16  | 75μmふるい：±5%以内基準粒度                             |                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | ○                    |   |
|      |    |               | 舗装調査・試験法便覧[4]-318 | アスファルト量：±0.9%以内                               |                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | ○                    |   |
|      |    |               | 温度計による。           | 配合設計で決定した混合温度。                                |                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 随時                   | ○ |
|      |    |               | 設計図書による。          | 設計図書による。                                      |                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                      | ○ |
| その他  |    | 水浸ホイールラッキング試験 | 舗装調査・試験法便覧[3]-65  | 設計図書による。                                      | 設計図書による。                                                                                                                                     |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | アスファルト混合物の耐剥離性の確認    | ○ |
|      |    | ホイールラッキング試験   | 舗装調査・試験法便覧[3]-44  |                                               |                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | アスファルト混合物の耐流動性の確認    | ○ |
|      |    | ラベリング試験       | 舗装調査・試験法便覧[3]-18  |                                               |                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | アスファルト混合物の耐摩耗性の確認    | ○ |
|      |    | カンタプロ試験       | 舗装調査・試験法便覧[3]-110 |                                               |                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | アスファルト混合物の骨材飛散抵抗性の確認 | ○ |
| 舗設現場 | 必須 | 温度測定(初転圧前)    | 温度計による。           |                                               | 随時                                                                                                                                           | 測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                            |                      | ○ |
|      |    | 現場透水試験        | 舗装調査・試験法便覧[1]-154 | X10 1000mL/15sec以上<br>X10 300mL/15sec以上(歩道箇所) | 1,000m <sup>2</sup> ごと。                                                                                                                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |                      |   |

| 工種               | 種別 | 試験区分 | 試験項目               | 試験方法             | 規格値                   | 試験基準                                                                                         | 摘要                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                | 試験成績表等による確認 |
|------------------|----|------|--------------------|------------------|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------|
| 29 排水性舗装工・透水性舗装工 | 材料 | その他  | ファイラーの塑性指数試験       | JIS A 1205       | 4以下                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・中規模以上の工事：施工前、材料変更時</li> <li>・小規模以下の工事：施工前</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>・中規模工事以上とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。</li> <li>・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。</li> <li>①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満</li> <li>②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m<sup>3</sup>以上1,000m<sup>3</sup>未満）。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。</li> <li>1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの</li> </ul> | ○           |
|                  |    |      | ファイラーのフロー試験        | 舗装調査・試験法便覧[2]-65 | 50%以下                 |                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | ○           |
|                  |    |      | 製鋼スラグの水浸膨張性試験      | 舗装調査・試験法便覧[2]-77 | 水浸膨張比：2.0%以下          |                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | ○           |
|                  |    |      | 粗骨材のすりへり試験         | JIS A 1121       | 碎石・玉砕、製鋼スラグ(SS)：30%以下 |                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | ○           |
|                  |    |      | 硫酸ナトリウムによる骨材の安定性試験 | JIS A 1122       | 損失量：12%以下             |                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | ○           |
|                  |    |      | 粗骨材中の軟石量試験         | JIS A 1126       | 軟石量：5%以下              |                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | ○           |
|                  |    |      | 針入度試験              | JIS K 2207       | 40(1/10mm)以上          |                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | ○           |

~~~~ 中略 ~~~~

| | | | | | | | | |
|------|----|---------------|-------------------|---|--|---|-------------------|---|
| | | | タフネス・テナンティ試験 | 舗装調査・試験法便覧[2]-244 | タフネス：20N・m | | | ○ |
| | | | 密度試験 | JIS K 2207 | | | | ○ |
| プラント | 必須 | 粒度(2.36mmフルイ) | 舗装調査・試験法便覧[2]-14 | 2.36mmふるい：±12%以内基準粒度 | <ul style="list-style-type: none"> ・中規模以上の工事：定期的または随時。 ・小規模以下の工事：異常が認められたとき。 印字記録の場合：全数または抽出・ふるい分け試験 1~2回/日 | <ul style="list-style-type: none"> ・中規模工事以上とは、管理図を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 ・小規模工事は管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、以下のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満（コンクリートでは400m³以上1,000m³未満）。ただし、以下に該当するものについても小規模工事として取り扱うものとする。 1) アスファルト舗装：同一配合の合材が100t以上のもの | ○ | |
| | | | 舗装調査・試験法便覧[2]-14 | 75μmふるい：±5%以内基準粒度 | | | ○ | |
| | | | 舗装調査・試験法便覧[4]-238 | アスファルト量：±0.9%以内 | | | ○ | |
| | | | 温度計による。 | 配合設計で決定した混合温度。 | | | 随時 | ○ |
| | | | 設計図書による。 | 設計図書による。 | | | | ○ |
| その他 | | 水浸ホイールラッキング試験 | 舗装調査・試験法便覧[3]-39 | 設計図書による。 | 設計図書による。 | | アスファルト混合物の耐流動性の確認 | ○ |
| | | ホイールラッキング試験 | 舗装調査・試験法便覧[3]-39 | | | | アスファルト混合物の耐流動性の確認 | ○ |
| | | ラベリング試験 | 舗装調査・試験法便覧[3]-17 | | | | アスファルト混合物の耐流動性の確認 | ○ |
| | | カンタプロ試験 | 舗装調査・試験法便覧[3]-111 | | | | アスファルト混合物の耐流動性の確認 | ○ |
| 舗設現場 | 必須 | 温度測定(初転圧前) | 温度計による。 | | 随時 | 測定値の記録は、1日4回(午前・午後各2回) | | ○ |
| | | 現場透水試験 | 舗装調査・試験法便覧[1]-122 | X10 1000mL/15sec以上
X10 300mL/15sec以上(歩道箇所) | 1,000m ² ごと。 | | | |

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 |
|------------------|------|------|--------------------|-------------------|---|--|----|-------------|
| 32 排水性舗装工・透水性舗装工 | 舗設現場 | 必須 | 現場密度の測定 | 舗装調査・試験法便覧[3]-224 | 基準密度の94%以上。
X10 96%以上
X6 96%以上
X3 96.5%以上
歩道箇所：設計図書による。 | ・縮固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。
・縮固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。
・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。
例)
3,001~10,000㎡：10孔
10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10孔追加し測定箇所が均等になるように設定すること。
例えば12,000㎡の場合、6,000㎡/1ロット毎に10孔、合計20孔
・1工事あたり3,000㎡以下の場合は、3孔以上で測定する。ただし、施工面積により測定数が適切でない場合は協議により省略することも出来る。 | | |
| | | | 外観検査（混合物） | 目視 | | 随時 | | |
| 33 プラント再生舗装工 | 材料 | 必須 | 再生骨材アスファルト抽出後の骨材粒度 | 舗装調査・試験法便覧[2]-16 | | 再生骨材使用量500 tごとに1回。 | | ○ |
| | | | 再生骨材旧アスファルト含有量 | 舗装調査・試験法便覧[4]-318 | 3.8%以上 | | | ○ |

~~~~ 中略 ~~~~

|      |    |                |                   |                                                                            |                                                                                   |         |   |
|------|----|----------------|-------------------|----------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|---------|---|
| プラント | 必須 | 粒度（2.36mmフルイ）  | 舗装調査・試験法便覧[2]-16  | 2.36mmふるい：±12%以内<br>再アス処理の場合、2.36mm：±15%以内<br>印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。 | 抽出ふるい分け試験の場合：1~2回/日<br>・中規模以上の工事：定期的または随時。<br>・小規模以下の工事：異常が認められるとき。<br>印字記録の場合：全数 |         | ○ |
|      |    | 粒度（75μmフルイ）    | 舗装調査・試験法便覧[2]-16  | 75μmふるい：±5%以内<br>再アス処理の場合、75μm：±6%以内<br>印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。       |                                                                                   | ○       |   |
|      |    | 再生アスファルト量      | 舗装調査・試験法便覧[4]-318 | アスファルト量：±0.9%以内<br>再アス処理の場合、アスファルト量：±1.2%以内<br>印字記録による場合は舗装再生便覧表-2.9.5による。 |                                                                                   | ○       |   |
| その他  |    | 水浸ホイールトラッキング試験 | 舗装調査・試験法便覧[3]-65  | 設計図書による。                                                                   | 同左                                                                                | 耐水性の確認  | ○ |
|      |    | ホイールトラッキング試験   | 舗装調査・試験法便覧[3]-44  |                                                                            |                                                                                   | 耐流動性の確認 | ○ |
|      |    | ラベリング試験        | 舗装調査・試験法便覧[3]-18  |                                                                            |                                                                                   | 耐磨耗性の確認 | ○ |

| 工種           | 種別   | 試験区分 | 試験項目               | 試験方法              | 規格値                                                                 | 試験基準                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              | 摘要 | 試験成績表等による確認 |
|--------------|------|------|--------------------|-------------------|---------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|-------------|
| 30 プラント再生舗装工 | 舗設現場 | 必須   | 現場密度の測定            | 舗装調査・試験法便覧[3]-97  | 基準密度の94%以上。<br>X10 96%以上<br>X6 96%以上<br>X3 96.5%以上<br>歩道箇所：設計図書による。 | ・縮固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。<br>・縮固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の平均値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。<br>・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個（10孔）で測定する。<br>例)<br>3,001~10,000㎡：10個<br>10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10個追加し測定箇所が均等になるように設定すること。<br>例えば12,000㎡の場合、6,000㎡/1ロット毎に10個、合計20個<br>・1工事あたり3,000㎡以下の場合は、3個（3孔）以上で測定する。ただし、施工面積により測定数が適切でない場合は協議により省略することも出来る。 |    |             |
|              |      |      | 外観検査（混合物）          | 目視                |                                                                     | 随時                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |    |             |
| 30 プラント再生舗装工 | 材料   | 必須   | 再生骨材アスファルト抽出後の骨材粒度 | 舗装調査・試験法便覧[2]-14  |                                                                     | 再生骨材使用量500 tごとに1回。                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                |    | ○           |
|              |      |      | 再生骨材旧アスファルト含有量     | 舗装調査・試験法便覧[4]-238 | 3.8%以上                                                              |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |    | ○           |

~~~~ 中略 ~~~~

| | | | | | | | |
|------|----|----------------|-------------------|--|---|---------|---|
| プラント | 必須 | 粒度（2.36mmフルイ） | 舗装調査・試験法便覧[2]-14 | 2.36mmふるい：±12%以内
再アス処理の場合、2.36mm：±15%以内
印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。 | 抽出ふるい分け試験の場合：1~2回/日
・中規模以上の工事：定期的または随時。
・小規模以下の工事：異常が認められるとき。
印字記録の場合：全数 | | ○ |
| | | 粒度（75μmフルイ） | 舗装調査・試験法便覧[2]-14 | 75μmふるい：±5%以内
再アス処理の場合、75μm：±6%以内
印字記録による場合は、舗装再生便覧表-2.9.5による。 | | ○ | |
| | | 再生アスファルト量 | 舗装調査・試験法便覧[4]-238 | アスファルト量：±0.9%以内
再アス処理の場合、アスファルト量：±1.2%以内
印字記録による場合は舗装再生便覧表-2.9.5による。 | | ○ | |
| その他 | | 水浸ホイールトラッキング試験 | 舗装調査・試験法便覧[3]-57 | 設計図書による。 | 同左 | 耐水性の確認 | ○ |
| | | ホイールトラッキング試験 | 舗装調査・試験法便覧[3]-39 | | | 耐流動性の確認 | ○ |
| | | ラベリング試験 | 舗装調査・試験法便覧[3]-17 | | | 耐磨耗性の確認 | ○ |

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 | |
|-----------------|------|------|----------------------------------|-------------------|---|--|---|-------------|---|
| 33 プラント再生舗装工 | 舗設現場 | 必須 | 外観検査（混合物） | 目視 | | | | | |
| | | | 温度測定（初転圧前） | 温度計による。 | | | 測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回） | | |
| | | | 現場密度の測定 | 舗装調査・試験法便覧[3]-218 | 基準密度の94%以上。
X10 96%以上
X6 96%以上
X3 96.5%以上
再アス処理の場合、基準密度の93%以上。
X10 95%以上
X6 95.5%以上
X3 96.5%以上 | ・縮固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。
・縮固め度は、10孔の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10孔の測定値が得がたい場合は3孔の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3孔のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。
・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10孔で測定する。
例)
3,001～10,000㎡：10孔
10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10孔追加し測定箇所が均等になるように設定すること。
例えば12,000㎡の場合、6,000㎡/1ロット毎に10孔、合計20孔
・1工事あたり3,000㎡以下の場合は、3孔以上で測定する。ただし、施工面積により測定数が適切でない場合は協議により省略することも出来る。 | | | |
| 34 工場製作工（鋼橋用鋼材） | 材料 | 必須 | 外観・規格（主部材） | 現物照合、帳票確認 | | 現物とミルシートの整合性が確認できること。
規格、品質がミルシートで確認できること。 | | ○ | |
| | | | 機械試験（JISマーク表示品以外かつミルシート照合不可な主部材） | JISによる。 | JISによる。 | JISによる。 | 試験対象とする部材は監督員と協議のうえ選定する。 | | ○ |
| | | | 外観検査（付属部材） | 目視及び計測 | | | | | |
| 35 ガス切断工 | 施工 | 必須 | 表面粗さ | 目視 | 主要部材の最大表面粗さ：50μm以下
二次部材の最大表面粗さ：100μm以下（ただし、切削による場合は50μm以下） | | 最大表面粗さとは、JIS B 0601 (2013)に規定する最大高さ粗さRZとする。 | | |

～～～ 中略 ～～～

| | | | | | | | | |
|--------|----|----|----------------------------------|-----------------|---|---|---|---|
| 36 溶接工 | 施工 | 必須 | 引張試験：開先溶接 | JIS Z 2241 | 引張強さが母材の規格値以上。 | 試験片の形状：JIS Z 3121 1号
試験片の個数：2 | ・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。
・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。 | ○ |
| | | | 型曲げ試験（19mm未満裏曲げ）（19mm以上側曲げ）：開先溶接 | JIS Z 3122 | 亀裂が生じてはならない。ただし、亀裂の発生原因がブローホールあるいはスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが3mm以下の場合には許容するものとする。 | 試験片の形状：JIS Z 3122
試験片の個数：2 | | ○ |
| | | | 衝撃試験：開先溶接 | JIS Z 2242 | 溶接金属及び溶接熱影響部で母材の要求値以上（それぞれ3個の平均）。 | 試験片の形状：JIS Z 2242-V
ノッチ
試験片の採取位置：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.2衝撃試験片
試験片の個数：各部位につき3 | | ○ |
| | | | マクロ試験：開先溶接 | JIS G 0553に準じる。 | 欠陥があつてはならない。 | 試験片の個数：1 | | ○ |

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 | |
|-----------------|------|------|----------------------------------|------------------|---|---|---|-------------|---|
| 30 プラント再生舗装工 | 舗設現場 | 必須 | 外観検査（混合物） | 目視 | | | | | |
| | | | 温度測定（初転圧前） | 温度計による。 | | | 測定値の記録は、1日4回（午前・午後各2回） | | |
| | | | 現場密度の測定 | 舗装調査・試験法便覧[3]-91 | 基準密度の94%以上。
X10 96%以上
X6 96%以上
X3 96.5%以上
再アス処理の場合、基準密度の93%以上。
X10 95%以上
X6 95.5%以上
X3 96.5%以上 | ・縮固め度は、個々の測定値が基準密度の94%以上を満足するものとし、かつ平均値について以下を満足するものとする。
・縮固め度は、10個の測定値の平均値X10が規格値を満足するものとする。また、10個の平均値が得がたい場合は3個の測定値の平均値X3が規格値を満足するものとするが、X3が規格値をはずれた場合は、さらに3個のデータを加えた平均値X6が規格値を満足していればよい。
・1工事あたり3,000㎡を超える場合は、10,000㎡以下を1ロットとし、1ロットあたり10個（10孔）で測定する。
例)
3,001～10,000㎡：10個
10,001㎡以上の場合、10,000㎡毎に10個追加し測定箇所が均等になるように設定すること。
例えば12,000㎡の場合、6,000㎡/1ロット毎に10個、合計20個
・1工事あたり3,000㎡以下の場合は、3個（3孔）以上で測定する。ただし、施工面積により測定数が適切でない場合は協議により省略することも出来る。 | | | |
| 31 工場製作工（鋼橋用鋼材） | 材料 | 必須 | 外観・規格（主部材） | 現物照合、帳票確認 | | 現物とミルシートの整合性が確認できること。
規格、品質がミルシートで確認できること。 | | ○ | |
| | | | 機械試験（JISマーク表示品以外かつミルシート照合不可な主部材） | JISによる | JISによる | JISによる | 試験対象とする部材は監督員と協議のうえ選定する。 | | ○ |
| | | | 外観検査（付属部材） | 目視及び計測 | | | | | |
| 32 ガス切断工 | 施工 | 必須 | 表面粗さ | 目視 | 主要部材の最大表面粗さ：50μm以下
二次部材の最大表面粗さ：100μm以下（ただし、切削による場合は50μm以下） | | 最大表面粗さとは、JIS B 0601 (2001)に規定する最大高さ粗さRZとする。 | | |

～～～ 中略 ～～～

| | | | | | | | | |
|--------|----|----|----------------------------------|-----------------|---|---|---|---|
| 33 溶接工 | 施工 | 必須 | 引張試験：開先溶接 | JIS Z 2241 | 引張強さが母材の規格値以上。 | 試験片の形状：JIS Z 3121 1号
試験片の個数：2 | ・溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編18.4.4溶接施工法 図-18.4.1開先溶接試験溶接方法による。
・なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。 | ○ |
| | | | 型曲げ試験（19mm未満裏曲げ）（19mm以上側曲げ）：開先溶接 | JIS Z 3122 | 亀裂が生じてはならない。ただし、亀裂の発生原因がブローホールあるいはスラグ巻き込みであることが確認され、かつ、亀裂の長さが3mm以下の場合には許容するものとする。 | 試験片の形状：JIS Z 3122
試験片の個数：2 | | ○ |
| | | | 衝撃試験：開先溶接 | JIS Z 2242 | 溶接金属及び溶接熱影響部で母材の規格値以上（それぞれ3個の平均）。 | 試験片の形状：JIS Z 2202 4号
試験片の採取位置：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編17.4.4溶接施工法 図-17.4.2衝撃試験片
試験片の個数：各部位につき3 | | ○ |
| | | | マクロ試験：開先溶接 | JIS G 0553に準じる。 | 欠陥があつてはならない。 | 試験片の個数：1 | | ○ |

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 |
|--------|----|------|-------------|---|---|---|---|-------------|
| 36 溶接工 | 施工 | 必須 | 非破壊試験：開先溶接 | 「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編20.8.6外部きず検査 20.8.7内部きず検査の規定による。 | 同左 | 試験片の個数：試験片継手全長 | <ul style="list-style-type: none"> 溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.1開先溶接試験溶接方法による。 なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。 <p>(非破壊試験を行う者の資格)</p> <ul style="list-style-type: none"> 磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に応じたJIS Z 2305（非破壊試験-技術者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。 放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。 | ○ |
| | | | マクロ試験：すみ肉溶接 | JIS G 0553に準じる。 | 欠陥があってはならない。 | 試験片：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法及び試験片の形状
試験片の個数：1 | <ul style="list-style-type: none"> 溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋・鋼部材編20.8.4溶接施工法 図-20.8.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法及び試験片の形状による。 なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。 | ○ |
| | | | 引張試験：スタッド溶接 | JIS Z 2241 | 降伏点は235N/mm ² 以上、引張強さは400～550N/mm ² 、伸びは20%以上とする。ただし、溶接で切れてはいけない。 | 試験片の形状：JIS B 1198
試験片の個数：3 | 過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し溶接施工試験を省略することができる。 | ○ |
| | | | 曲げ試験：スタッド溶接 | JIS Z 3145 | 溶接部に亀裂を生じてはならない。 | 試験片の形状：JIS Z 3145
試験片の個数：3 | | ○ |

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 |
|--------|----|------|-------------|---|---|---|---|-------------|
| 33 溶接工 | 施工 | 必須 | 非破壊試験：開先溶接 | 「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編18.4.6外部きず検査 18.4.7内部きず検査の規定による。 | 同左 | 試験片の個数：試験片継手全長 | <ul style="list-style-type: none"> 溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編18.4.4溶接施工法 図-18.4.1開先溶接試験溶接方法による。 なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。 <p>(非破壊試験を行う者の資格)</p> <ul style="list-style-type: none"> 磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に応じたJIS Z 2305（非破壊試験-資格者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。 放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。 超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。 手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。 | ○ |
| | | | マクロ試験：すみ肉溶接 | JIS G 0553に準じる。 | 欠陥があってはならない。 | 試験片：「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編18.4.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法及び試験片の形状
試験片の個数：1 | <ul style="list-style-type: none"> 溶接方法は「日本道路協会道路橋示方書・同解説」II鋼橋編18.4.4溶接施工法 図-18.4.3すみ肉溶接試験（マクロ試験）溶接方法及び試験片の形状による。 なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し、溶接施工試験を省略することができる。 | ○ |
| | | | 引張試験：スタッド溶接 | JIS Z 2241 | 降伏点は235N/mm ² 以上、引張強さは400～550N/mm ² 、伸びは20%以上とする。ただし、溶接で切れてはいけない。 | 試験片の形状：JIS B 1198
試験片の個数：3 | なお、過去に同等もしくはそれ以上の条件で溶接施工試験を行い、かつ施工経験をもつ工場では、その時の試験報告書によって判断し溶接施工試験を省略することができる。 | ○ |
| | | | 曲げ試験：スタッド溶接 | JIS Z 3145 | 溶接部に亀裂を生じてはならない。 | 試験片の形状：JIS Z 3145
試験片の個数：3 | | ○ |

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 | |
|--------|----|------|--------------------|--------------------------|--|--|---|-------------|--|
| 36 溶接工 | 施工 | 必須 | 突合せ溶接継手の内部欠陥に対する検査 | JIS Z 3104
JIS Z 3060 | 試験で検出されたいずれの寸法も、設計上許容される寸法以下でなければならない。
ただし、寸法によらず表面に開口した割れ等の面状きずはあってはならない。
なお、放射線透過試験による場合において、板厚が25mm以下の試験結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。
・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104付属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す2種以上とする。
・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104付属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す3種以上とする。
<u>なお、板厚が25mmを超える場合は、内部きず寸法の許容値を板厚の1/3とする。ただし、疲労の影響が考えられる継手では、所定の強度等級を満たす上で許容できるきず寸法はこの値より小さい場合があるので注意する。</u> | 放射線透過試験の場合はJIS Z 3104による。
超音波探傷試験（手探傷）の場合はJIS Z 3060による。 | ・「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 表-解20.8.6及び表-解20.8.7に各継手の強度等級を満たす上での内部きず寸法の許容値が示されている。なお、表-解20.8.6及び表-解20.8.7に示されていない強度等級を低減させた場合などの継手の内部きず寸法の許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 8.3.2継手の強度等級に示されている。

(非破壊試験を行う者の資格)
・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。
・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。
・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。 | ○ | |
| | | | 外観検査（割れ） | ・目視 | あってはならない。 | 検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。目視は全延長実施する。ただし、判定が困難な場合は、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を用いる | ・磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に 対応した JIS Z 2305（非破壊試験-資格者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。 | | |
| | | | 外観形状検査（ビート表面のピット） | ・目視及びノギス等による計測 | <u>断面に考慮する突合せ溶接継手、十字溶接継手、T溶接継手、角溶接継手</u> には、ビート表面にピットがあつてはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、1継手につき3個または継手長さ1mにつき3個までを許容する。ただし、ピットの大きさが1mm以下の場合は、3個を1個として計算する。 | 検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。 | | | |
| | | | 外観形状検査（ビート表面の凹凸） | | ビート表面の凹凸は、ビート長さ25mmの範囲で3mm以下。 | | | | |

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 | |
|--------|----|------|-------------------|--------------------------|---|--|---|-------------|--|
| 33 溶接工 | 施工 | 必須 | 突合せ継手の内部欠陥に対する検査 | JIS Z 3104
JIS Z 3060 | 試験で検出されたいずれの寸法も、設計上許容される寸法以下でなければならない。
ただし、寸法によらず表面に開口した割れ等の面状きずはあってはならない。
なお、放射線透過試験による場合において、板厚が25mm以下の試験結果については、以下を満たす場合には合格としてよい。
・引張応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104付属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す2種以上とする。
・圧縮応力を受ける溶接部は、JIS Z 3104付属書4（透過写真によるきずの像の分類方法）に示す3種以上とする。 | 放射線透過試験の場合はJIS Z 3104による。
超音波探傷試験（手探傷）の場合はJIS Z 3060による。 | ・「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.5に各継手の強度等級を満たす上での内部きず寸法の許容値が示されている。なお、表-解18.4.5に示されていない継手の内部きず寸法の許容値は、「鋼道路橋の疲労設計指針H14.3」が参考にできる。

(非破壊試験を行う者の資格)
・放射線透過試験を行う場合は、放射線透過試験におけるレベル2以上の資格とする。
・超音波自動探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル3の資格とする。
・手探傷による超音波探傷試験を行う場合は、超音波探傷試験におけるレベル2以上の資格とする。 | ○ | |
| | | | 外観検査（割れ） | ・目視 | あってはならない | 検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。目視は全延長実施する。ただし、疑わしい場合は、磁粉探傷試験または浸透探傷試験を用いる | ・磁粉探傷試験または浸透探傷試験を行う者は、それぞれの試験の種類に 対応した JIS Z 2305（非破壊試験-資格者の資格及び認証）に規定するレベル2以上の資格を有していなければならない。 | | |
| | | | 外観形状検査（ビート表面のピット） | ・目視及びノギス等による計測 | <u>主要部材の突合せ継手及び断面を構成するT継手、角継手</u> には、ビート表面にピットがあつてはならない。その他のすみ肉溶接及び部分溶込み開先溶接には、1継手につき3個または継手長さ1mにつき3個までを許容する。ただし、ピットの大きさが1mm以下の場合は、3個を1個として計算する。 | 検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。 | | | |
| | | | 外観形状検査（ビート表面の凹凸） | | ビート表面の凹凸は、ビート長さ25mmの範囲で3mm以下。 | | | | |

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 |
|--------|-----|------|------------------|----------------|---|---|---|-------------|
| 36 溶接工 | 施工 | 必須 | 外観形状検査（アンダーカット） | ・目視及びノギス等による計測 | 「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編20.8.6外部きず検査の規定による。 | 検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。 | 「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編 表-解20.8.4及び表-解20.8.5に各継手の強度等級を満たすうえでのアンダーカットの許容値が示されている。表-解20.8.4及び表-解20.8.5に示されていない継手のアンダーカットの許容値は、「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋・鋼部材編8.3.2継手の強度等級に示されている。 | |
| | | | 外観試験（オーバーラップ） | ・目視 | あつてはならない。 | 検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。 | | |
| | | | 外観形状検査（すみ肉溶接サイズ） | ・目視及びノギス等による計測 | すみ肉溶接のサイズ及びのど厚は、指定すみ肉サイズ及びのど厚を下回ってはならない。ただし、1溶接線の両端各50mmを除く部分では、溶接長さの10%までの範囲で、サイズ及びのど厚ともに-1.0mmの誤差を認めるものとする。 | 検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。 | | |
| | | | 外観形状検査（余盛高さ） | | 設計図書による。
設計図書に特に仕上げの指定のない開先溶接は、以下に示す範囲内の余盛りは仕上げなくてよい。余盛り高さが以下に示す値を超える場合は、ビート形状、特に止端部を滑らかに仕上げるものとする。

ビート幅（B[mm]）余盛り高さ（h[mm]）
B<15 : h≦3
15≦B<25 : h≦4
25≦B : h≦(4/25)・B | | | |
| | | | 外観形状検査（アークスタッド） | | ・余盛り形状の不整：余盛りは全周にわたり包囲していなければならない。なお、余盛りは高さ1mm、幅0.5mm以上
・割れ及びスラグ巻込み：あつてはならない。
・アンダーカット： 鋭い 切欠状のアンダーカットがあつてはならない。ただし、グラインダー仕上げ量が0.5mm以内に納まるものは仕上げ合格とする。
・スタッドジベルの仕上り高さ：（設計値±2mm）を超えてはならない。 | 検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。 | | |
| | その他 | | ハンマー打撃試験 | ハンマー打撃 | 割れ等の欠陥を生じないものを合格。 | 外観検査の結果が不合格となったスタッドジベルについて全数。外観検査の結果が合格のスタッドジベルの中から1%について抜き取り曲げ検査を行なうものとする。 | ・余盛が包囲していないスタッドジベルは、その方向と反対の15°の角度まで曲げるものとする。
・15°曲げても欠陥の生じないものは、元に戻すことなく、曲げたままにしておくものとする。 | |

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 |
|--------|-----|------|------------------|----------------|---|---|--|-------------|
| 33 溶接工 | 施工 | 必須 | 外観形状検査（アンダーカット） | ・目視及びノギス等による計測 | 「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編18.4.6外部きず検査の規定による。 | 検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。 | ・「日本道路協会道路橋示方書・同解説」Ⅱ鋼橋編表-解18.4.4に各継手の強度等級を満たすうえでのアンダーカットの許容値が示されている。なお、表-解18.4.4に示されていない継手のアンダーカットの許容値は、「鋼道路橋の疲労設計指針14.3」が参考になる。 | |
| | | | 外観試験（オーバーラップ） | ・目視 | あつてはならない | 検査体制、検査方法を明確にした上で目視検査する。 | | |
| | | | 外観形状検査（すみ肉溶接サイズ） | ・目視及びノギス等による計測 | すみ肉溶接のサイズ及びのど厚は、指定すみ肉サイズ及びのど厚を下回ってはならない。ただし、1溶接線の両端各50mmを除く部分では、溶接長さの10%までの範囲で、サイズ及びのど厚ともに-1.0mmの誤差を認めるものとする。 | 検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。 | | |
| | | | 外観形状検査（余盛高さ） | | 設計図書による。
設計図書に特に仕上げの指定のない開先溶接は、以下に示す範囲内の余盛りは仕上げなくてよい。余盛り高さが以下に示す値を超える場合は、ビート形状、特に止端部を滑らかに仕上げるものとする。

ビート幅（B[mm]）余盛り高さ（h[mm]）
B<15 : h≦3
15≦B<25 : h≦4
25≦B : h≦(4/25)・B | | | |
| | | | 外観形状検査（アークスタッド） | | ・余盛り形状の不整：余盛りは全周にわたり包囲していなければならない。なお、余盛りは高さ1mm、幅0.5mm以上
・クラック及びスラグ巻込み：あつてはならない。
・アンダーカット： するどい 切欠状のアンダーカットがあつてはならない。ただし、グラインダー仕上げ量が0.5mm以内に納まるものは仕上げ合格とする。
・スタッドジベルの仕上り高さ：（設計値±2mm）を超えてはならない。 | 検査体制、検査方法を明確にした上で、目視確認により疑わしい箇所を測定する。目視は全延長実施する。 | | |
| | その他 | | ハンマー打撃試験 | ハンマー打撃 | 割れ等の欠陥を生じないものを合格。 | 外観検査の結果が不合格となったスタッドジベルについて全数。外観検査の結果が合格のスタッドジベルの中から1%について抜き取り曲げ検査を行なうものとする。 | ・余盛が包囲していないスタッドジベルは、その方向と反対の15°の角度まで曲げるものとする。
・15°曲げても欠陥の生じないものは、元に戻すことなく、曲げたままにしておくものとする。 | |

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 |
|---|-----|------|----------------------|----------------------|--|--|---|-------------|
| 38 中層混合処理
※全面改良の場合に適用。
混合処理改良体（コラム）を造成する工法には適用しない | 材料 | 必須 | 土の含水比試験 | JIS A 1203 | 設計図書による。 | 当初及び土質の変化したとき。 | 配合を定めるための試験である。 | |
| | | | 土の潤密度試験 | JIS G 0191 | | | | |
| | | | テーブルフロー試験 | JIS R 5201 | | | | |
| | | | 土の一軸圧縮試験
(改良体の強度) | JIS A 1216 | | | | |
| | その他 | | 土粒子の密度試験 | JIS A 1202 | 設計図書による。 | 土質の変化したとき必要に応じて実施する。 | 有機質土の場合は必要に応じて実施する | |
| | | | 土の粒度試験 | JIS A 1204 | | | | |
| | | | 土の液性限界・塑性限界試験 | JIS A 1205 | | | | |
| | | | 土の一軸圧縮試験 | JIS A 1216 | | | | |
| | | | 土の圧密試験 | JIS A 1217 | | | | |
| | | | 土懸濁液のpH試験 | JGS 0211 | | | | |
| | | | 土の強熱減量試験 | JGS 0221 | | | | |
| | 施工 | 必須 | 深度方向の品質確認（均質性） | 試料採取器またはボーリングコアの目視確認 | 採取した試料のフェノールフタレイン反応試験による均質性の目視確認 | 1,000㎡～4,000㎡につき1回の割合で行う。
試料採取器またはボーリングコアで採取された改良体上、中、下において連続されて改良されていることをフェノールフタレイン反応試験により均質性を目視確認する。
現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。 | 1.実施頻度は、監督員との協議による。
2.ボーリング等により供試体を採取する。 | |
| | | | 土の一軸圧縮試験
(改良体の強度) | JIS A 1216 | ①各供試体の試験結果は改良地盤設計強度の85%以上。
②1回の試験結果は改良地盤設計強度以上。
なお、1回の試験とは3個の供試体の試験値の平均値で表したものを。 | 1,000㎡～4,000㎡につき1回の割合で行う。
試験は改良体について上、中、下それぞれ1供試体で1回とする。
現場の条件、規模等により上記によりがたい場合は監督員の指示による。 | 実施頻度は、監督員との協議による。 | |

| 工種 | 種別 | 試験区分 | 試験項目 | 試験方法 | 規格値 | 試験基準 | 摘要 | 試験成績表等による確認 | |
|----------|----|------|------------------------|-------------------|-------|---|--|-------------------------|--|
| 39 鉄筋挿入工 | 材料 | 必須 | 品質検査
(芯材・ナット・プレート等) | ミルシート | | 設計図書による。 | 材料入荷時 | ○ | |
| | | | 定着材のフロー値試験 | JSCE-F521-2018 | 9~22秒 | 施工開始前1回および定着材の材料や配合変更時に実施。1回の試験は測定を2回行い、測定値の平均をフロー値とする。 | 定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合 | | |
| | | その他 | 外観検査
(芯材・ナット・プレート等) | ・目視
・寸法計測 | | 設計図書による。 | 材料入荷時 | | |
| | 施工 | 必須 | 圧縮強度試験 | JIS A 1108 | | 設計図書による。 | 施工開始前1回および施工日ごと1回
(3本/回) | 定着材をセメントミルクまたはモルタルとする場合 | |
| | | | 引き抜き試験 | 地山補強土工法設計・施工マニュアル | | | ・施工全数量の3%かつ3本以上を標準とする。
・載荷サイクルは1サイクルとする。 | | |
| | | その他 | 適合性試験 | 地山補強土工法設計・施工マニュアル | | 設計図書による。 | ・地層ごとに3本以上を標準とする。
・載荷サイクルは多サイクルを原則とする。
・初期荷重は、5.0kNもしくは計画最大荷重の0.1倍程度とする。 | | |